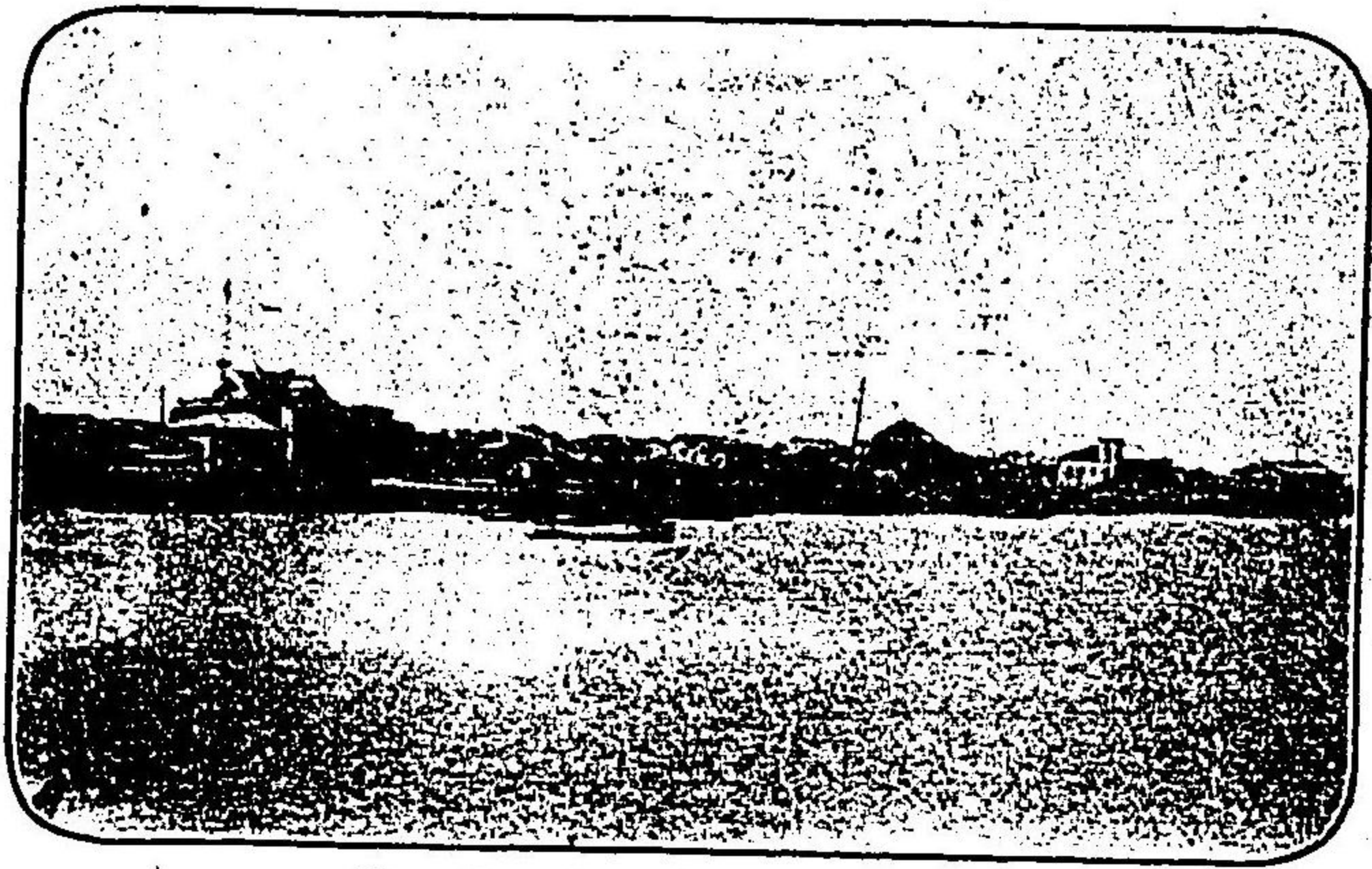


工本V65

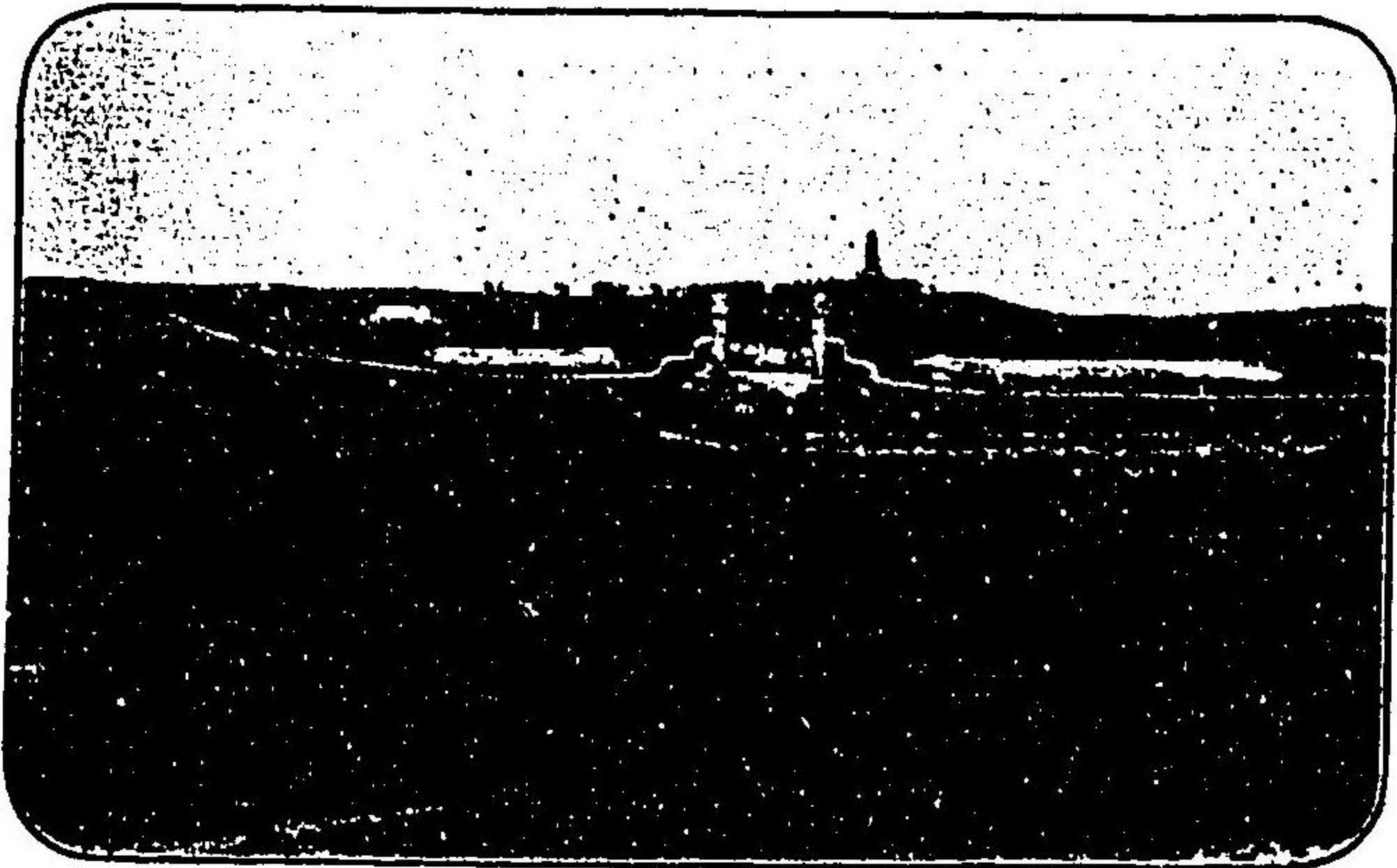
澎湖風土記



媽宮市街之遠景

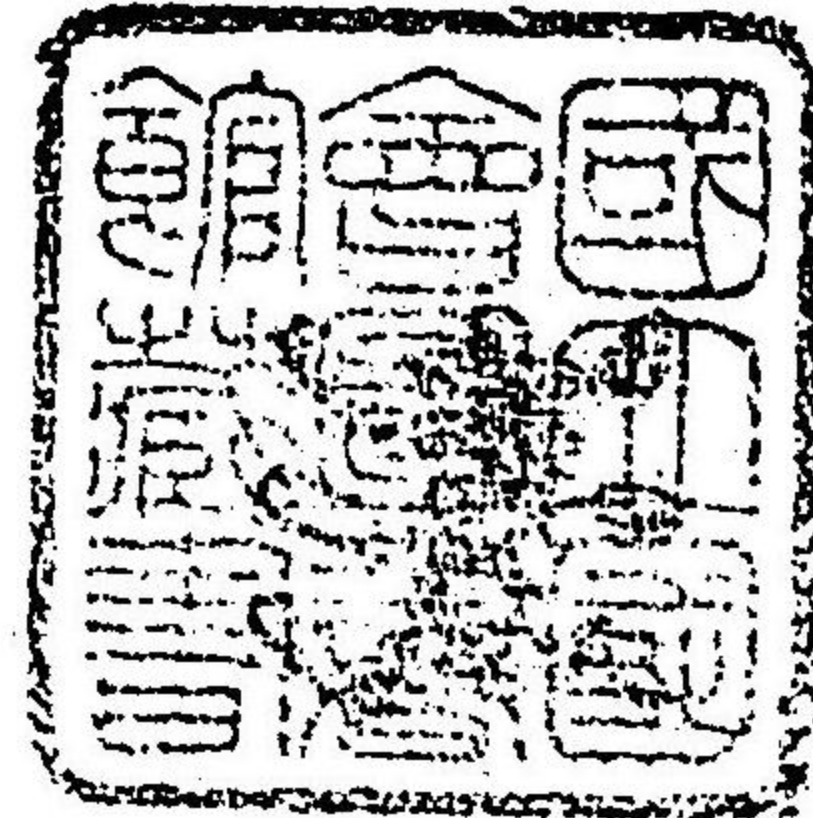


媽宮港埠頭之景



千人塚之遠景

292.24
I 129 元



國立國會

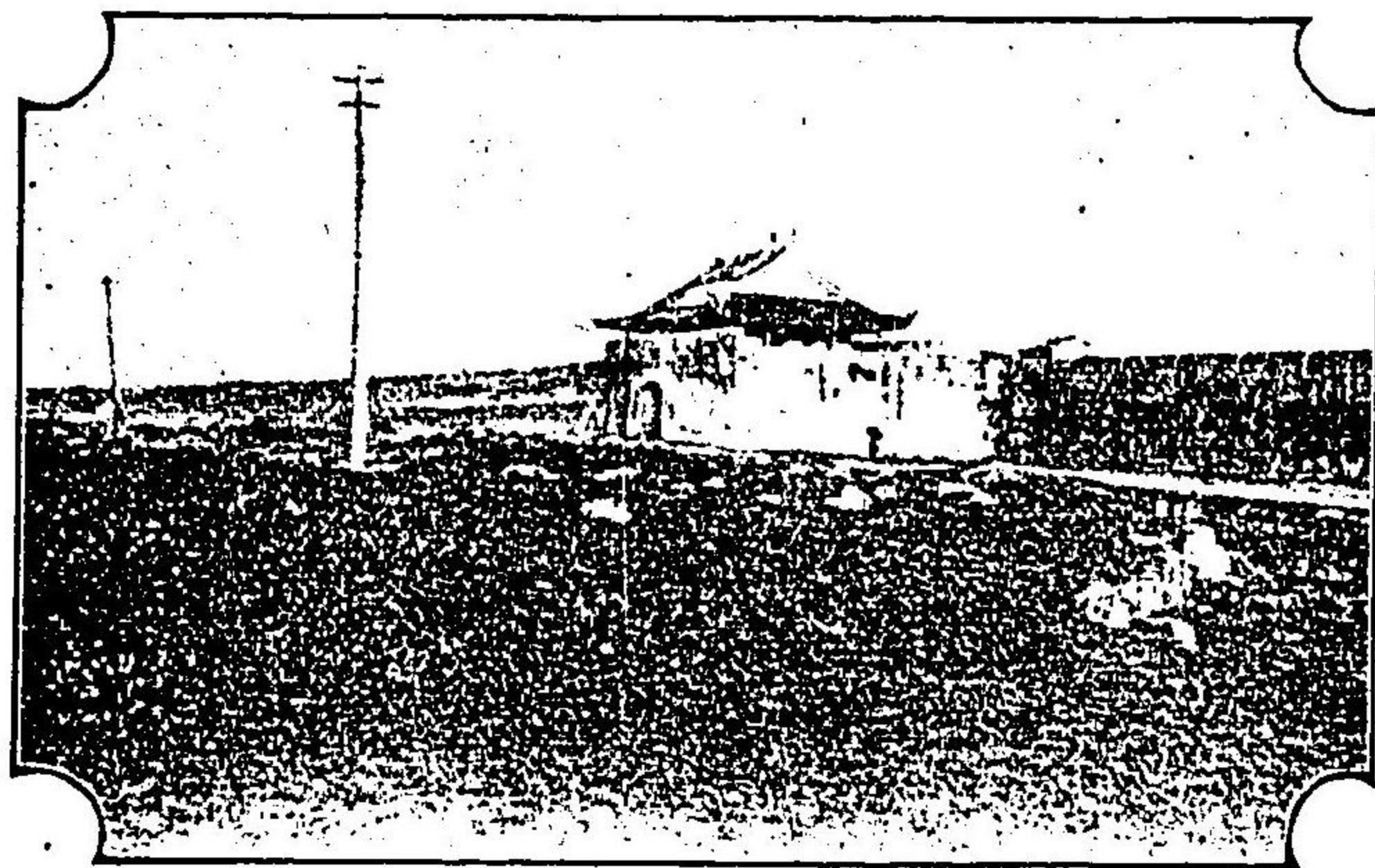
圖書館

25.12.4

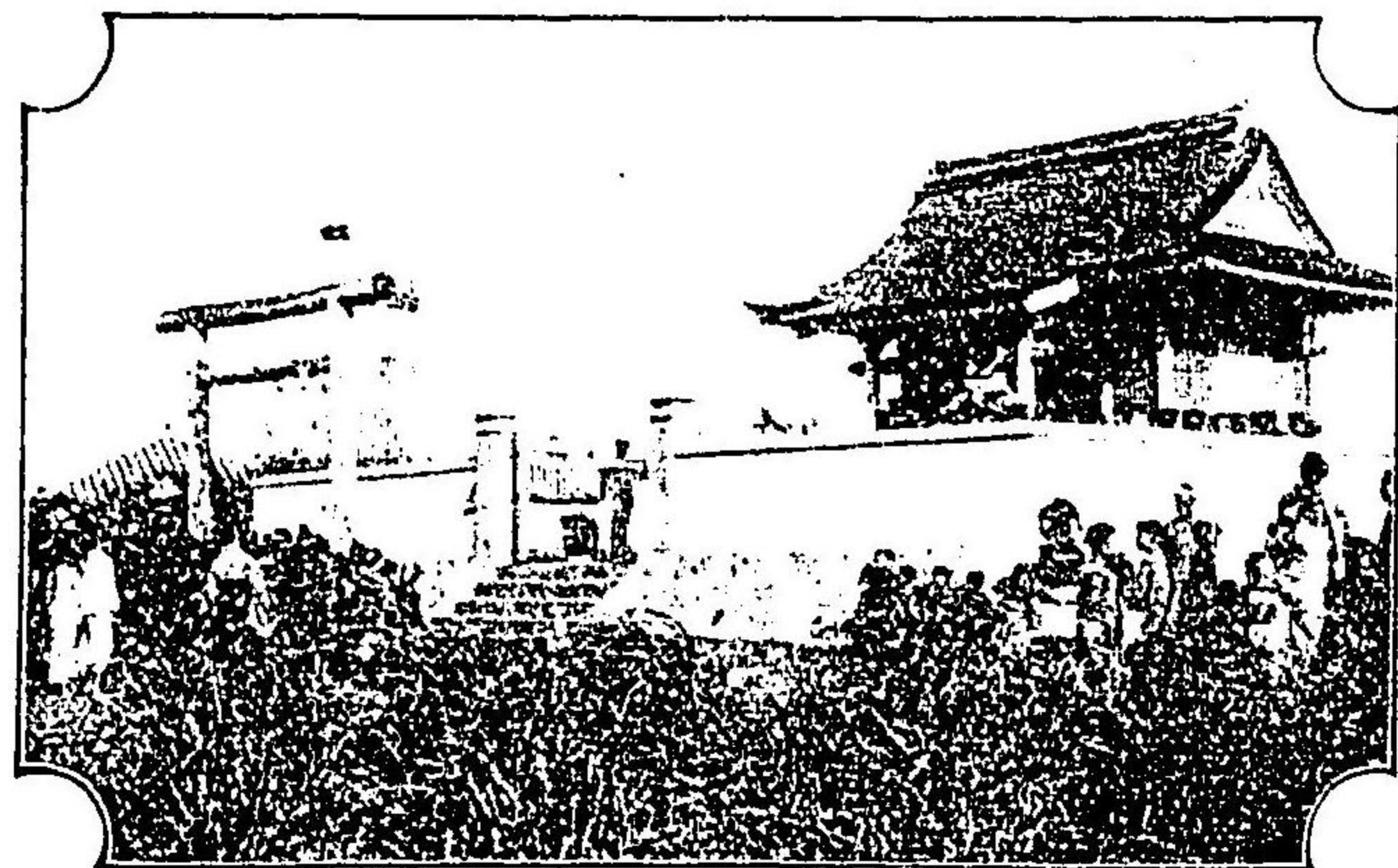
圖書



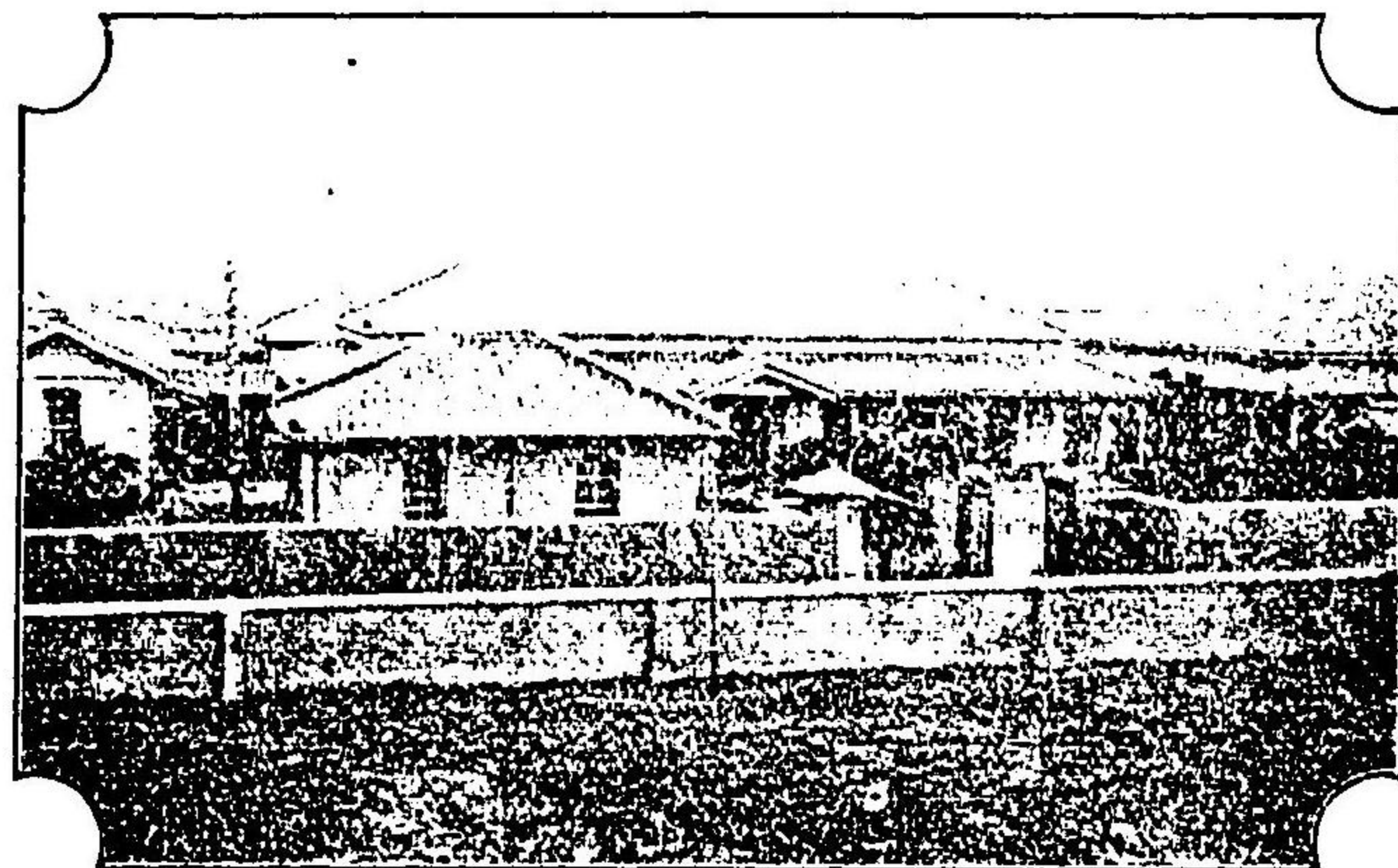
219584



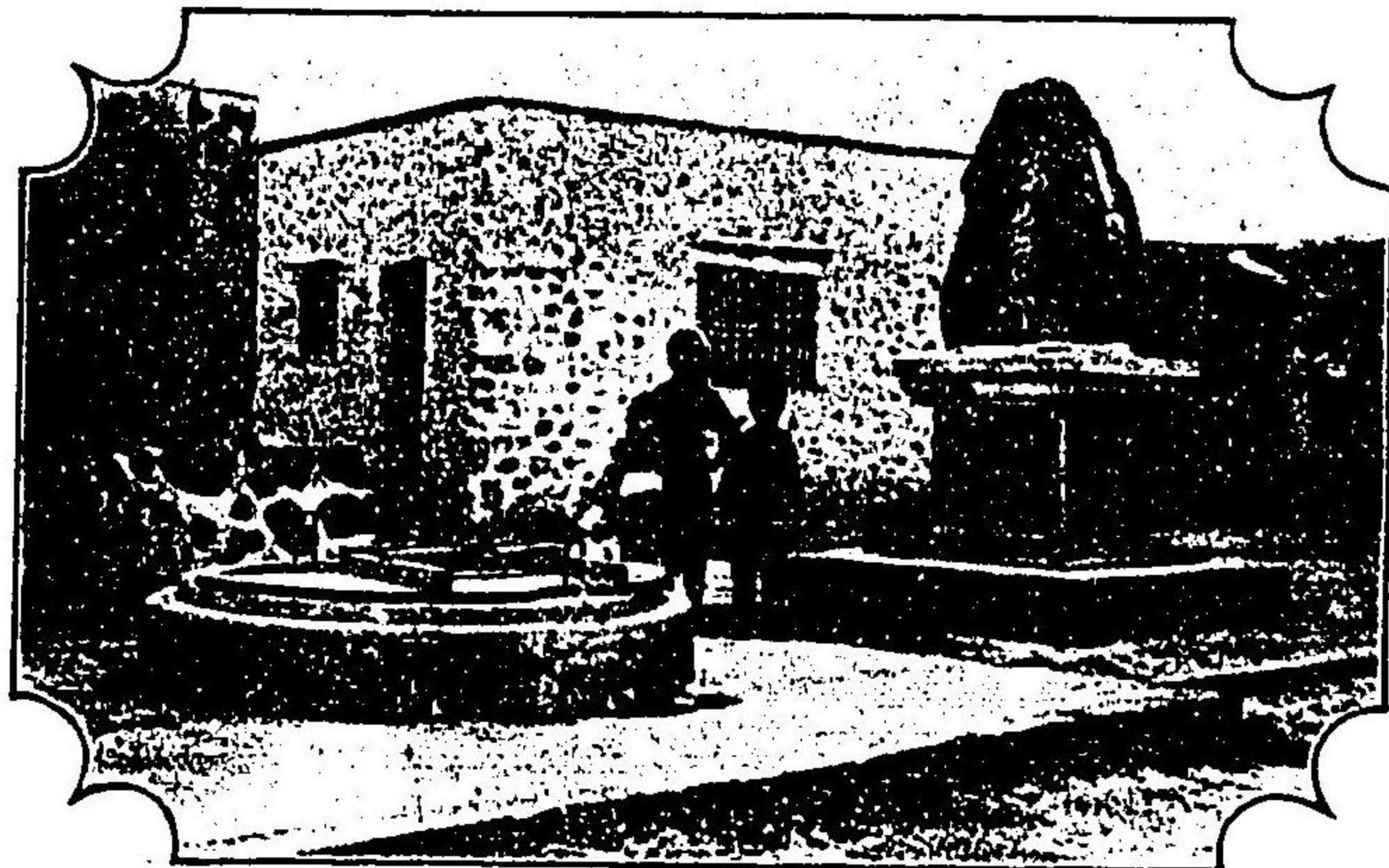
媽宮城拱辰門



媽宮城內聖母神社遙拜所



澎湖島要塞司令部



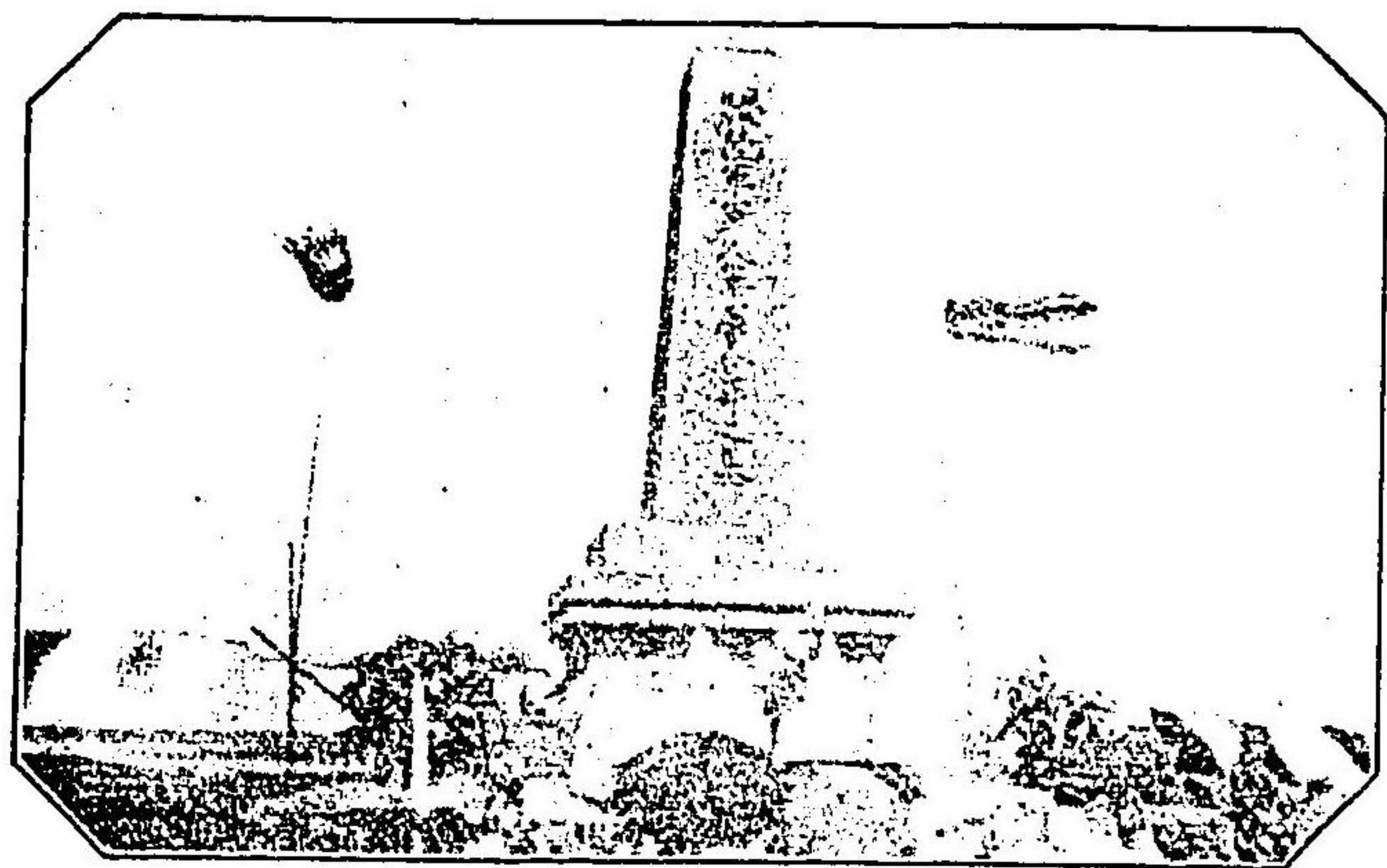
媽宮城內萬歲井



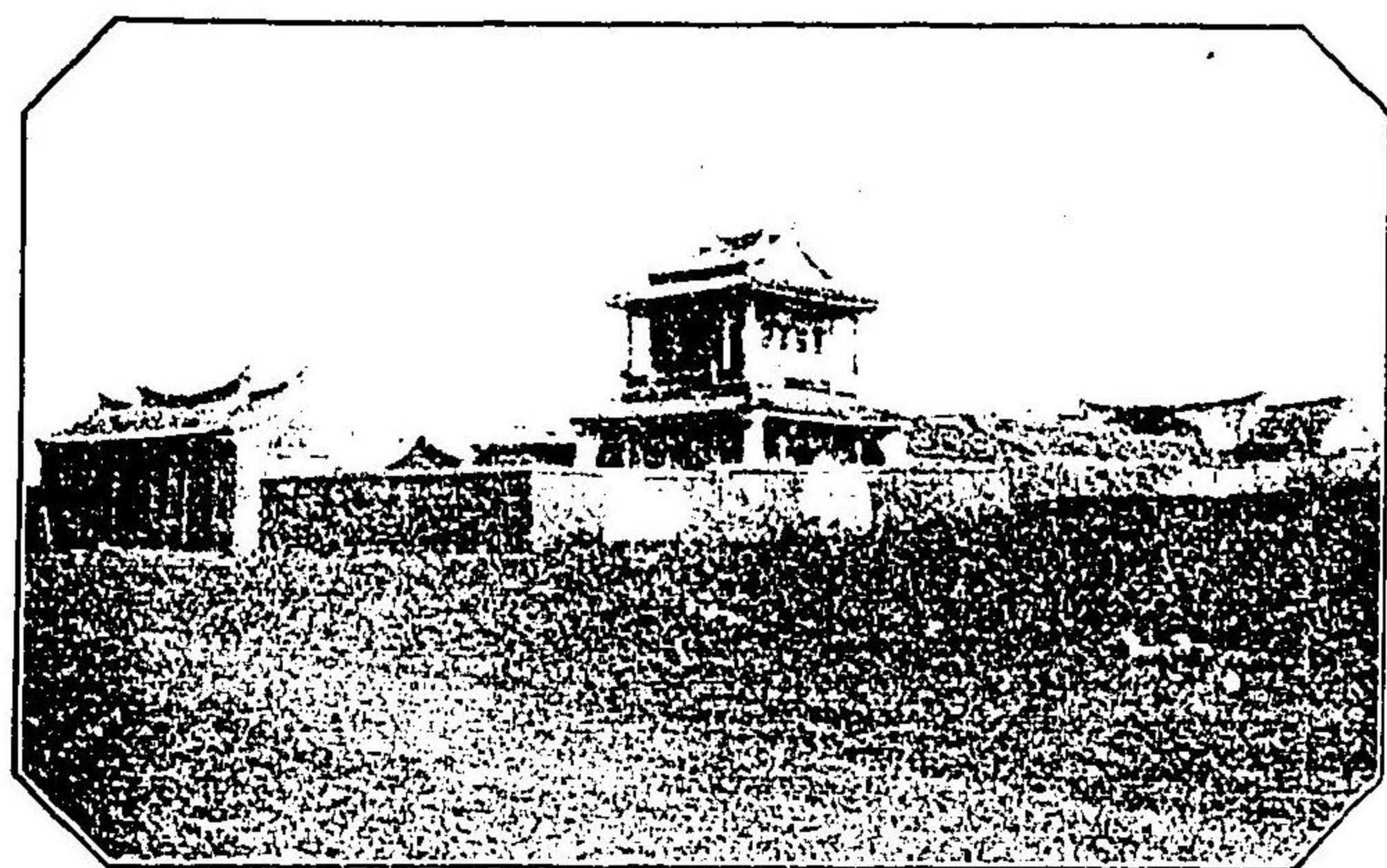
澎湖廳表門



媽宮城朝陽門



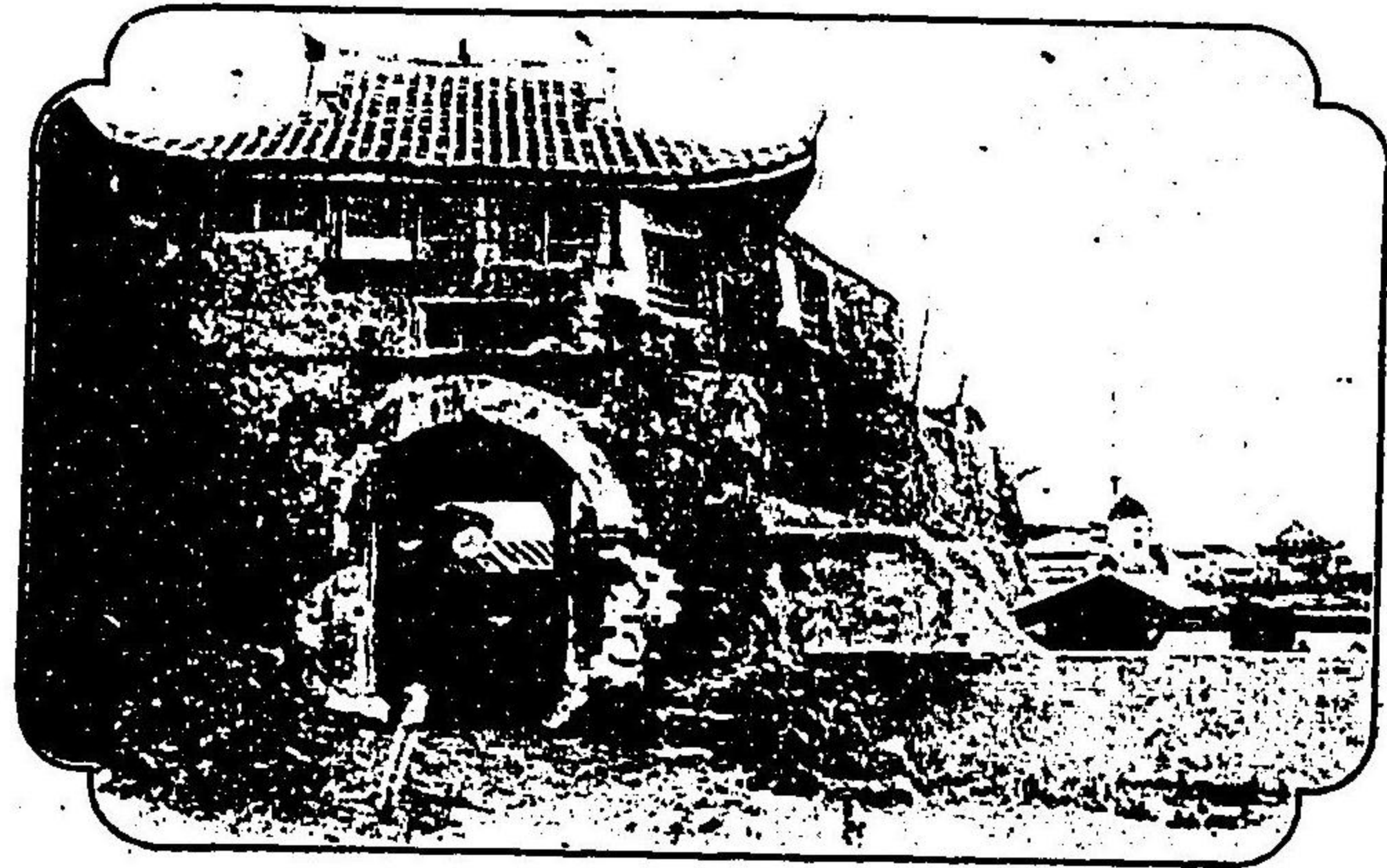
千人塚



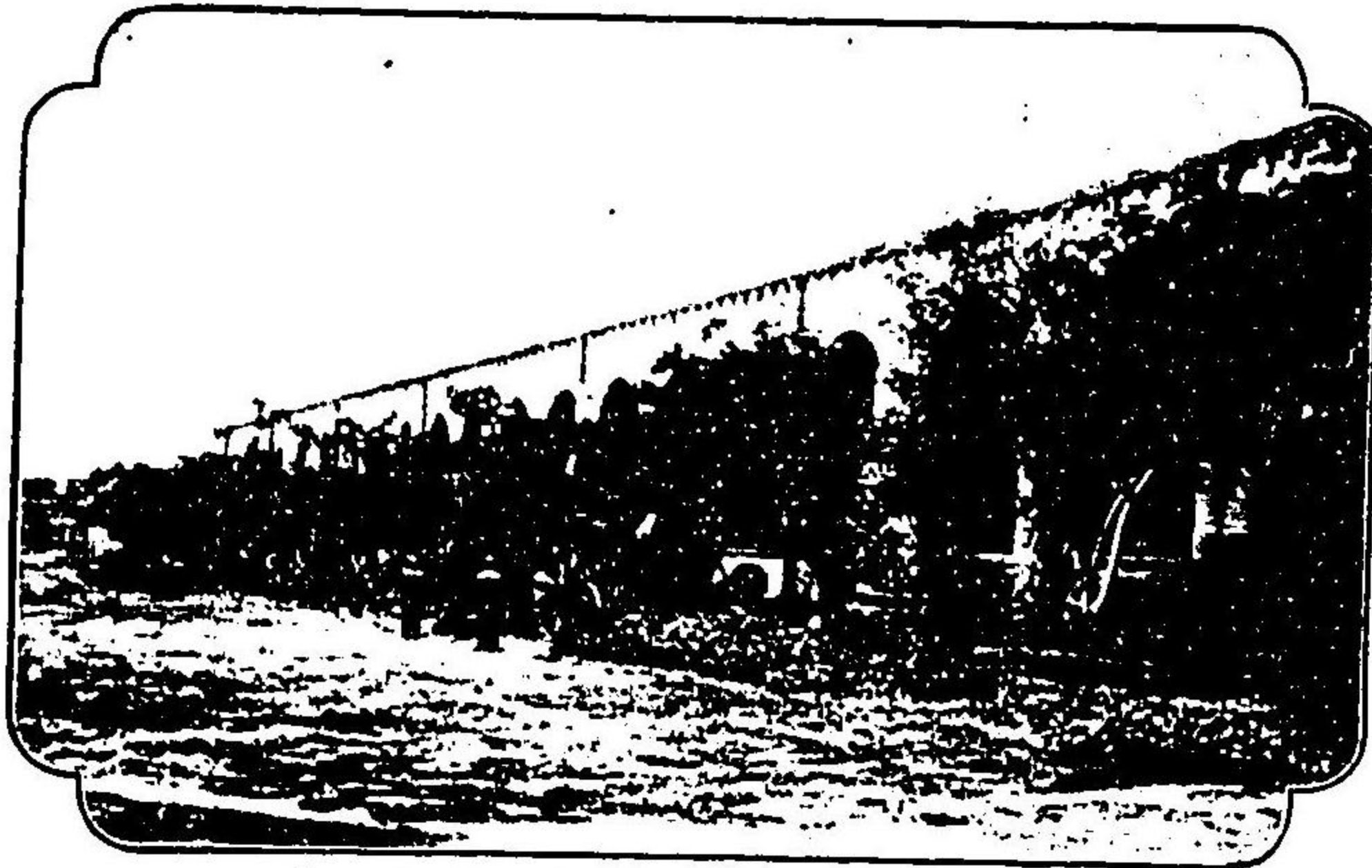
文石書院



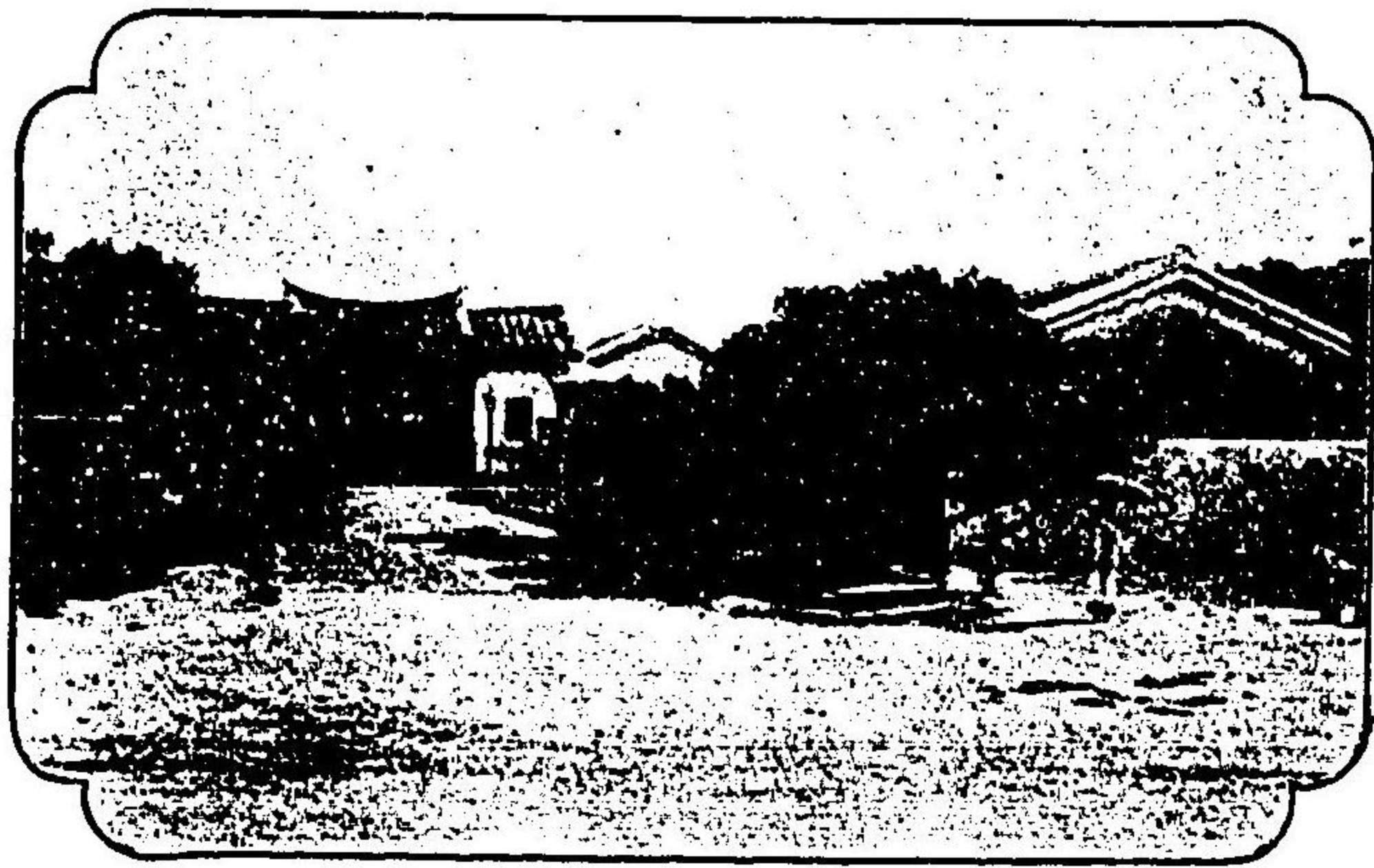
媽宮小學校



媽宮城順承門

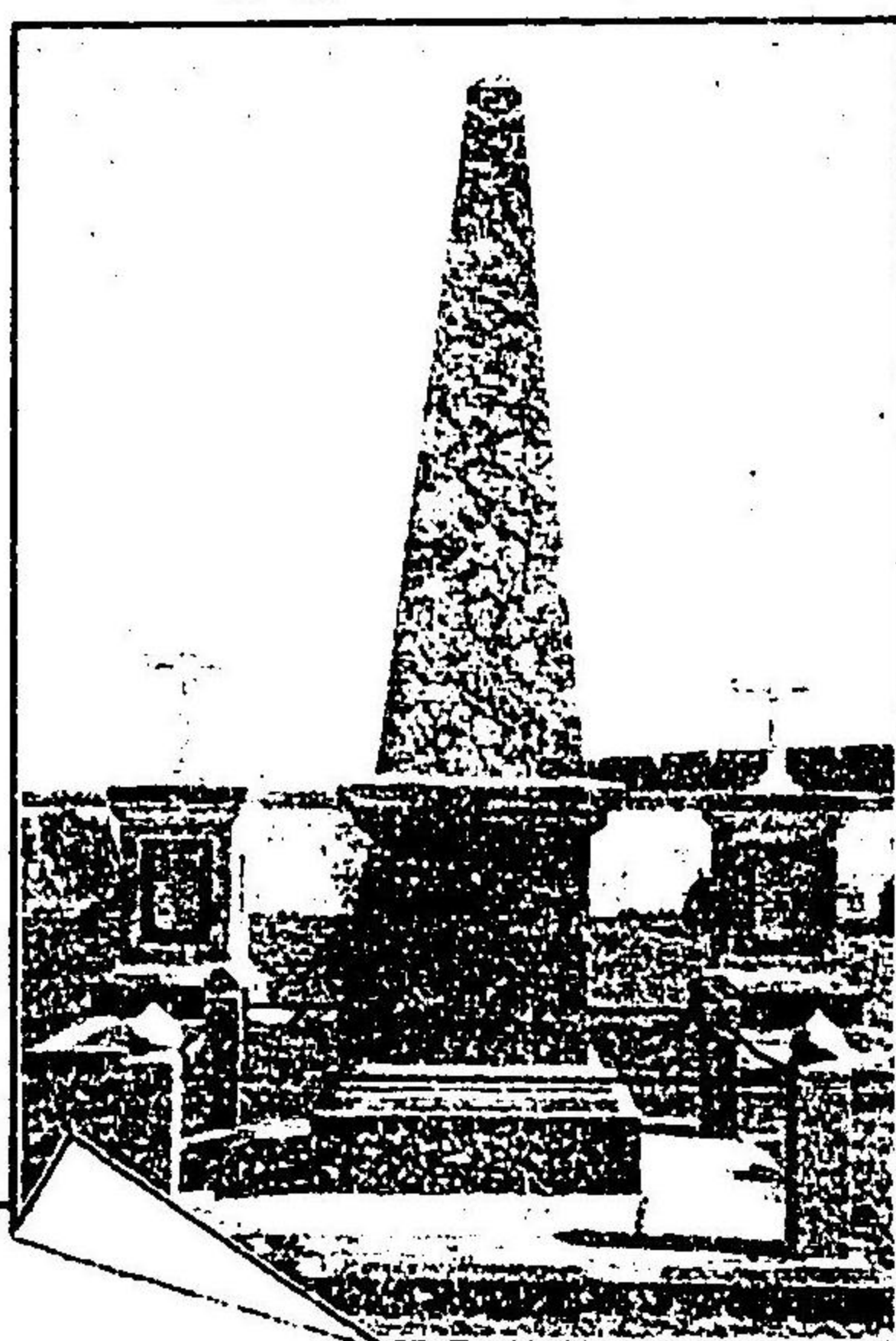


澎湖島重砲兵大隊兵舍

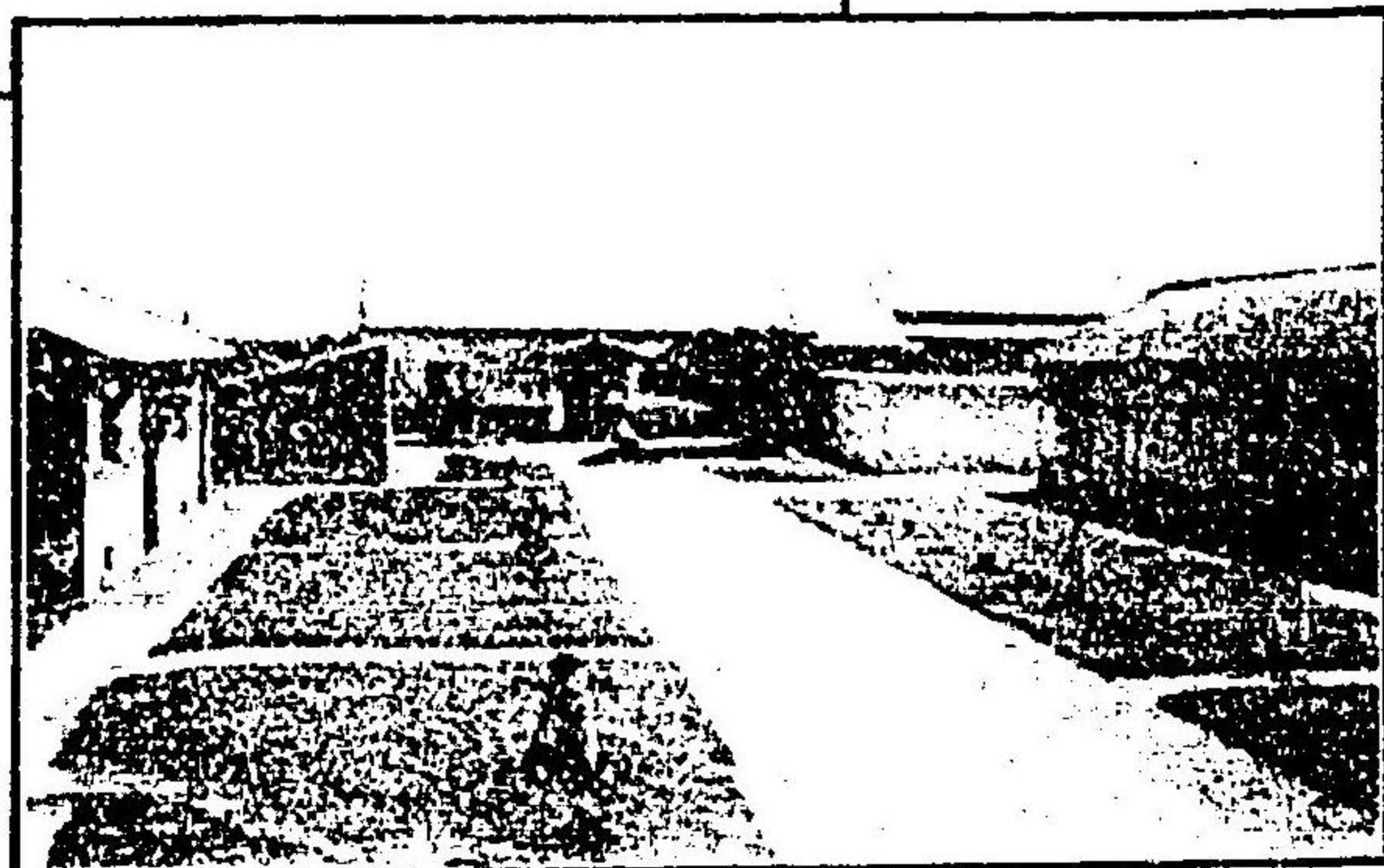


澎湖島憲兵分隊

墓之「ペールク」



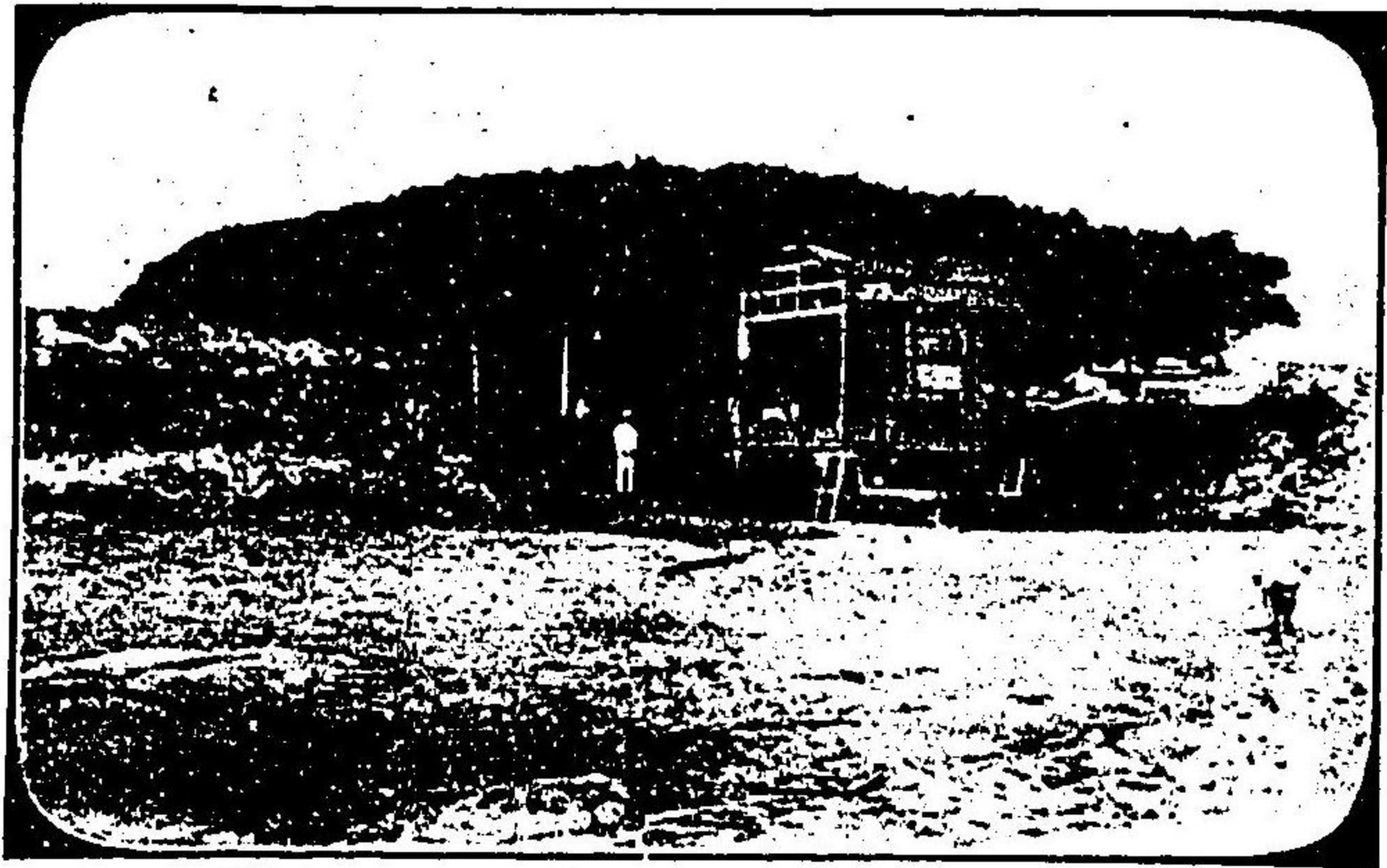
姫宮城内天后廟(媽祖廟)



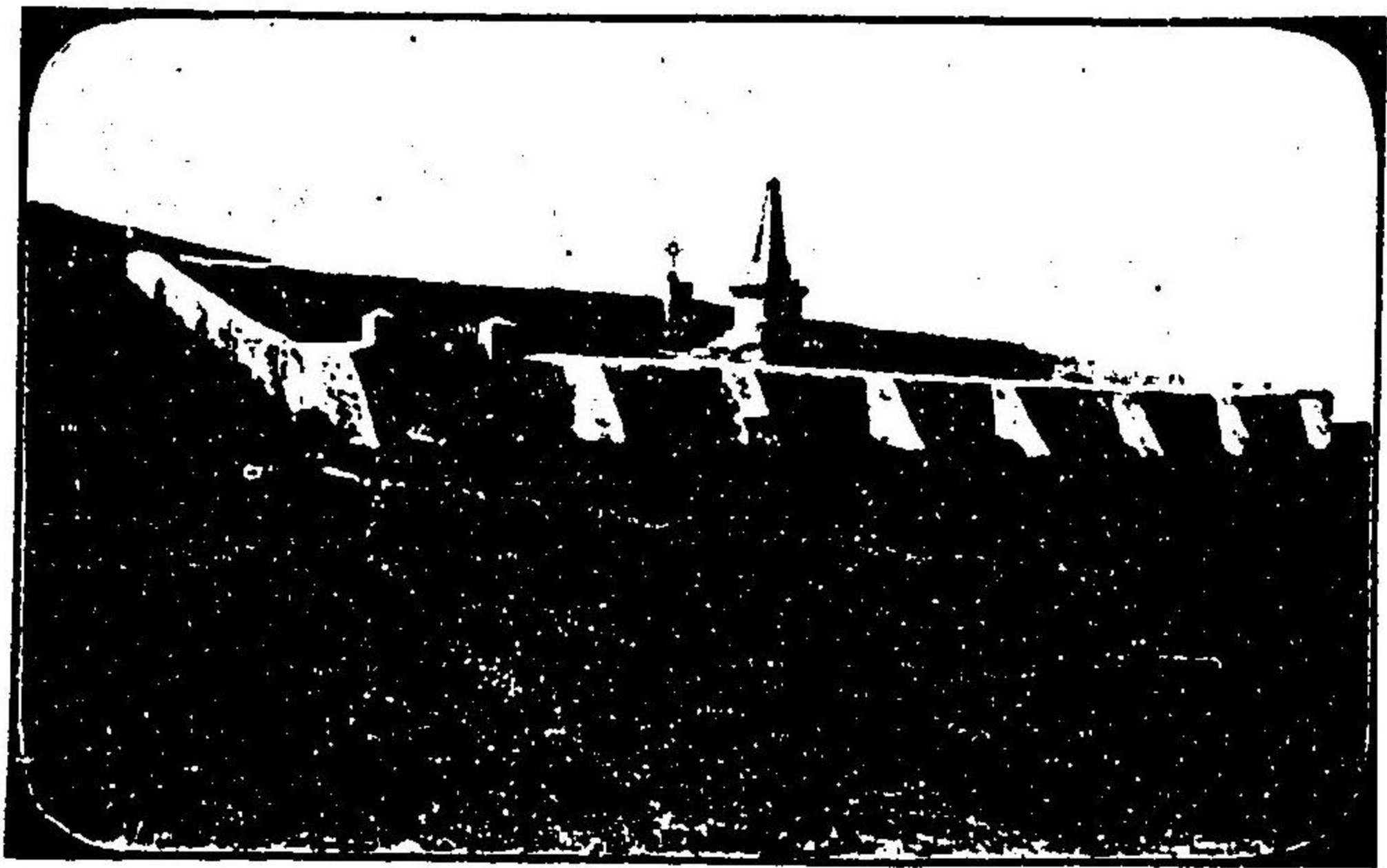
院祠成衛島湖澎



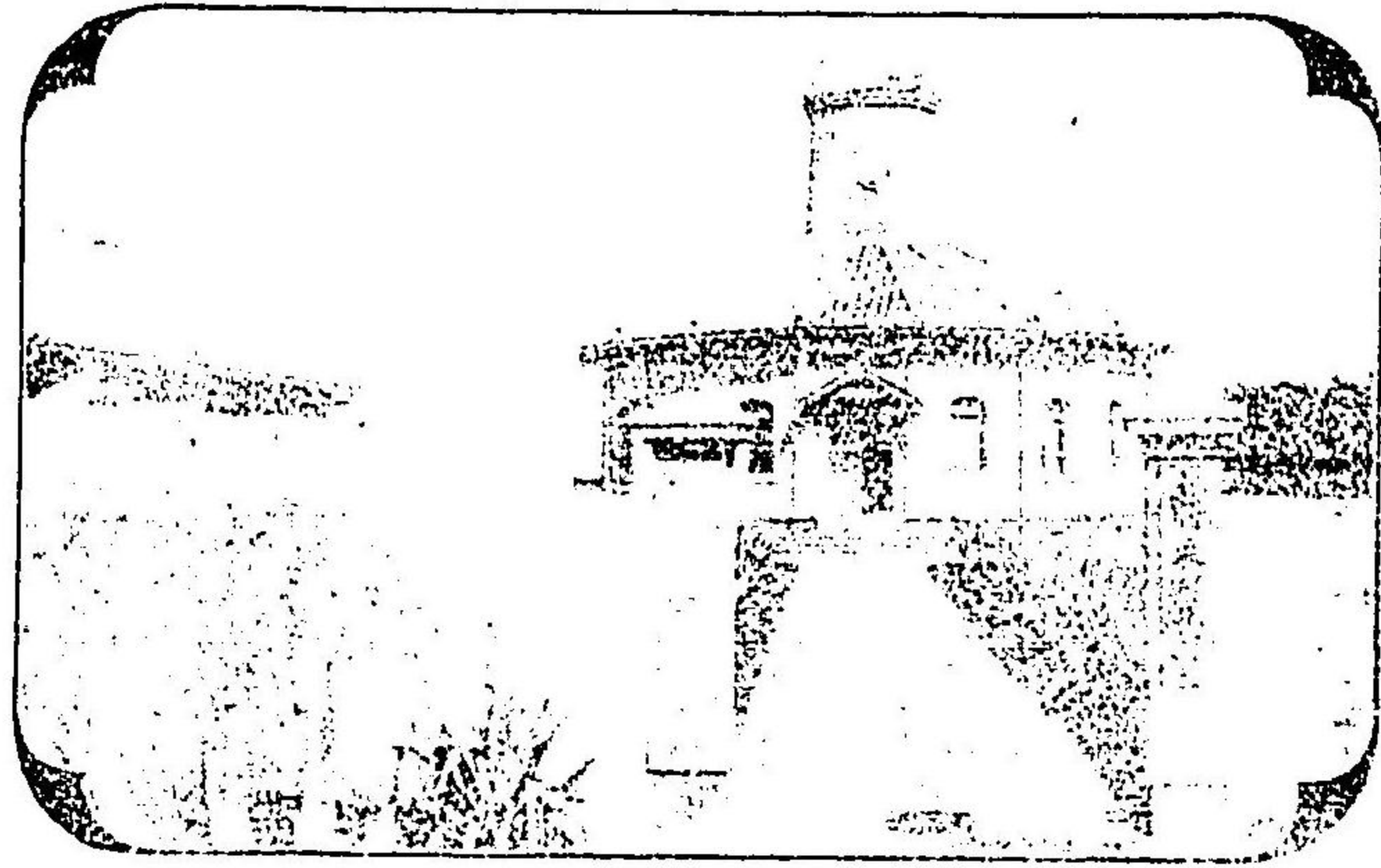
澎湖島土人之家庭



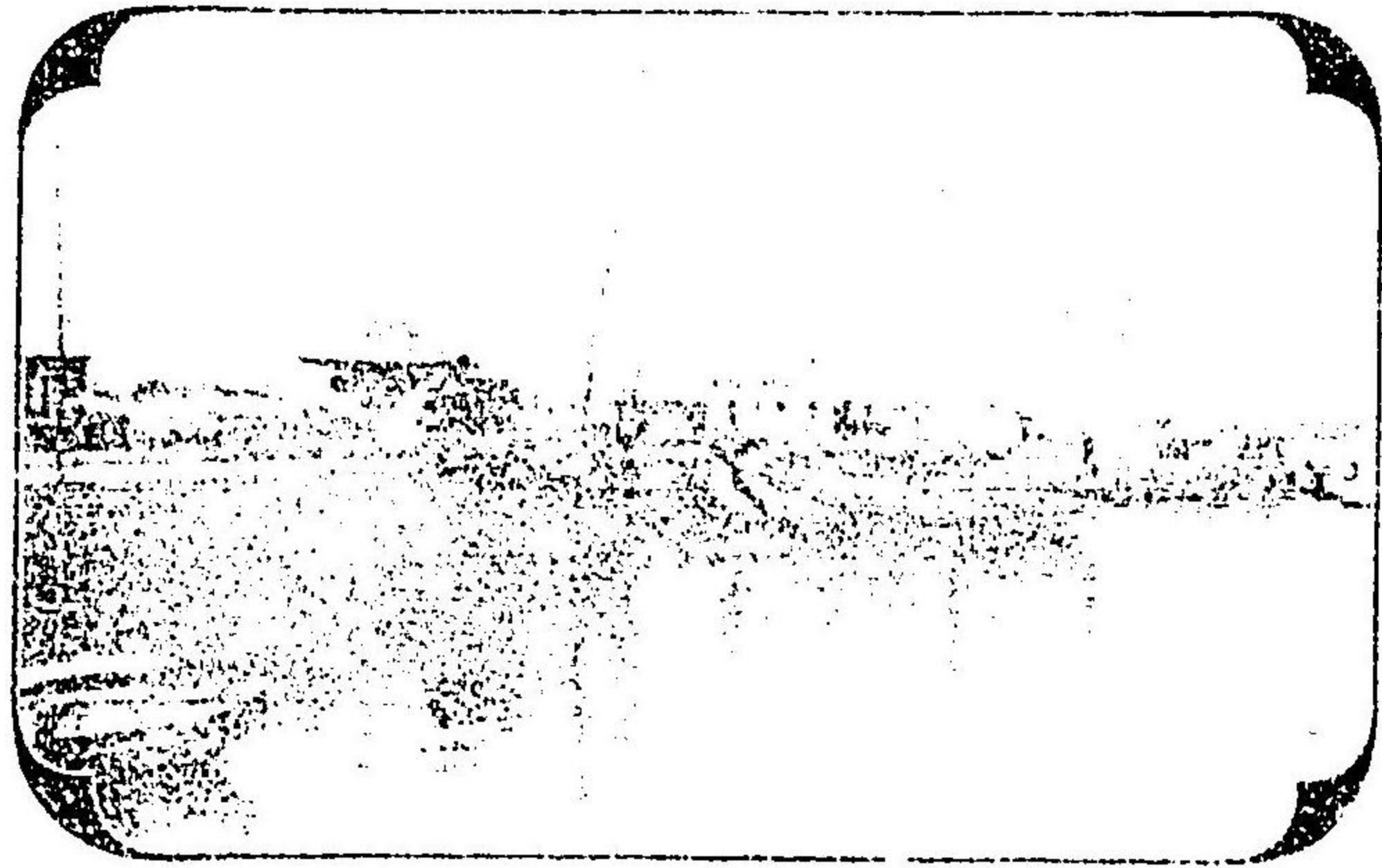
澎湖島第一之樹(白沙島通梁之榕樹)



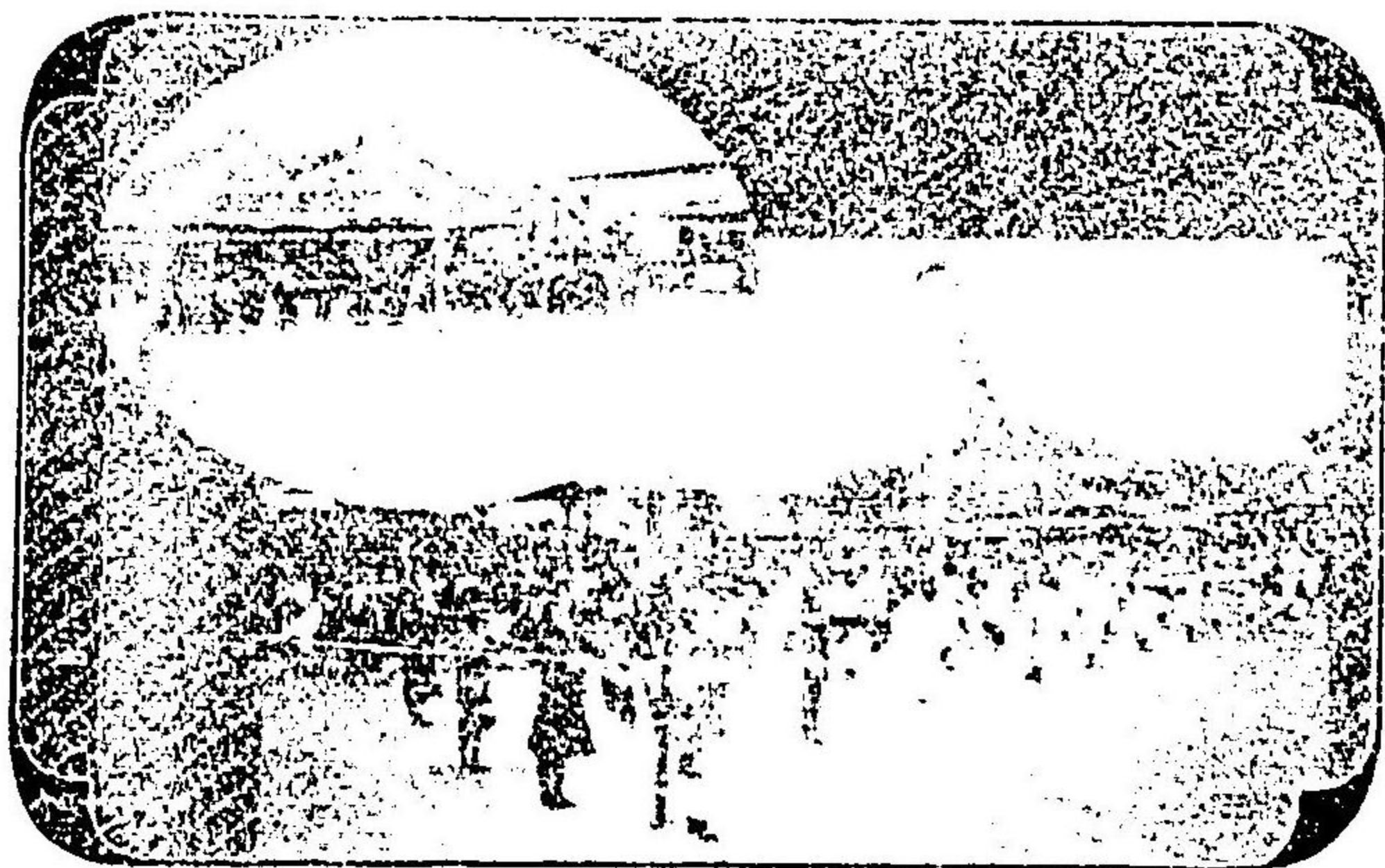
風櫃尼萬人(佛蘭西人之墓)



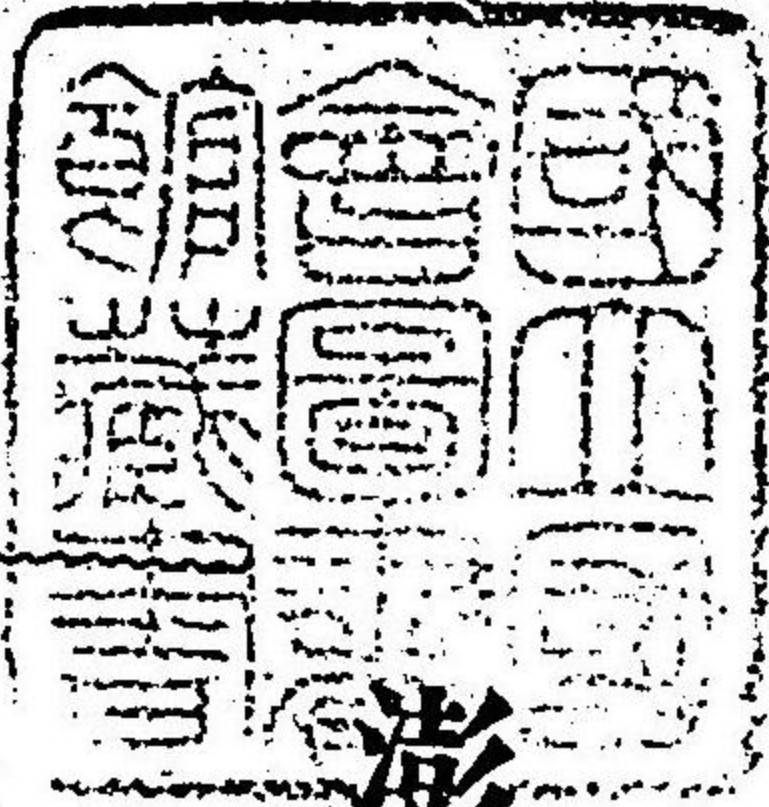
湖 島 湖 候 所



媽 宮 稅 關 支 署



媽 宮 小 學 及 運 動 會



澎湖風土記

緒言

(一)

言

緒

澎湖島は帝國の南門臺灣の鎖鑰なりと云ふ然れとも世人は多く澎湖島を知らず或は其地は珊瑚礁より成ると信する者あり或は翠綠滴らんとする樂園と想像する者あり或は天産物に富みたる沃土と信する者あり或は瘴厲の氣に充ちたる不健康地と思ふ者あり是れ澎湖は交通不便なる南海の一隅に僻在するを以て世人に紹介せらるゝ機會なきと未だ經濟上に於て世人の注目を引くに足る價值ある要素の發見せられざるに因る可しと雖も畢竟澎湖に關したる記録の多く世人に知れざるは其一大原因なりとす是に於て余は二三の記録に據て調査し得たるもの及び親しく見聞せしものを集め一小冊子を編し澎湖風土記と名け之を以て聊か澎湖の實況を世人に紹介せんとす

地形港灣等に就ては本書猶ほ盡さざる所多し是れ要塞地帯法に違背するの恐れ

あるが爲め餘儀なく之を省略し地形の如きは山川の部に於て單に詩的に之を述
ふるに止めたり同一の理由に依り戦紀に對照すへき詳圖も之を省けり故に戦紀
を読む人をして隔靴搔痒の感あらしむ可し看者之を諒せよ

明治四十三年二月下浣

著 者 識

序

澎湖は東洋の咽喉日本の南門なり則ち清國福建艦隊根據地たる福州灣に對して
は一衣帶水を隔つるのみ英國東洋艦隊根據地たる香港及米國東洋唯一の軍港た
る馬尼刺スピック灣に到るには一日航程餘に過ぎず佛國東洋艦隊根據地たる柴
棍又甚だ遠からず實に是等諸點に對し日本帝國第一の關門を形成し又臺灣島の
鎖鑰にして古より澎湖を有する者必ず臺灣を有するは歴史の證明する所なり【本
文戦紀の部参照】明の萬曆以前此地海賊外寇の巢窟たりし時代は臺灣亦明朝の主
權確實に行はれざりし時代とす和蘭人一度此島に據りしも明朝と交讓し是を棄
て臺灣を取れり然れ共澎湖を棄つるは猶ほ臺灣を棄つるが如し宜べなり明朝の
殘黨鄭成功の一撃に遇ひ忽ち其驅逐する所となれり而して鄭氏此地を保ちし間
は清政府新興の勢力を以て尙ほ一指を臺灣に染むること能はず爾來清政府數年
間の久きに互り準備を整へ數百の戦艦を建造し數萬の海員を養成し以て此島を
略取するや臺灣は遂に戦はずして降るに至る後朱一貴亂を作し其勢猖獗にして

清政府は一時臺灣を放棄するの止むなきに至れりと雖も幸に澎湖を保有しありたるを以て幾くならずして之れを恢復するを得たり當時朱一貴の勢力の大なるや遙に鄭氏の上にあるに鄭氏は二十餘年を保ち朱一貴は一年を保ち能はざりしもの全く澎湖を有せざりしに據る降て光緒年間に至り佛人此に據り清廷和を請ひ日本軍之れを占領するや清廷遂に臺灣をも讓與せざるを得ざるに至れり實に澎湖は臺灣と唇齒の關係を有す往時支那人中には之れを放棄するの論を唱へし者多かりしも亦具眼者ありて其保有の切要を論し其險要を説ける者尠からず今其三四を摘記し彼等の意向を窺ふに供す

一金廈【金門厦門共に福建省の要地なり】を屏障し臺灣を扼守す眞に東南半壁の爲め一大鎖鑰なり易に曰く王公險を説くと傳に曰く形格し勢禁すと烏そ彈丸鼎子たるを以て之れを忽にす可けんや【參蔣氏檄稿】

二海中の島嶼最も險要にして而して迂廻するもの澎湖に如くものなし蓋其山周圍數百里險口船を横ふるを得す内溪千艘を容る可し海中舊と三山の目あり澎湖は其一のみ東なるは則ち海壇西なるは則ち南澳誠に天設の險なり何ぞ棄て

ゝ以て敵に資すべけんや【方輿紀畧】

三澎湖は漳泉【漳州泉州共に福建省にあり】の門戸たり而して北港【臺灣の異名】は即ち澎湖の唇齒なり北港を失へば即ち唇亡齒寒し特に澎湖を慮らざるば漳泉亦憂ふ可きなり北港は澎湖の東南に在り又之れを臺灣と云ふ【方輿略記】

四臺灣は海疆なり澎湖は即ち叢爾たる丸泥にして海上に點々し疆域の言ふに足るものなし然れ共地は中流に據り輔車の相倚るか如し故に凡そ海船臺に過るもの必ず澎湖を見て標準となす或は風潮順ならざれば則ち澎湖に收泊し幸に覆跌を免る是れ唯無事の時に在るのみ若し臺灣事有れば澎湖軍毎に應援を爲す即ち輪船を以て軍資を轉輸し徑捷飛ぶか如く必ず澎湖に局を設け支應し以て其乏を濟ふべし是故に澎湖を守り中外相呼應し以て朕離要截の患なからしむ可し之れを人身に譬へなば臺灣の圖【福建省の地を云ふ】に於ける唇の其齒を守るか如く手足の頭目を擗くか如し而して澎湖は其筋節脈絡なり安そ小なるを以て之れを排かんや【中略】圖を守る者必ず臺を守る者必ず兼て澎湖を守る蓋し澎湖を守るは即ち臺を守る所以にして而して依て以て圖を衛るなり之れを守

るの道奈何曰く險を恃むなり險を弛むるなく岸を畫するなり以て自ら固ふし
險を委して敵に與ふるなきのみ(澎湖廳志)

五惟ふに日人は今や北に嶋張すと雖も其志一日も臺灣を忘るゝものに非ず【中略】
從來臺灣を爭ふものは必ず首めに澎湖を爭へり蓋澎湖は優に數十の海艘を泊
すべく踞して以て根據となすに適すればなり我れ能く澎湖を保たんか敵に寄
泊の地なく洋面に遊行するも勢ひ長く臺灣を孤立せしめ守り難きに擠すこと
能はず澎湖の媽宮西嶼兩島相對し中に海程二十里を隔つ之れを要扼となす云
々(明治二十七年臺灣巡撫唐景崧ノ臺灣ニ關スル奏議)

澎湖は眞に天設の險にして臺灣及支那南部に對して要扼たること以上數篇の所
論能く之れを盡せり然るに古來此天險を守て能く敵の攻撃に堪へたる一の實例
無きは亦奇怪の現象と謂ふ可し海寇は之れを措て問はず和蘭人は此に據り明軍
の攻撃を受け相互の交譲に依るとは雖も遂に之れを棄て劉國軒は戰艦二百隻砲
臺十數座兵員一萬を以て此地を守り施琅の攻撃を受け旬日ならずして陥落し佛
蘭西人は二日間に之を攻略し日本軍は二等巡洋艦七艘より成る艦隊及び六艘よ

り成る水雷艇隊並に後備歩兵三大隊山砲兵一中隊より成る混成支隊を以て僅に
小銃彈二萬發餘山砲彈四十八發海軍各種砲彈一千八十發及び犧牲三名を以て新
式大口徑海岸砲十數門野砲十餘門守兵五千餘人を有する此要塞を二十四時間に
して陥められたり(明治二十八年三月二十三日午前十一時三十分發正)以上
の現象は大に注意
すべき要件なりとす若し夫れ一二戰役の結果のみなれば特別の原因偶然の結果
と見做すべきも時代を異にし事情を異にする各戰役の結果殆ど同一徹に出づる
とせば何物か共通の原因なからざるべからず然らば其共通の原因とは果して何
なるやを講究するに全く澎湖が海洋の中に僻在し世人より閑却せらるゝに在り
澎湖の重要な地たるは世人之を説かざるに非らず支那人にして尙ほ且つ之を切
論せること前に掲ぐる所の如し然れ共邊疆寂寞の地なるを以て識らず知らず之
を等閑に附せらるゝに至る見よ支那人が口には金厦の屏障東南半壁の鎖鑰漳泉
の門戶臺灣の唇齒と説くと雖も是れが防備を爲すに於て果して斯の如き注意を
以て力を盡せしや否や殊に彼等は此地を以て配所視したるの觀あり從て守備の
統領以下の人物は彼等の中に在ても第二流第三流以下の者を以て充てたるが如

し宜べなり澎湖各戰役に於て統領以下高級の將校にして一人も要塞と運命を共にしたる者なきを見るべし【本文戦紀の部参照】是に於て若し帝國の南門臺灣の鎖鑰たるしめんと欲せば世人は一層の熱心を以て此地を研究し斷えず注意を爲すを要す而して城を守り地を衛るには獨り天險のみを恃むに足らず必ず之を守るの人に俟たざるべからざるを知らば此絶海の孤島に於て氣候と闘ひ不便を忍び趣味なき境涯に於て業務を執る所の官民に對し同情尊敬の念を以て迎ゆると同時に此地に勤務する軍人官吏をして事實に於て眞に帝國南門を守るの光榮を感せしむるが如き方法を講せざるべからず

澎湖の地たるや四時降雨少なく植物の發育に最も必要な滋潤を缺き利さへ冬季は強烈なる北風連日絶ゆることなく草木自然の生長を沮害し加ふるに土民は燃料として草根を掘去るか爲め滿地赤裸々其表層を露出し激甚なる風水蝕の作用を受け年々歳々其土壤を削去せらるゝを以て今日に於ても既に殆ど膏土を留めず火成岩より成る地殻を露はし最良の畑地と雖も僅に砂礫を混する瘠土の薄層を留むるのみ或は全く土壤を留めざる所尠なからずして農民は窪地に滯溜

せる土壤或は海濱の細砂を運び來り畑に入れ播種し得るに過ぎざるものあり故に此状態を以て推移せば百年若くは數百年の後に至らば本島に於ては耕作し得べき地面殆ど無きに至るや昭々乎たり此時に當り對岸より土壤を輸入し來り耕作を續行するも猶ほ經濟上有利なれば農業は繼續せらるべしと雖も若し然らずんば澎湖に於ける農業は自然に廢滅に歸し今日の農民は他に轉業するか或は島外に移住するの外なからん現在澎湖島の面積八方里耕作地五千七百町歩を有し一年の地租は僅に六百三十餘圓を徵集し得るのみ併かも農民は猶ほ其負擔の重きを嘆せり以て土地の肥瘠を知る可し愚昧なる土民等は年々其所有地の削去せられつゝあるを見るも敢て怪ます又憂とせざれ共識者は今日に於て彼等の爲め救済の策を講ずるを以て緊要の事とす

澎湖は蕞爾たる島嶼の群聚より成り土地狹小磽薄にして稻麥を産せず其他の穀物亦少なきに反し人口過多なるか故に【本文戸口の部参照】人民は既に島外より食料品を輸入し來り生を繋かざる可からず一方には亦木竹桑麻を産せざるを以て家屋建築材料其他人家日常の器物消耗品等一として他に仰き轉請し來らざるも

のなし然るに島内より他に輸出する物産は極めて少なく剩さへ近時陸海軍其他の内地人來り住する者多く需用増加し物價騰貴し島民の生活に一層の困難を加へ其疾苦の状見るに忍びざるものあり即ち彼等は牛柴牛糞を乾燥したる物を云ふ及草根を薪とし韓米切午薯を云ふを炊きて常食となす【本文飲食の部参照】に過ぎざれば營養不良にして菜色あり世の進歩と共に下層細民の生活は益々困難となるべきは孰れの國民も免るべからざる趨勢なりと雖も澎湖の民の如く天恵に乏しく不幸の境涯に在るものは亦渺なかる可し彼等は極めて郷國を愛す故に天恵少なき此土を去り他に移住するは其欲せざる所なり亦假令移住するも生活の道を求め得べき智識技能を有せざるものなり故に識者は之に向て救済の法を講せざる可からず

農業の發達望むべからず商工業亦盛大となるべき要素を有せず【本文商工業並に貿易の部参照】有利なる地中の礦物未だ發見せられざる【南臺灣青螺社に一小炭礦ありと雖も炭量少なく炭質亦悪しく多望ならず】今日に於て澎湖の繁榮を圖らば一に水産業の振起に在りとす世人は澎湖の魚價廉なるを聞き魚族豊富にして漁

業の有利なるを憶ふと雖も未だ必ずしも樂觀すべきものに非ざるなり魚價の廉なるは需用の供給に比して少なき原因するのみ蓋し澎湖の民は陸を以て田となす事を得ざるを以て餘儀なく海を以て田と爲すの外なし即ち男子月中は潮に乗し網を下し夜は舟に駕して海に行き釣を爲す女子亦于潮の時海濱に行き蝦蟹螺蛤の屬を撈る然れ共之を醃し之を乾し之を冷蔵して島外に輸出するの術未だ發達せざるを以て多く販路を島内に求めざるべからず供給の需用に超過し従て價廉なるや以て察するに難からず若し夫れ大規模の漁法及製造法を以てする水産業此地に起り得べきや否やは大に研究を要する所とす本島附近は冬季海上極めて險惡【本文氣象及海路の部参照】なるを以て一年の三分の一は全く漁獲に従事し能はざるべく漁獲盛なる夏季に於ては氣候炎熱なるを以て製造前後又は輸送途中其腐敗を豫防すること困難なるべし魚族は多しと稱せらるゝも北韓又は北海道近海の如くには豊富ならざるべし故に漁業と雖も其發展容易なりとは速断すること能はず然れ共之を措ては他に島民の生活状態を改善する方法なしとせば全力を盡して之が發達を圖らざる可らず

澎湖は亞熱帯の海中に横はるを以て四時當さに草木繁茂し百花爛漫として珍禽
 啼聲を絶たざる南洋の諸島に髣髴たる可しとは世人の多く想像する所なり然る
 に不幸にして此地は冬季北風強烈にして連日騒むことなきに因り樹木天然に生
 長すること能はず今日に於ては既に多年の風水蝕を被ふり土地礫薄となり野草
 だに猶ほ充分の發育を遂ぐる事能はずして短莖尺に及ぶ者甚だ稀なり従て全島
 瘠削せる地殼を露出し土地の骸骨たるやの觀を呈し風色暗澹世界の末期は此の
 如きものに非ざるなきかを想はしむるものあり故に始めて此島に來る者は先づ
 第一に海上より之を望見し此島嶼にも猶ほ天然に動物の生息し得るものなるや
 の疑を起すを通例とす斯の如き状況は何人も之を愛せざる可し此蕭殺たる風光
 を改め氣候を緩知し公私の職務を以て本島に居住する内地人をして此地を愛す
 るの念を起さしめ且つ其身心を慰安せしめんとするには樹木を栽培し之を繁殖
 せしむるを緊要とす然れ共果して此地の氣象は樹木の發育を許すや否やは將來
 に於ける充分なる研究の結果に俟たざる可からず凡そ天然の力程偉大なるもの
 無く之れに抗し人力を以て樹木の繁茂を圖らんとするは決して容易の業に非ず

非常の奮勵と多くの經費とを要することを覺悟せざるべからず
 以上數件は實に澎湖島の運命に係る所にして澎湖島を知らんと欲するものは必
 ず之を知るを要す仍て特に之を述ぶると云爾

(1)

次

目

澎湖風土記

目次

一位	地	一
二名	稱	二
三島	嶼	三
四山	川	七
五港	灣	一〇
六市	街	四
七湧	社	六
八海	路	九
九氣	象	二
一〇住	民	一
一一戶	口	六

一二	變	九	
一三	戰	紀	三
一四	遺	蹟	六
一五	軍	事	五
一六	教	育	五
一七	行	政	六
一八	警	察	六
一九	裁	判	七
二〇	財	政	七
二一	農	業	七
二二	漁	業	七
二三	商	工	六
二四	蓄	產	九
二五	貿	易	八

(2)

二六	交	通	六
二七	宗	教	七
二八	祠	廟	八
二九	井	泉	九
三〇	居	住	十
三一	飲	食	十一
三二	衣	服	十二
三三	婚	姻	十三
三四	誕	育	十四
三五	喪	葬	十五
三六	祭	祀	十六
三七	術	生	十七
三八	雜	俗	十八

挿圖

澎湖島近海航路圖

澎湖島氣候一覽圖

澎湖島各戰役攻擊軍進入略圖

次 目

澎湖風土記

井田麟 鹿 著

一位地

(1)

地 位

日本九州に起りたる霧島火山脈は蜿蜒として南西に至り火山脈特有の弓形を畫きつゝ海波の中一起伏し沖繩列島を經由し走ること數百里臺灣の西方に於て海面に躍出し此に大小數十の島嶼を成形す之を澎湖列島と稱す南は北緯二十三度九分四十秒より北は北緯二十三度四十五分四十一秒に至り東は東經百十九度四十二分五十四秒より西は東經百十九度十八分三秒に至り臺灣海峡の中央に星羅棋布せり

往昔支那人は臺灣も琉球の一部と思惟し居たり當時支那人の眼に澎湖は實に左の如く映せしなり

- 一 澎湖島は琉球國に在り水行五日地は福州泉州興化漳州四郡の界に近く天氣晴明なる時は望むに煙霧の如し【明一統志】
- 二 福州海中澎湖あり相去る三千里晴日には髣髴として見るを得可し參將あり兵を領して此に駐す福州より順風にして行く時は半日ならずして至るなり【玉堂書紀】

二名稱

隋の大業年間日本推古天皇の御世西曆六百十年頃【唐書陳稜地を略して澎湖に至ることを聖武記なる書に載せられたり是れ澎湖の名の史上に現はれたる嚆矢とす澎湖一名澎湖と云ふ澎湖とは猶澎湖と云ふか如し或は之れを西瀛とも稱す臺灣を東瀛と云ふを以て澎湖は其西に在り故に西瀛とは云ふなり然れ共是れ詩人の附したる雅名に過ぎず澎湖の名の起源に就て澎湖廳志【光緒十九年清國人林森編】に據れば

大抵港外波濤澎湃たるに港内靜澄湖の如くなるを以て澎湖の名を得たりとあれ共著者の實見に依れば港内は必しも靜澄ならず唯々港口狹窄にして嶋嶼港外に散在し一望外海を遮きり恰も湖水の靦を呈するに拘はらず冬季北風強烈の日に在ては港内の波濤極めて高きを以て澎湃たる湖なる形容に基づき澎湖と名つけられたるならん西人の之をピスカドル【Piscadore】と呼ぶは和蘭語の漁人の義より來る明の萬曆年間日本慶長年間西曆一千六百六年頃和蘭人澎湖に占據せしことあり當時島民漁業を以て生を營むに因み彼等の命名せし所のもの傳へて以て西人一般の稱呼となれるなり

三島嶼

古來澎湖列島は三十六島より成り或は四十九島より成り或は五十五島より成ると云へり現在精確なる調査に依り六十四の島嶼より成ることを知る澎湖の島嶼あるは猶他邦の岡巒あるが如し岡巒に主従ありて起伏盤結するが如く澎湖の諸島嶼巨濤の間に錯落し又主従盤結の形あり澎湖本島【大山嶼】は中央に在りて主

となり南に八罩島あり北に吉貝嶼あり東に查坡查母等の諸嶼あり西には則ち漁翁島あり疎密大小ならず層々從術す而して臺灣海峡の要衝に當るを以て此附近を航行する船舶必ず此島に據り航路の標準を定む然れ共波濤高き暗礁嶼脚甚多く錯雜せるを以て水路を暗熟する者にあらざるよりは寄泊容易ならず支那人は澎湖諸島を島と稱せず嶼と呼べり蓋し嶼とは草木なき島の意なるが如し三才圖會に據れば海中に山在りて寄る可きを島と云ひ海中の洲を嶼と云ふ又嶼に似て少しく草木あるを苦嶼と云ふ又苦嶼の如くにして其質純石なるを礁と云ふと在り以て澎湖諸島は發見當時より既に草木なき秃島なりしを想見す可し今其島嶼を列擧すれば次の如し

澎湖島 大山嶼と云ふ 自東經百十九度三十二分三十七秒 至百十九度四十分五十二秒 自北緯二十三度二十八分五十二秒 至二十三度三十五分一十二秒

澎湖島 周圍二十九里五丁四十間

各島嶼の下に記せる所の數字は澎湖本島の陸岸に至る最近距離を示す括弧内に數字を附して頭番したるは同名の島嶼を識別し易からしむる爲め併りに附す

名	周圍	距離	名	周圍	距離
白砂嶼 ^(一)	三箇 ^(一) 十八丁	四、〇七	毛常嶼 ^(一)	二箇 ^(一) 四丁	三、九四
南面掛嶼	九丁	三、四三	鳥嶼	二十二丁五十間	三、〇三
中墩嶼	一里十二丁二十間	〇、三八	小嶼	三十間	〇、三五
尖嶼	五十間	一、九二	坪岐嶼	五十間	二、〇七
草嶼	三丁	三、〇〇	土地風嶼	一丁四十間	六、〇〇
白砂嶼 ^(二)	二丁四十間	五、九一	雞籠嶼	一丁十間	一、三三
大倉嶼	二十丁二十間	一、五四	白砂嶼 ^(三)	一丁五十間	三、九二
員貝嶼	二里四丁五十間	二、二七	草嶼 ^(二)	七丁二十間	一、九二
吉貝嶼	二里十九丁二十間	七、二七	險礁嶼	七丁十間	六、三七
過嶼	二丁	一、〇、三三	牛母件嶼	七丁	〇、一三
大穴嶼	六丁四十間	〇、一八	海墘岸	二丁	一、一一
雁情嶼	三丁三十間	〇、二五	白砂島	八里四丁	一、〇八
金嶼	十二丁四十間	五、二〇	鐵砧嶼	五丁三十間	六、七二

姑婆嶼	二十六丁五十間	六、九二	屈瓜嶼	二十一丁四十間	四、八二
毛司嶼	十二丁二十間	四、五六	北礁	五丁十間	〇、一一
目斗嶼	四丁十間	二、八七			
以上は澎湖本島の北部に在り					
查坡嶼	四丁十間	一、五八	查母嶼	十丁二十間	一、八六
香爐嶼	四十間	〇、九〇	錠釣嶼	十五丁	一、七七
雞善嶼	十丁四十間	一、五五			
以上は澎湖本島の東部に在り					
八罩嶼	五里四十間	七、九一	馬鞍山嶼	十五丁	八、〇〇
金瓜仔	三丁二十間	八、三四	狗沙嶼	四丁十間	八、一一
將軍湧嶼	二里三丁三十間	八、一九	船帆嶼	一丁五十間	八、六二
後帝仔	六丁二十間	八、八八	大嶼	三里二十四丁	一八、五八
頭巾	三丁二十間	三、五八	西嶼坪	二十一丁三十間	一四、五三
利間	一丁三十間	一、四四	東嶼坪	一里二丁二十間	一四、九五

鐘仔嶼	二丁	一五、〇三	西吉嶼	一里一丁四十間	一五、四九
東吉嶼	一里三十三丁四十間	一五、〇七	鋤頭嶼	十三丁四十間	一四、八八
花嶼	一里十六丁	一五、八一	大猫嶼	十四丁四十間	一七、五七
小猫嶼	四丁四十間	一七、四七	草嶼	十四丁	一七、〇三
以上は澎湖本島の南部に在り					
測天島	三十五丁辛間	〇、一一	虎井島	二里十四丁	一、七〇
桶盤嶼	二十七丁四十間	一、九一	漁翁島	十里六丁三十間	二、二九
小門嶼	三十三丁四十間	四、三五			

以上は澎湖本島の西部に在り
澎湖本島は面積四方里餘にして屬島六十三箇の面積合して亦四方里餘を有し澎湖本島の面積と相如けり

四山川

澎湖諸島は火成岩より成り氣象の關係より草木自然の生長を妨げらるるを以て

地殻の表層は激甚なる風水蝕の作用を蒙り削去せられ丘阜の頂上は臺狀をなし其側面は斷崖を作り又海を抜くこと高からざるを以て峰巒と稱すべきものなし故に海上稍々遠隔する時は忽ち其影を没す大城山は澎湖本島の中央に踞踞し諸山の主坐を占む然れ共其高さは猶ほ海拔百五十尺餘に過ぎず高峰なし従て溪澗なく川と稱すべきものなし

大城山は又拱北山とも稱す往時此に城を築き澎湖の重鎮たりしより其名を得たるなり光緒年間清人亦此に砲台を設け明治二十八年我日本軍の此地に上陸せし時に當りては最も強き抵抗を爲せし所なり其巔に登りて四望すれば所謂六十四島眼前に環繞し螺を浮へたるが如く黛を點したるが如く盡く指點すべし天氣晴朔なる時は遠く臺灣の諸山を望見し旭日東海に湧起し金光波瀾と相映し商舶漁舟或は遠く或は近く島嶼の間を織るが如し春夏の候に在つては芳草脚下に敷き粟黍芄々たり眞に澎湖の偉觀にして心目を洞開するに足る秋冬以後は則ち風砂盛に起り海氛蒼茫として變幻名狀すべからず大城山の東北二十餘丁に大武山あり圓頂の三峰より成る大小相伯仲し俗に大大武二大武三大武と名づく去明治二

十八年三月二十三日我日本軍の始めて澎湖守兵と衝突せし所也明朝亡ひ其遺臣兵部尚書盧若騰なる者逐れて澎湖に來り此山下に居り卒して山南に葬り墓址猶ほ存す大武山の東方二十餘丁に尖山あり裏正角に近く良文港を控ゆ奎壁山は澎湖本島の東北角に在り海を隔て其西北に虎頭山あり共に海に枕み島の北海岸を限る西端漁翁島に對する所の丘陵を金龜頭と稱す媽宮城は其東方の海岸に沿ふて建てらる金龜頭の東南二十餘丁に大案山あり一帯平巒机案の如く内灣に臨む其東方二十餘丁に獅山あり其南方海を隔て圓頂山半島あり半島の中央に紗帽山あり又圓頂山と呼ぶ其形狀宛も紗帽に似たり光緒十一年佛蘭西上陸隊の始めて占領せし所なり紗帽山の東二十餘丁に雞舞塢山あり其南方二十餘丁外海に臨みて觀音山あり懸崖十餘丈下に穴あり方廣數十坪あり石を投すれば噌々として聲を成す穴は潮水を通じ上に一隙を穿ち山頂に開く冬月狂瀾沖激せば隙中より噴起し砂を飛ばし礫を舞はしめ一奇觀なり風櫃尾山は紗帽山の南方二十餘丁の所に在り金龜頭と相對し媽宮港口を扼す此一帶繞繞長蛇の如し灣口に方る所を蛇頭と名づけらる山南に石岡あり外海に臨み一洞あり中に數十人を座せしむ

可し四方石壁魚鱗の如く重疊し上に竅あり之を穿て山背に透り竅傍常に小旋風
 を作り沙土滾々として漏下し聲は鳴鐘の如し洞口更に一溝を開き内は窄く外は
 寛く潮水浸入す風起り潮來らば巨浪激盪し竅中の砂土噴出すること十餘丈半空
 に飛射し鯨魚の海水を噴出するが如し土人之れを風櫃と云ふ山名據て起る
 内壘山は漁翁島の南端にあり外壘山は其西に在り今燈臺を建設し夜間遠近を照
 し艦船航行の標準たり是等諸山は甚だ高からずと雖も皆澎湖の屏障たり然れ共
 固より丘阜に過ぎざるを以て到處殆ど耕地ならざれば墓地なり
 澎湖島に川なし然共雨多ければ大城山の水分れて數條となり周圍の海に注ぐ皆
 涓々たる細流にして雨なければ即ち乾涸す島の東北に窪地あり群水來り瀝り小
 湖三四を作す依て其東及西に在る村落を湖東湖西と云ふ漁翁島の中部に池あり
 廣さ數畝あり大旱と雖も涸れず以て菜園に灌漑するに堪ゆ其南北の兩村落を小
 池角大池角と云ふは即ち此池に據て名づけられたるなり

五 港 灣

澎湖島は海岸線の紆餘曲折甚しく岬角犬牙錯出し灣内更に灣を成し半島更に半
 島を成し四方里の面積を包むの海岸線は二十九里の長きに達す而して西漁翁島
 と相對し一大灣を環抱し水深く内に千艘を容る可し而して列島は固と航海上極
 めて險惡なる臺灣海峡に横はるを以て附近航行の船舶暴風に遭へば必ず澎湖の
 一港灣に避難し以て覆没の災を免る又支那南部及臺灣の要衝に當るを以て兵事
 上の鎖鑰として古來重要視せらるゝ所なり若し澎湖島の海岸線曲折多からず水
 淺くして港灣の寄るべきなくんば世人棄てゝ顧みる者なく漁戶蓬屋世塵の外に
 超然として永く世に秘せられ絶海の仙境を以て終りしならん唯だ良港灣を有
 するが爲め數千年來或は海賊の巢窟となり或は強國の軍港となり或は根據地と
 なり數百の艦艦來りて海に浮び或は數十の砲臺城壘は陸上に建設せられ排列す
 るに數百の砲煩を以てし屢次龍圖虎擊の活劇を演ずるの舞臺に供せられ浮屍海
 を蔽ひ醒血流れて河を成すの區と變じ漁戶蓬屋の平安を破りしこと數ふるに遑
 あらざるものは皆港灣の招く所なり今其重なる港灣を列擧すれば左の如し
 ●媽宮 澎湖島東西湧にあり列島中の最良最大なる港灣にして港口は西に面し

碇泊所の深さ二十四尺乃至五十尺其面積二十三萬八千坪あり

良文港 澎湖島林投灣に在り港口は南に面し碇泊所の深さ五尺乃至十七尺其面積二萬七千坪あり

南寮 澎湖島南寮灣にあり港口は西北に面し碇泊所の深さ五尺乃至五十尺に

土地公前 澎湖島鼎灣に在り港口は北東に面し碇泊所の深さ二尺其面積二

沙港 澎湖島鼎灣に在り港口は北に面し碇泊所の深さ一尺五寸其面積三千

鎮海 白砂島鎮海灣に在り港口は東南に面し碇泊所の深さ未詳其面積三千六

百坪あり明の天啓四年和蘭人の此島に據りし時明の軍兵此に上陸し和蘭

人攻撃の根據地とせし所なり

赤嶼 白砂島赤嶼灣に在り港口は東に面し碇泊所の深さ未詳其面積一萬四千

通梁 白砂島通梁灣に在り港口は南に面し碇泊所の深さ未詳其面積二千四百

坪あり

大菓葉 漁翁島の東海岸に在り灣口は東南に面し碇泊所の深さ十七尺其面積

一萬七千二百坪あり

竹篙灣 漁翁島東北部に在り港口は東南に面し碇泊所の深さ十七尺其面積九

萬七百坪あり

緝馬溪 漁翁島東岸に在り灣口は東南に面し碇泊所の深さ十五尺其面積二千

百坪あり

内按 漁翁島西南部に在り港口は南に面し碇泊所の深さ二十尺乃至二十四尺

其面積一萬八千坪あり

外按 瀧翁島西南部に在り灣口は南に面し碇泊所の深さ十五尺乃至三十尺其面積二萬六千坪あり

潭門 八單島網按湧に在り灣口は東南に面し碇泊所の深さ五尺其面積一萬四千四百坪あり

將軍湧 八單島網按湧に在り灣口は西南に面し碇泊所の深さ十五尺其面積一千九百餘坪あり明治二十八年日本艦隊の澎湖島攻撃の假泊地とせる所なり

布袋 八單島水按湧に在り灣口は北東に面し碇泊所の深さ二尺乃至五尺其面積五千坪あり

水按 八單島水按湧に在り灣口は北に面し碇泊所の深さ二尺乃至五尺其面積二千六百坪あり康熙二十二年清の水軍澎湖島攻撃の際假根據地とせる所なり

六市街

澎湖列島は絶海の波上に錯列せる崧爾たる島嶼の群聚より成り土地礫薄にして

稻麥を産せず強烈なる北風鹹雨強風海潮を含み來り煙雨の如く飛散するを云ふを齎し樹木長せず住民は半ば釣漁を業とし生を糊するに過ぎざれば商工業の發達を促すべき要素なく從て市府の興起を見る能はず僅に漁戶農村の散在するのみ而して各部落の間多くは陸路相通せず水を隔て舟行相往來するが爲め從て驛站の要もなく商戶股販の所なし然れ共古來兵要の地にして明朝以後時ありて興廢ありと雖も此に城塞を築き軍港を設け廳署亦備はり文武官僚及守備員の駐留するあり又避難の船舶時に來りて泊するあり遂に海口に一の小市街を成形するに至れり而して初めは澎湖本島の文湧に在りしが航海の術進み船舶の構造大となりしを以て其寄泊容易なる媽宮湧に移さる媽宮とは海神媽祖を祀るの廟を有するを以て名づけられたるなり光緒十三年市街の周圍に城壁を繞らし高樓を設け城郭を成形するに至り殿として海表に立ち層樓の如く一美觀を呈せり我帝國の領土に歸せしより益々平安寧の境となり百度漸く興り街衢股販清潔となり龍宮城なる假名を得て要塞司令部重砲兵大隊澎湖廳税關郵便局憲兵分隊醫院衛戍病院等を此に置かれ水を隔て對岸の測天嶼には海軍要港部を始め水雷布

七 灣 社

設隊港務部等を置かれ帝國南門の鎖鑰たるに耻ぢざるに至れり

灣とは水隈の部落を云ふ即ち灣入せる海濱の部落なり村又は庄と云ふが如し澎湖の民水を求めて家を作し漁を以て生を營む灣にあらざるは可ならず社とは猶ほ郷と云ふが如し前漢五行志の註に舊制には二十五家を一社と爲すと見えたり郷よりは小なるものなり我日本にて近時専ら用ゆる所の社會云々と稱する語は之に基づき領島以來社を改め郷と呼ぶも暫く舊稱を用ゆ康熙二十三年日本貞享元年西曆千六百八十四年臺灣平定に歸してより澎湖亦海賊外寇の難を免れ人民安聚し灣社從て興る其時灣僅に九あり雍正五年日本享保十二年西曆千七百二十七年に至り人口漸く繁殖し時裡通梁吉貝水按四灣を増し十三灣となり分れて八十二社を有し今に至る現在灣社の位置及名を擧ぐれば左の如し

東西灣 澎湖本島の西北部に在り

文海社 澎湖名 媽官社 小按社 火燒坪社 紅木埕社

社 灣

- 大案山社 東術社 蚱脚嶼社 西術社 後窟潭社
- 崙裡灣 澎湖本島の西南部に在り
- 崙裡社 風櫃尾社 井仔按社 猪母水社 雞舞塢社
- 鎖官港社 鐵錢尾社 菜園社 石泉社 前寮社
- 虎井社 虎井嶼 桶盤社 桶盤嶼 二在り
- 林投灣 澎湖本島中央部及東南部に在り
- 林投社 雙頭掛社 烏崁社 隘門社 尖山社
- 良文港社 大武社 西溪社 東石社 港底社
- 南寮灣 壘壁灣 云フ 澎湖本島の東北部にあり
- 大城北社 紅羅罩社 湖西社 湖東社 南寮社
- 菓葉社 北寮社 白猿坑社 青螺社
- 鼎灣 澎湖本島の中央部及北部に在り
- 鼎灣社 西寮社 中寮社 潭邊社 港仔尾社
- 水窟社 土地公前社 沙港社 港底社

臺灣海峡は實に臺灣支那間に於ける必經の海路にして又香港以西の諸港より上海横濱等東洋諸港へ航行する船舶は必ず經由する海峡なり而して澎湖列島は此海峡の中央に散點非布し古來海路最も險難の所と稱せらる蓋し臺灣海峡に於ける地理上の關係の然らしむる所にして臺灣近海の洋流即ち北赤道流は南方呂宋を過ぎて北し臺灣島の西方を流過する所の臺灣海峡流となり而して此海峡流は重に貿易風に支配せられ九月より翌年四月迄の間は多く南西流し五月より八月迄の間は多く北東流し其流速甚強く西南風流行期中に於ける漲潮の如きは速度一時間約四哩に及ぶと云ふ隨て海流多くは渦流の大なるものを惹起し且其流過

八海路

- 網按社 將軍嶼社將軍嶼
- 嶼坪社東嶼平 大嶼社大嶼
- 水按湧 八罩島北部に在り
- 水按社 花宅社 花嶼社花嶼
- 西吉嶼社西吉嶼
- 東吉嶼社東吉嶼

- 瓦洞湧 白沙島中部に在り
- 瓦洞港社 中盤社 城前社 港尾社 後寮社
- 鎮海湧 白沙島南部に在り
- 鎮海社 港仔社 小赤崁社 岐頭社
- 赤崁湧 白沙島の北部に在り
- 大赤崁社 烏嶼社烏嶼
- 通梁湧 白沙島の西北部に在り
- 通梁社 大倉社大倉
- 吉貝湧 吉貝島に在り
- 吉貝社
- 西嶼湧 漁翁島に在り
- 內壠社內壠 外壠社外壠 緝馬溪社 小池角社 大池角社
- 二崁社 竹篙灣社 合界頭社 後螺社
- 網按湧 八罩島南部に在り

する所の海面宛も斑紋を置くが如く全く水色を異にせり所謂黒水溝又は黒水洋の名を支那人に附せられたる所以なり船船一度此渦中に入るや全く操舵の作用を失ひ漂流して行く所を知らざるに至る之れに加ふるに貿易風の影響するありて實に臺灣附近の海洋は恐るべき颶風の發生地にして古來支那人は之れを呼びて颱風と云へり斯る暴潮颶風俱に結びて狭き海峡の間を縦横す而して澎湖六十四島及之れに屬する無數の暗礁嶼脚は其間に散點す船船不幸にして一度天時の變に遭遇せば座礁沈没の難に罹るゝや寧ろ僥倖なりと云ふ可し小舟漁舟の僅に片帆輕舵の力を以て此近海を航行するの容易ならざるや固より論なく大船巨舶と雖も此近海に於て航行に艱める實に甚しきものあり史の徵すべきものありて以來此近海に於て難破せるもの數ふるに逸あらず此列島の極北端なる目斗嶼附近に於けるのみにて大船六十隻を超ゆと云ふ航海上東洋第一の難所に數へられたる誠に所以あるなり

海路斯の如く險惡なるを以て航海者をして航路標識の切要を感せしむるや言を俟たず既に乾隆四十三年に於て漁翁島西南端外壟山上に七級の石塔を建設し毎

夜燈火を點し以て航行の便に供せり是れ本島に於ける燈臺の嚆矢とす而して光緒元年明治八年に至り之を改良し五百燭光十五湮に達する所の不動白色燈臺となし帝國の版圖に歸せし後も直に之を再點し更に明治三十五年六月に至り列島の最北端なる目斗嶼上に閃光白色毎二十秒時間に一閃光を發し光力二十萬六千燭其光十九湮に達する所の燈臺一基竝に同年八月媽宮港口の浮温礁上に高さ三丈四尺の立標一基を増設し以て益々航海の安全を保障するに至れり

九 氣 象

澎湖列島は回歸線下に近く横はり亞熱帯の地なれ共冬季は東北の季節風強烈を極め北部支那の冷氣を送り來り又此季節風の來るに當りてや概ね曇天を伴ひ太陽の照射を受くること稀なり故に人をして綿衣を襲ねしめ或は火爐の傍に座せんと欲するに至らしむ夏季は南風徐ろに至り苦熱を感せしむること少し春秋は極めて短く殆ど無しと云ふて可なり四季共に晝夜に於ける氣温の變化極めて小なれば人體の健康に適し固有の風土病を有せず

冬季に於ける東北の季節風は時として多量の潮水を含み來り煙雨の如きことあり支那人は之れを鹹雨と稱す鹹雨一び至れば草木枯死す雨量は極めて少く冬季に於ては殆ど降雨なく夏季と雖も亦多からず暴風は頗る頻繁なり今各月の氣候を概叙すれば左の如し

一月 本月は最寒に向ふ月にして平均氣温十六度五(明治三十一年より同三十九年に至る十年間の平均以下同じ)にして東北の季節風強く天候陰鬱連日太陽を見ること稀なり降雨は殆ど無し

二月 一年中に於て最寒の月とす氣温平均十五度三最低十度八に至れることあり風雨及天候は前月と異なることなし

三月 最寒の季節は既に経過し日々温暖に向ひ前月に比すれば氣温大に高く平均十八度四に昇り季節風は少しく減じ且無風快晴の日を見ることあり然る時は氣温二十度以上に昇り炎熱を感ず又時々少量の降雨あり

四月 季節一變し漸く暑氣に向ふ氣温平均二十二度一最高二十五度七に至ることあり風は依然東北を占むるも風力大に減し附近海上靜穩に傾き天候

漸時回復し晴天を見ること多し

五月 暑氣の季節に入り氣温大に昇り平均二十五度最高二十八度八に至ることあり風は東北風尙ほ多きを占むるも季節風變換の時期として他の風向も尠からず風力も亦減少す雨量は増加し雷雨漸く頻繁となり暴風季節に入り熱帶的暴風の襲來することあるも猶ほ甚だ稀なり本月を中央として前後三ヶ月間は附近海上最も靜穩なる時期とす

六月 暑氣日を追ふて加はり氣温の平均二十六度六最高三十度四に達することあり本島の酷暑季節に入る風は西南風多く降雨多からず

七月 氣温昇りて最高の極點に達す平均二十七度六最高三十度二に達することあり降雨多からず暴風頻繁となり附近海上の航海は注意を要す

八月 暑氣は前月と大差なく暴風の襲來最も頻繁なり雨は前月に同じ

九月 僅に酷暑季を経過するも尙ほ殘暑甚しく風は本月より一變し季節風の初期に入る從て風力も増加す雨は前月に同じ暴風は前月の如く頻繁ならざれ共猛烈なるもの少からず

十月 冷氣漸く加はり気温大に下降す平均二十四度四最低二十二度一に降ることあり風は北東の季節風となり風力も大に増加し附近海上波浪瀾々高く降雨大に減し一滴の雨を見ざることあり

十一月 北東の季節風卓越し其速度平均十五米二最强三十二米七に達し風浪強暴にして夏秋の暴風に譲らざることあり天氣陰鬱となり暴風は本月を以て終期とす雨は殆ど見ず

十二月 寒氣加はり全く冬季の状態に移り気温平均十八度二最低十五度六に降ることあり北東風は益々強烈となり天氣陰鬱降雨極めて稀なり

一〇 住民

澎湖列島に固有の人民ありしや否や今断言し難しと雖も恐らく支那人の移住し來らざりし以前に於ては虚空の無人島なりしならん而して支那人が此に移住し來れるは計畫に依て殖民せるや將又偶然の出來事に依て殖民せるや史の徴すべき者なしと雖も想ふに福建沿岸の漁舟風波の爲めに漂はされ偶然此島に着し帆

帆を免れんが爲に海に漁し渴を醫せんが爲に井を鑿ち雨露を凌がんが爲に茅屋を構へ以て殖民の先鞭を着けたるならん續て澎湖の地あるを普く知らるゝに及び支那本土に於て奸を作し身の置所なく逮捕を逃れんとする不逞の徒此地に通竄し來り人口漸く増加し而して是等不逞の徒は難破船舶あるを埃ち之れを掠奪し遂に發達して海賊となり支那沿岸に出沒し或は民家に寇し或は航行の船舶を襲ひ依て以て益々澎湖の繁榮を來せるなる可し然れ共猶ほ隋の大業年間虎賁陳稜の始めて此島に來りし當時に於ては居民苦芋を以て廬舎となし年長者を推して長とし半ば裸體にして佃漁を以て業とし牛羊は山谷の間に放牧せられ眞に太古の状態にありしと云へり要するに中古の住民は海賊の亞流又は流氓の集合に過ぎざりしならん明の洪武年間信國公湯和なる者の獻策に據り島民の叛服常なきを以て盡く之を福建省泉州漳州の間に徙し此島を空虚となしたることあり然れ共幾くならずして不逞の徒此に潛聚し來り又曩に強制遷徙せられたる島民にして潛に歸還するもの多く再び海賊の巢窟となり續て一時和蘭人の占頭に歸し或は倭寇の根據地となるに至れり

明朝亡び清朝興るに及び改俗を喜ばざる者相率ひて臺灣に入り亦此地に遁れ來る者多く遽に人口の増加を來せり殊に明の遺臣鄭成功此に要塞を築くに及び益々繁榮に赴けり此に於て海賊の巢窟は變して海防上の要鎮として注目せらるゝに至り光緒の初め佛蘭西人の蹻蹻する所となり後亦我日本帝國の經略する所となりて永久に其版圖に歸せしと雖も住民の大部は依然として支那人種にして彼等は幾たびか其統治者を替へ時ありては殆ど堪ゆべからざる迫害と虐待とを受けしと雖も猶能く之れに堪へ子孫綿々として絶ゆる事なく我帝國の版圖に入りし當初に於て彼等は自由に退去することを許されしと雖も一人として此島を見棄つる者なく皆喜て帝國の臣民となり我仁政を謳歌し繁榮を極め一方里の人口六千六百を超へ其稠密の度内地の最も人口稠密なる地方に遜らず而して内地人の此地に在るもの領島後十五年の今日に於て僅に彼等の千人に對し四十六人に過ぎずして將來増加の趨勢あることなし同じく支那人種の中に在ても越廣東人あり閩(福建)人ありと雖も閩人最も多きが如し

島民は驚く可く粗食に甘んじ平和を樂み分に安んじ進取の心なく僧尼巫女の之

れを惑はすなく新聞雜誌の惡を煽動挑發するものなし故に奸を作し罪を犯すもの極めて鮮し偶々詮論あれば郷内衆望あるものに至り其評に依て曲直立に和解す往時清人は澎湖を以て治め易き地となし其五善を擧ぐ曰く劫盜なし曰く小夫なし曰く尼姑なし曰く歌妓なし曰く邪教の人を惑はすなしと彼等は未だ生存競争劇烈なる渦中に投せず貴賤貧富の差等大ならず眞に自ら耕して食ひ井を鑿ちて飲む所の鼓腹擊壤の民なり然れ共彼等は實に同化し難き人民にして改隸後既に十五年に及ぶも少しも其風俗習慣を改めず清曆を遵行し全く固有の生活をなせり彼等は其郷國を見棄て此孤島に移住せる海賊流氓の子孫なれば愛國心の如きは先天的之れを有せず自己の生活だに容易なれば其統治者の誰なるやは少しも省みる所に非ざるなり島民は歴史を有せず家系を知らず其越人の子孫なるや閩人の子孫なるやも念頭に置かず従て門閥の高下を問はず嫁娶の事の如きは唯々資産の多寡を標準として定むるのみ

土地磽薄にして禾穀多く産せず漁業又盛ならず物資乏しきを以て住民の生活極めて低く進んで高尚なる學理を修むるの餘裕なく之を修めんと欲する者もなし

從て生活の狀態を改善せんとの希望を有する者もなし男兒生るれば必ず將軍となり又は政治家となり名を擧げ家を起さんとする志望滿々たる日本人の眼を以て島民の子弟等が唯々少額の資産を作り平安なる一生を送らんとするの外なきを見れば轉た惘然に堪へざるものあり

一戸口

舊記精確とは信じ難しと雖も澎湖の始めて支那の版圖に入りし時人口五百四十六に過ぎず康熙五年(日本寛文六年西曆千六百六十六年)に至り百二十六人を増し雍正五年(日本享保十二年西曆千七百二十七年)に於ては六百七十二人あり乾隆二年(日本元文二年西曆千七百三十七年)に至り更に百二十八人を増し乾隆二十七年に及びては劇増して二千七百五十二戸成丁男女一萬一千九百三十八人幼丁一萬二千百十七人を算せりと云ふ以上臺灣府志に見ゆ乾隆三十二年に至り澎湖十三湧を通し二千八百二戸男女二萬五千八百四十三人にして内媽宮街は四百七十餘戸男女四千六百餘人を有し西嶼湧林投湧之れに次

ぎ吉貝湧は僅に六十四戸にて最少なり以上胡氏記略に載す道光八年日本文政十一年西曆千八百二十八年に至り八千九百七十四戸男女大小五萬九千二百二十八人に増加し媽宮街は一千三百九十七戸八千八百四十四人を有せり以上蔣氏續纂に據る

現在即ち明治四十年十二月三十一日に於ては住戸八千七百七十八戸所帯一萬一千三百九十二戸人口五萬四千三百八十八人内地人は二千三百八十七人なり人口一千人以上の市街地は獨り媽宮のみにして男女大小五千七十六人を有す澎湖列島の人口を其面積に配當すれば一方里の人口六千六百十二人あり

一二變革

隋の大業七年(日本推古天皇十九年西曆六百十一年)楊帝、虎賁陳稜を遣はし地を略して澎湖に至らしめしことあり是れより支那の版圖に編入せられたるものゝ如し然れ共猶ほ政廳を置き或は守備兵を駐められたるにはあらず元朝の末に至り始めて此に巡司を置き同安縣(福建省)に屬し象轄す明の嘉靖十二年都督俞大猷、海

賊林道乾なる者を逐ひ此島を平定し偏將を留めて之れを守り又巡檢司を設けたり然れ共幾くならずして亦之れを罷む此に於て海賊相尋て此に據り倭寇(日本人)亦來りて一時此島に占據す

明の洪武二十一年(日本元中五年)島民の叛服常なきの故を以て盡く泉州漳州の間に徙し此地を虛にし巡司を廢し全く此島を放棄したり此に於て却て不逞の徒をして潛聚するの區とならしめ終に天啓二年(日本元和八年)に至り和蘭人來りて此地を占領す然れ共二年の後構和成立し此地を明に還附し去て臺灣に據る明朝の末に至り海賊外寇屢々此地を奪ひ巢穴となす明朝亡び清朝興り鄭成功臺灣に踞するに至り此地を領し安撫司を置き重兵を以て守り堅固なる要塞となし清國に對する門戸とす康熙二十三年(日本貞享元年)西曆千六百八十四年(清)の水師提督施琅大軍を率ひ來りて此地を陥れ守將劉國軒遁れて臺灣に還へり鄭克塽鄭成功の孫なり時に成功既に死し其孫克塽臺灣の主たり(に勸めて土を納め歸順す是れより清國の版圖に入る而して此地を臺灣府臺灣縣に屬し巡檢及副將を置き兩營の兵駐屯す雍正五年(日本享保十二年)西曆千七百二十七年(巡檢を改めて澎湖廳

となし通判を駐割せしむ文湧は其所在地にして澎湖十三湧四十九島を統轄し司法行政の事を掌り其案件の大なるものは臺灣知縣の裁斷を請ふて之れを執行せり光緒十一年(日本明治十八年)西曆千八百八十五年(佛蘭西人來りて一時此島を占領せしが幾ならずして撤去す同年又澎湖巡檢一員を設け八罩島網按湧に駐在せしめ弓兵十八名を配し主として郷民の難破船を搶掠するを彈壓す光緒十五年廳署を文湧より媽宮城内に移し改めて通判衙門と稱す

明治二十八年(清)の光緒二十一年(西曆一千八百九十五年)日本國皇帝其艦隊司令長官伊東中將を遣はし此地を經略し同年四月十七日下ノ關に於ける日清構和條約に據て永久に日本の版圖に入り帝國南門の要港と定められ要塞を建設し防備を嚴にし澎湖廳を置き臺灣總督府に隸屬し行政のことを掌り百度大に草まり徳化治く澎湃たる率土の濱に及び島民始めて文明の曙光を拜し眞に絶海の一樂土となりたり

隋の大業七年煬帝陳稜を遣はし兵を率ひ義安より海に浮び琉球(即ち臺灣)を撃ち高華嶼(今の八罩島)の西方なる花嶼に至る又東行二日にして繩羅嶼(今の澎湖本島)の東北なる奎壁嶼に至る又一日にして則ち琉球(臺灣)に至る
 明の嘉靖十二年海賊林道乾なる者此地に據り寇を作す都督俞大猷之れを臺灣に逐ひ此地に偏師を駐め城を哨澳今の文湧に築き守備をなす幾くならずして道乾又臺灣より大泥(交趾支那の一部今の占城)に通走せしかば守備を撤し巡檢司を設け後又之れを罷む

明の洪武廿一年澎湖居民漳泉の間に徙され全島空墟となるや海賊吳平許朝元の徒相前後し此地に據り萬曆八年に至り廣東人曾一本此地に據り南海に出没し商船を侵掠せり萬曆二十年澎湖遊兵を増設す此前後に於て倭寇(日本人)屢次此島に占據し威を海上に振ふ萬曆三十年(日本慶長七年)西曆千六百二年和蘭人澎湖を窺ふ會々支那海澄の人李錦なる者商人潘秀郭震等と共に久しく大泥(交趾支那)に在り貿易に従事し和蘭語に通せしより和蘭人に説くに澎湖を領し是れに據るの利を以てす和蘭人大に喜び翌萬曆三十一年七月船艦二隻を率ひ澎湖に入り直に上陸し舍を

築き久居の計をなす明政府之れを聞き大に駭き撤退を迫ると雖も和蘭人肯せず瀕海の人民陰に貨物を載せ來りて交易を行ふもの多く當路の有司亦三萬金を收賄し默許せんとするの色あるに至れり此に於て總兵施德政は都司沈有容をして兵を率ひて澎湖に至り殿に退去を求め若し従はずんば兵力に訴へんとするの決意を示し一方に於ては福建巡撫徐學聚は陰に款を和蘭人に通する者を捕へて死刑に處し沿海の人民貨物を載せて澎湖に至り貿易をなすを嚴禁す時に和蘭の戰艦僅に二隻固より兵力を以て争ふに堪へず之れに加ふるに糧食を得るの途なく遂に同年十月此島を撤退せり
 其後倭寇又屢次澎湖に寇するを以て萬曆三十五年銜鋒遊兵を此地に置き以て之れに備ふ

明の天啓二年(日本元和八年)西曆千六百二十一年和蘭の將官カイツェルツーンは戰艦十七隻を率ひ再び澎湖に來り紅木埕に上陸し近海を航行する支那漁舟六百餘隻を掠聚し又島内より逃走せんとする支那人を捕へて二人づゝ之れを鎖縛し土石を運搬せしめ城寨砲台を築設し其未だ落成せざるに先ち一千五百人の中一

千三百人を餓死せしめたり蓋し之れに給する糧食不足にして勞役過甚なりしに據ると云ふ斯くして紅木垣の城塞及之れを掩護する爲め媽宮港口の金龜頭及蛇頭、四角嶼、崙裡丘上並白沙島瓦洞港の丘上及同島瞭望山頂此山下ニ古井アリに砲台又は堡壘を建設せり而して築城の終るや有力なる勞働者はバタビヤ地方に奴隸として販賣せられたり和蘭人か是等の支那人を輸送するに當りてや毫も其生死の如何を顧みず澎湖島にて乗船せしめたる二百七十人の支那人中無事にバタビヤに到着せしは僅に百三十七人に過ぎず餘は皆苦痛の爲に死し或は病弱の爲に甲板より投棄せられたりと云ふ和蘭國ノ昔府海牙ノ公報云フ所ニ據ル曩に萬曆三十一年和蘭人の澎湖島を撤退するや福建巡撫南居益は和蘭人の再び來りて窺ふべきを慮り上疏して澎湖の防備を修むべきを論せしと雖も未だ着手するに至らずして果して其據る所となり更に上書して斷然兵を派して之れを擊退せんことを陳へ翌年遂に舟師を發し白沙島の東方なる鎮海港に上陸せり此に於て和蘭人と明軍との戦端は開始せられ勝敗未だ決せず和蘭人は支那の海賊李且なる者と結び船艦八艘を派して支那の活嶼(金門東錠)の間に出沒し大に侵

掠を企てたり其次年(天啓四年)正月巡撫南居益は更に總兵俞啓泉をして大兵を率ひて澎湖に向はしめ和蘭の一將高文律等十二人を擒にせり高文律の據りしは崙裡丘上にして高樓堅緻鐵の如く寡兵を以て拒守して降らず明軍火藥を用ひ之れを爆破し樓傾て海に入り終に陥落せりと云ふ斯くて交戦八ヶ月の後明政府遂に讓歩し和蘭人にして澎湖を放棄せしは明政府は其臺灣島を占領するに向ひ異議を唱へざる事及自今和蘭人の支那に通商を行ふを許す事の二條件を以て講和の局を結ひ此年八月和蘭人は澎湖島を撤退し臺灣の西南なる鹿耳門(今の安平附近)より臺江に入り台南附近に上陸せり爾來澎湖島には又和蘭人の影を見ざるに至れり

明の永曆十四年清の順治十八年(日本寛文元年西曆千六百六十一年)明の鄭芝龍の子鄭成功は和蘭人を臺灣より逐ひ同島に根據を定め明朝の復興を圖らんと欲し戰艦百餘隻兵員二萬五千を率ひ廈門より來り同年四月三十日媽宮に碇泊せり此に於て海岳を祭禱し諸島嶼を巡視し臺灣若し領有に歸せば此地は實に其門戶保障たる可き事を看破し之れを諸將に告げ去て臺灣の鹿耳門に向ひ大に和蘭人を

破り其城塞を陥れ日を期せずして遂に全く和蘭人を同島より驅逐し臺灣を東
 寧と改め自ら王と稱し一政府を建設す是れより澎湖は彼れの領有に歸せり成功
 死して其子鄭經此地に安撫司を設け經死して其子克塽兄克塽を弑して篡立し其
 大將軍劉國軒をして水陸の軍二萬を統督し澎湖を防守し所謂臺灣の門戸を堅め
 しむ康熙の初年福建總督姚啓聖屢次使を遣はし之れを招け共應せず福建沿岸の
 人民新政を喜はざる者亦陰に此地に渡來し佃漁を爲し生を營むもの多し是れよ
 り海權一時鄭氏の有に歸し通市の利全く其壟斷する所となれり此に於て清政府
 は其水師提督施琅をして厦門を根據とし熾に戰艦を造り兵を募り臺灣及澎湖島
 を占領せんことを圖らしむ而して其戰艦三百餘隻水軍三萬人と稱せらるゝに至
 る此に於て施琅は康熙二十年日本元和元年西曆千六百八十一年六月四日其隨征
 總兵董義會成及遊擊阮欽爲等を遣はし快艦二十三隻に駕し澎湖を攻撃せしむ是
 等諸艦は四日正午古雷州を出帆し翌五日澎湖列島の南端なる猫嶼花嶼に到着し
 六日早朝嶼宮港口の虎井嶼に到り漁翁島南端を偵察す時に媽宮港に碇泊しあり
 たる劉國軒の戰艦大小二十餘隻は之れを見て出て、漁翁島南端に迎え又八單島

に派遣しありたる劉國軒の戰艦十餘隻は海面より駛せ遣へり之れに加はる清の
 艦隊は衆寡敵せざるを見て退避し同月八日厦門に歸還せり施琅は其報告に據て
 澎湖軍の専ら守勢を事とするを知り南風に乘じ一舉に之れを進取するに決し其
 艦隊を平海灣に集中し福建總督姚啓聖と俱に進軍を會商し先づ間隙を放ち國軒
 の部下柳勝林斗等を誘ひ投降せしめ具に敵情を探知し百方策を繞らし其黨與を
 四散せしむることを努む此間國軒に於ても亦決して兵備を懈らす兵員を募集し
 或は私有船を改造し戰艦となし或は洋船を購ひ砲船となし合計二百餘隻を澎湖
 に集中し媽宮港口の北端金龜頭に二座其南端風櫃尾の蛇頭に一座四角嶼に一座
 鷓籠嶼に一座峙裡海岸に四座漁翁島南端に四座牛心灣山頭に一座合計十四座の
 砲臺を築き砲煩を備へ敵の上陸を企て得べき地點には盡く短壙を築造し腰銃を
 排置し環繞數里に亘り兵を分ちて死守し其兵員一萬と稱す
 康熙二十二年六月十四日午前八時施琅は其艦隊を率ひ銅山を發し其戰艦の帆上
 には各其將の姓名を大書し以て進退を知り賞罰を分つに便ならしめ將士を獎勵
 し翌十五日午後四時澎湖列島の南端猫嶼花嶼に到着す會々此に在りし澎湖軍の

哨艇數十隻之れを見て澎湖に走り回へる此日既に暮に近きを以て施琅は其艦隊を率ひ八罩島水按湧に至り此に碇泊し部下の官吏を將軍溥南大嶼等に遣はし居民を安撫し同所を假根據地と定む

此時澎湖軍に在ては劉國軒部下の驍將江欽邱輝之れを邀撃せんことを請へとも國軒是れを許さず超へて十六日早朝施琅の艦隊澎湖を進攻す澎湖艦隊港外に出で艦を排列して是を迎え清の先鋒藍理の艦先づ敵將曾瑞の艦に接近し鐵鉤を以て其艦を鈎し互に火器砲石を擲つこと雨の如く會々藍理の腹に砲丸命中し腸迸出す其弟藍珠急に布練を以て之れを縛縛し刀を振て大聲奮闘し士氣百倍大に敵を殺し其艦を焼く是れと同時に曾成張勝二吳啓爵趙邦試許英阮欽等の諸艦亦齊しく敵に接近し直に艦内に闖入し砲船二隻趕稽船(今相宮洋)六隻を燒燬し又砲火を用ひて鳥船(今相宮洋)一隻趕稽船二隻を撃沈す次て後續艦隊の郭高煒王祚昌方邵許應麟林芳李光琅等の諸艦は砲火を用ひて敵の鳥船一隻趕稽船二隻を撃沈し敵多く溺死す時に南風俄に發し清の先鋒の諸艦深く敵陣の間に入り其包圍する所となり危殆に瀕せり此に於て提督施琅自ら敵艦の中に突入す矢石彼れの

身に集まり幾ど危かりしも吳英後に繼ぎ敵に當り屢戰良々久しく終に敵將攝威將軍沈誠姚朝玉義武鎮陳侃陳時雨等七十五人を殺し其水師副提督林陞に重傷を與へ逃走せしめ其士卒二千人を溺死又は焚死せしめ遂に數隻の僚艦を救出し得たり然れ共施琅も亦右眼に負傷し麾下の將卒を失ふこと尠からず時に天色將に暮れんとするを以て其艦隊を集收整頓し漁翁島沖に假泊す國軒も亦其軍を收めんと欲す江欽邱輝は夜陰に乗じて敵を襲撃せんことを請へとも國軒之れに従はず各艦をして港内に退き碇泊せしむ施琅は翌十七日其全艦隊を率ひて八罩島水按湧の假根據地に還へり泊し軍令を傳へ部下の功罪を査定し賞罰を行ひ十八日兵を進めて澎湖港外なる虎井嶼桶盤嶼を占領し十九日自ら小趕稽船に乗じ媽宮港口に至り漁翁島南端及時裡等沿岸の形勢を偵察す其際敵艦を逐ひ過つて座礁し敵の反撃に遇ひ危地に陥りたれ共友艦の救助に依り免かるゝを得たり二十日二十一日は殊更に劣勢なる二箇の艦隊を以て時裡並漁翁島南端の諸砲臺を攻撃し敵に我の恐るゝに足らざることを示し其備を怠らしむるの計をなす即ち驍兵の兵法を行ふ斯くて其將吳英の獻策を用ひ己れの艦隻の多きを利用し多數の

艦隊に区分し我一艦隊の數艦力を合せ専ら敵の一艦を攻撃するの計を立つ即ち五梅花の陣法を用ゆることに決す

二十二日軍令を傳へ隨征都督陳蟒をして戰艦五十隻を率ひ東の方崙裡の方向より直に雞籠嶼及四角嶼を攻撃せしめ又總兵董義をして戰艦五十隻を率ひ西の方漁翁島の南端より直に牛心灣を攻撃せしめ以て敵の兵力を牽制し主力は大鳥船五十六隻分ちて八隊より成り毎隊七隻各々三疊に備へ施琅は自ら一隊を率ひ中央に位地し總兵吳英の一隊は左に朱天貴等の一隊は右に陳龍の一隊は左の次に羅士珍等の一隊は右の次に陳昌の一隊は左の次の其の左に林賢の一隊は右の後尾に揚喜瑞の一隊は左の後尾に位地し猶戰艦八十餘隻は豫備隊となり後方に位地せしめ施琅其全艦隊を統率し直に媽宮を襲撃す澎湖軍に在ても各所の海岸砲臺及大小の戰艦盡く之れに應じ四面より迎撃し砲火矢石雨の如く煙燄天を蔽ひ咫尺を辨せず戰鬪正に酣なる時東西に分道しありたる施琅の二艦隊左右より來りて夾撃し午前八時より午後四時に至る其間施琅の艦隊は火桶火罐を用ひ澎湖艦隊の大砲船十八隻大鳥船三十六隻趕糧船六十七隻洋船改造船五隻を焚燬し大

砲船八隻を擊沈す此に於て澎湖艦隊勢窮まりて自ら其船艙内の火藥庫を射撃し爆沈せるもの砲船九隻鳥船十三隻に及び又捕獲せられたるもの鳥船二隻趕糧船八隻雙帆船二十五隻にして焚殺せられたる者自ら焚死せし者及び溺死せしもの曾瑞王順等頭領三百餘人小頭目以下二千餘人に及び浮屍海に滿ち其驍將江欽邱輝は敵に衝突血戦して斃れ戰場を遁れ得たる者は小砲船三隻小鳥船二隻趕糧船十一隻雙帆船十五隻にして皆吶門漁翁島と白沙島との間の水路より逸出す劉國軒は小快船に乗じ亦吶門より遁る壘を守るの陸軍は揚徳陳明等頭領百六十五人小頭目以下四千八百五十三人にして皆戈を倒にして甲を解き施琅を迎へ降服す鹵獲せられたる大砲は銅砲十二門各門の重量四五千斤彈丸の重量二十二三斤十七八斤十四斤等同じからず銑鐵砲二門各門の重量七千餘斤彈丸三十餘斤とす戰艦の備砲は艦と共に海底に沈没せり其砲船には毎船大銅砲重さ三四千斤の船首砲一門大小不同の舷側砲二十餘門小銃一二百挺を備へたりと云ふ是等の内若子は戦後海底より撈出せられたり

施琅の艦隊に在ては朱天貴趙邦試砲創を蒙むり即死し林賢は箭創を受け吳英は

銃創を受けたれ共輕傷なり失ふ所の戰艦は鳥船一隻起積船二隻に過ぎず戰死頭領以下三百二十九名負傷千八百餘名なり鄭克塽は臺灣に在りて澎湖の敗を聽き其裨將馮錫範と議し呂宋に通れんと謀り未だ決せざりしが清軍降人を優遇するとの報を得て衆心動搖し國軒亦單舸遁れ歸りて投降を囑むるに依り同年秋七月遂に馮錫圭等を遣はし澎湖に至り降を請ふ八月施琅は大兵を率ひ澎湖を發し臺灣に至り降を受く

康熙六十年(日本享保六年)西曆千七百二十一年臺灣の奸民朱一貴亂を作し府廳を陥れ巡道梁文瑄等臺灣より逐はれ澎湖に來り將に廈門に通れんとす時に右營守備林亮獨り義を倡へ衆を勵まし債に此地を固守す依て幸に保つことを得て爾後此地を根據地と作し軍需品を集積し防備を嚴にし同年六月提督施世驄總兵藍廷珍等兵員一萬二千戰艦六百餘隻船夫六千の大軍を統督し廈門より來り守備林亮等を合せ率ひ進で鹿耳門今の安平附近を攻め之に克ち續て臺灣を復し朱一貴を擒にす斯る迅速なる戰捷を得たるは全く澎湖を保有しありたるに據る

乾隆五十一年(日本天明六年)西曆千七百八十六年臺灣彰化の奸民林爽文亂を作す

澎湖守備の一將蔡攀龍なる者其水師八百人を率ひ征討軍を起換し大に功あり嘉慶五年(日本寛政十二年)西曆千七百九十五年十月澎湖の水師海賊と虎井嶼の海上に戦ひ澎湖の一將戴春之れに死す

嘉慶九年夏四月海賊蔡牽なる者鹿耳門に據り海上を擾騷す此に於て澎湖戒嚴し副將王得祿砲臺を築き防備を堅くす蔡牽來り犯せるも撃ちて之を却く尋て十一年正月總統李長庚來り援け澎湖の副將王得祿等と共に蔡牽を鹿耳門に攻め之れを敗走せしむ同年夏蔡牽再び鹿耳門に據る王得祿撃て亦之れを走らす十四年六月王得祿等終に彼れを黒水洋に撃破し蔡牽自ら沈死す黒水洋は澎湖及厦門交界の海なり

道光二十年鴉片事件の爲め英清戰端を開くに當り澎湖亦屢々英國艦隊の窺ふ所となり急に大艦を添造し海岸の砲備を増加し先任水師提督王得祿再び來りて防禦を嚴にし幸に無事なるを得たり

咸豐三年(日本嘉永六年)西曆千八百五十三年臺灣鳳山の叛勇林供亂を作す澎湖守備の一將王國忠兵四百を率ひ往て討則を援け之れを平定す

同治元年(日本文久二年西曆千八百六十三年)三月臺灣彰化の奸民戴萬生亂を作す
 四月澎湖守備の一將蔡安邦兵三百を率ひ往て討剿を授け全隊覆滅の不幸に陥る
 同治二年海賊澎湖の南海岸に登り人家を焚掠す崙裡灣の郷民蔡耀坤策を設けて
 之れを拒止す
 同治四年春澎湖に保定局を設け練勇四百五十二名を以て港口を防守す
 同治十三年(日本明治七年)日本國征臺の師を興す澎湖亦戒嚴し欽差大臣沈葆楨來
 りて海口を閲す尋て金龜頭及び蛇頭等の海岸砲臺を修葺し火輪船一二隻を備へ
 粵勇五百名を添募し守備兵を増加し十三灣の各社より壯丁二千名を撰出し義勇
 兵を組織す同年八月清國より淮勇十三營を臺灣に派遣するに當り此地に運轉局
 を置く幾くならずして日本國清國と議し兵を收むるに至り澎湖の戒嚴又解く

光緒十年(日本明治十七年西曆千八百八十四年)清佛兵を搆へ佛蘭西の水師提督孤
 拔臺灣基隆港に據り支那南部及臺灣を封鎖し沿岸の通商航行自由ならず清の大
 官前後臺灣に赴く者及び清兵の臺灣に差遣せらるる者皆潛に澎湖に來り舟を換

へ間に乘して飛渡す而して新任澎湖副將周善初勇軍五營を統領し各地を分守す
 通判鄭膺杰水勇四百を募り文湧を守る遊擊梁璟夫粵勇二百を以て金龜頭砲臺を
 守る媽宮港口の蛇頭、四角嶼及び港内の測天島には海岸砲臺を築き大城山(即拱北
 臺)には堡壘を設け兵を分ちて之れを守る漁翁島には昨光緒九年通判李嘉棠砲臺
 二座を築設したりと雖も未だ備砲なし媽宮港口には鐵鎖を以て壅塞を設け東海
 岸一帯には先任副將陳得勝等臺勇を率ひ猪母水、崙裡を守り馮楚棠臺州勇を率ひ
 大城北を守り關鎮岳廣勇を率ひ双頭掛を守り梁岳英廣勇を率ひ東衛を守り周善
 初は臺州勇を率ひ媽宮に在りて本隊たり此外鄭漁の率ゆる練勇二百及び各灣社
 の義勇兵等は各其郷土を守り警察の職務に服す

光緒十一年二月十三日佛蘭西の提督孤拔は其艦隊七隻を率ひ崙裡の外海に來り
 泊し先づ四艦を以て漁翁島南端を砲撃す然るに砲臺よりは一彈を酬ひざるを以
 て備砲なきを知り即ち全艦隊力を合せて媽宮港口に向ふ四角嶼砲臺先づ砲火を
 開き尋て金龜頭砲臺の一彈佛艦の艦尾に命中し艦の轉側定らす清兵之れを見て
 大に喜び再び此砲を發せんとし周章狼狽し口裝砲に火藥を裝せずして先づ彈丸

を装填したるを以て發射する能はず却て熾なる佛艦の砲撃を蒙り各砲臺皆損壞す此に於て佛艦二隻港内に進入し砲臺の守兵等は退て媽宮の土塁を守る當時媽宮には未だ城壁なし佛艦よりは小艇を以て上陸を試みたれ共擊退せらる同日夜佛蘭西の兵五六百騎裡に上陸し紗帽山を占領す澎湖の統領周善初命を傳へて陳得勝に退却を命ず然るに得勝は強敵前に在り未だ戰はずして退くの不可を唱へ命に従はず却て翌十四日部下を率ひて前進し井仔按に至る佛兵又散開して攻撃し來る得勝の兵地上に伏臥し静に之れを待つ時に佛の砲彈頭上を飛過するも能く之れに堪へ其散兵近接するに及び銃火を以て之れを迎へ佛陣爲めに亂る得勝之れを追ふこと數丁將さに之れを海岸に擠せんとす會々佛の別隊來り加はり忽ち苦戰に陥り援を鎮官港に在る友軍に求めたれ共應せず彈藥の補給を求めたれ共亦之れを得ず時正に日晡にして士卒餓乏疲れ加ふるに港の内外に在る佛艦より砲火を以て夾撃せられ三面敵を受け其哨官沙德明石慶平重傷を受け遂に支ふる能はず兵を分ちて二隊となし且戦ひ且退き猪母水に到り夜に入り更に大城北に退却す此日佛兵死者四十清兵死傷合せて十名に過ぎず此夜得勝奇襲を以て

未だ設備充分ならざる佛陣を衝かんことを建議せしも諸將之に應ずる者なく實行に至らず翌十五日天明得勝手兵を率ひ馬に策ち前進す忽ち銃丸に中りて馬より墜ち昏絶し部下の救助に依り免るゝを得たり周善初は東衛に至り梁岳英に向ひ援を求めたれ共得ず關鎮岳等と共に双頭掛に赴く時に佛兵又大に至る澎湖軍の携ふる所の銃は施條銃多く射距離遠きに達し命中亦精確なれ共發射一回直に退き終に大に潰亂し大城北に走る道路狭く人衆く佛の砲彈の追撃に遇ひ死傷甚だ多し統領周善初及關鎮岳俱に負傷し遁れて大武山に至る鄭廣杰等も亦到り尋て民船を求めて臺灣に通る佛兵は十五日に於て双頭掛より直に媽宮に抵り之れを占領す是れより先十三十四日に於て媽宮市民は大武山に避難す途中佛砲の榴霰彈を蒙りしと雖も一人も損傷を受けたる者なし此夜廣勇臺州勇等大に媽宮街を掠奪し火を放ち商家悉く灰燼に歸す佛兵は清兵の遺棄したる大砲の火口を釘着し廟宇を毀ち十九日港底社に在りし清の火藥局を燒く唯湖東湖西の兩社に蓄積しありたる清の糧食は人民の哀願に依り貧民に借給することを許す役後數日にして清佛和議成れりとの報到り孤拔は病て澎湖に死し其兵亦疫死する者多

六月二十四日に至り佛兵全く此島を撤退す
光緒十四年八月二日澎湖鎮總兵吳宏洛兵を率ひて臺灣卑南の生蕃を征討し部下陣没者多し會々臺灣中部の人民亂を作すものあり依て彰化に赴き其剿討に従事し事平きて乃ち還る

光緒二十年日清の平和破れ澎湖亦戒嚴す是れより先き佛蘭西人の蹂躪を受くるや澎湖の防備改修の緊要を感し光緒十三年より媽宮市の周圍に城郭の築設に着手し同十五年竣工す又た光緒十四年より澎湖の中央大城山上に拱北砲臺八吋七安式砲各一門媽宮西南金龜頭に天南砲臺十二吋十吋七吋媽宮城壁の東部に東角砲臺五安式砲各一門漁翁島南端に西嶼東砲臺安式砲各一門同西砲臺安式砲六吋一門同式砲若千合計五座の砲臺の建築に着手し總兵吳宏洛専ら其の經營に任し日清開戦の當初までには之れを完成せり而して其の守備兵は澎湖鎮總兵周振邦の總轄する宏字正營、同前營、果毅軍練營の三營にして二營は媽宮城内に一營は火燒坪南方の兵營に駐屯せり然るに日清の平和將に破れんとするや清廷は既に明治二十七年七月に於いて二營を臺灣に於いて新募し之れを澎湖島に増加し尙ほ其の不足を患ひ

爾來續々兵力を増大し同年十二月下旬に於いては原駐三營を合し十三營三哨に上り人員五千人以上を算し別に保護糧臺親兵一百人を有せり又た列島各地に分駐し警察の職に服せる澎湖練兵左右二營あり而して總兵周振邦、知府朱上泮は此の諸營を分統し地區を分ちて其の守備に任せり即ち定海右營以下五營は朱上泮之れを率ひ圓頂半島（嶼）の各所に分駐し宏字前營以下三營一哨は漁翁島の各地に分駐し宏字正營以下五營一哨は澎湖本島圓頂半島を除く各所に分駐し周振邦此の二地區を統督す又た崙裡の海岸に砲三門を備ふる砲臺一座の經營中なりしも未だ完成せず（八吋安式砲一門三十斤後裝砲一門ハ既ニ備付リ）

明治二十八年三月十五日午前九時日本の艦隊司令長官伊東中將は聯合艦隊の主力松島、橋立、嚴島、吉野、浪速、高千穂、秋津洲、比志島大佐の率ふる陸軍混成支隊、後備歩兵第一聯隊、後備歩第十二聯隊、第二大隊、臨時山砲兵中隊及臨時彈藥縱列及第四水雷艇隊を率ひて佐世保を發し臺灣の南方を経て同月二十日午後三時澎湖列島の南端將軍澳嶼に到着し東郷少將の率ゆる吉野、浪速の二艦を以て裏正角附近に於

て上陸點の偵察を行はしめ豫定の上陸點たりし鎮管港を改め良文港附近とし翌二十一日上陸を實行することに決し同日午前八時二十分第一遊撃隊吉野浪速高千穂秋津洲は其錨地將軍湧を抜錨し直に進航を始めしが旗艦吉野は同嶼南方の暗礁に座擱したり是に於て已むを得ず此日の計畫を中止し直に同艦の引卸に着手し日没に至り離礁せしむる事を得たり然れ共同艦は終に他艦と運動を共にするを得ず而して夜に入り風浪亦起り二十二日朝に至り益々甚しく上陸を實行し得ざるを以て空しく錨地に留まり二十三日天候漸く靜穩に復す是に於て伊東中將は午前六時先づ第一遊撃隊吉野欠に出帆を命じ次に本隊並に混成支隊を搭載せる運送船を率ひ裏正角に向て進航せり既にして第一遊撃隊は同角の南方に近づき九時三十分浪速先づ拱北砲臺に向て砲火を開き秋津洲高千穂も亦交々之を砲撃し砲臺よりは三門の火炮を以て熾に應射せり此間伊東中將は本隊を以て運送船を導き迂回して裏正角に向ひ其東方海岸より上陸するに決し旗艦松島を同角の西南約二海里の處に投錨せしめ本隊の各艦をして之に倣はしめたり是時秋津洲も亦此に來り更に裏正角灣内に進入し陸上を搜射し浪速高千穂も亦次て

本隊に合せり是に於て伊東中將は運送船をして陸地に近く投錨せしめ裏正角の西方約千四百米の海濱に上陸を始めたり時に十一時三十分なり敵の砲臺は此情況を見て砲火を上陸點に向け之を妨害せんとす因て午後零時三十分本隊及秋津洲は東方より浪速高千穂は南方より之に向て砲撃を開始せるに敵火は暫時にして沈黙せしを以て二時三十分其射撃を中止せり此間上陸掩護の任務を受けたる混成支隊の後備歩兵第一聯隊第一大隊は第一に上陸を始め支障なく之を終り直に急進して上陸點の北方約四百米の小高地を占領せり次て支隊長比志島大佐も亦上陸し更に前進し二時二十分良文港西方高地を占領せり此時後續諸隊も陸續上陸を終れるを以て更に前進し午後三時其先頭は大武山南方高地に於て始めて小敵の敵と衝突し直に之を驅逐し山上に達するや敵兵五六百前面に散開し又我左側前にも二百餘名現出し射撃を開けり我軍又之を驅逐し進て大武山を占領し同夜は此に停止す聯合艦隊は晝間の位地に假泊し海面を警戒せり二十四日午前五時より支隊は拱北砲臺の攻撃に着手し先づ大城北社に據る敵を驅逐し直に拱北砲臺に迫る時に敵は悉く大城北西南高地の中腹に據り拱北砲臺及其西北高

地にある砲兵と共に我前進部隊に射撃を集中せり因て比志島大佐は豫備隊を第一線に急進せしむ是に於て前線の二個大隊は奮進し敵彈雨注の下襲歩を以て斜坂を攀登し午前六時三十分砲臺内に突入し同地一帯の高地を占領す此間山砲中隊及海軍速射砲隊は大武社西方畑地に放列を布き攻撃を扶援せり

拱北砲臺の占領終るや比志島大佐は直に敵の根據地たる媽宮城攻撃の命を下し東衛社の南方を通過し八時二十分文瀾社西北高地に達せり此時多數の敵兵火燒坪南方の兵營及其附近より亂雜なる射撃を聞き又媽宮城東角砲臺及漁翁島の砲臺より熾に大口徑砲を發射し其彈丸屢々我隊の附近に落下せりと雖も之に關せず疾驅前進し火燒坪南方の兵營を占領し次て吶喊朝陽門より媽宮城に闖入し城内を濾過し殘兵を掃蕩し東角砲臺及水雷營等を占領す又一部は拱辰門より入り一部は天南砲臺を占領せり時に正午十二時にして茲に媽宮城は全く日本軍の占領する所となれり

混成支隊は媽宮城を占領したりと雖も尙ほ漁翁島には敵兵現在し其東砲臺よりは日没に至る迄斷えず巨彈を城内に送り又海軍聯合陸戰隊は拱北砲臺陥落の

後鎮管港の地頭部に據て圓頂半島の敵に對し警戒す是れより先き浪速、高千穂、嚴島の三艦は來りて圓頂半島の陸岸に密集せる陸兵に向ひ約卅分間砲撃し他の諸艦亦來りて聲援し午後三時半に至り裏正角の錨地に去りしも秋津洲、高千穂は依然候角灣に碇泊し圓頂半島の敵を警戒せり然るに二十五日午前一時に至り此敵は使者を陸戰隊に送り降を請ひ之を許すや翌朝將校十二名下士以下五百七十六名投降し來り是に於て紗帽山西南高地の砲臺及圓頂半島一帯を全く占領す漁翁島東西兩砲臺は二十五日朝來聞として砲撃をなすの狀況なし因て之を偵察せんとするも沿岸一隻の小舟をも發見する能はず然るに午後一時同砲臺に森然として白煙の高く飛揚するを認め尋て午後二時山砲中隊の修理したる天南砲臺の鹵獲砲を以て數回之に向て砲撃を試みたるも遂に應ずるものなく尋て艦隊の偵察に依て三艘の小舟を發見し海軍速射砲隊の人員を同島に派遣し偵察せしめたるに敵は果して逃走し一兵を留めず砲臺は大に破壊せられ備砲は閉鎖機の要部を除去せられたるのみにて現存しありたり此に於て漁翁島亦日本軍の占領に歸せり

澎湖守備軍に在ては是れより先三月十五日に於て周振邦朱上泮は臺灣巡撫邵友濂より今日倭艦九州を發す近日澎湖を攻撃するならん在澎の各將弁豫め防備を嚴にし疎虞ある可らずとの訓令に接し次て二十二日午前漁民より倭艦將軍灣嶼沖に碇泊せりとの急報を得て其來襲且夕に迫りたることを知れり翌二十三日日本艦隊は來りて拱北砲臺を砲撃し其陸軍は裏正角の海岸に上陸を始めたり此日陸門社に分駐する宏字右營二哨は朝來拱北砲臺を砲撃する日本艦隊の射彈屢次同社に墜落し若子の死傷者を生ずるに至り次て日本軍の裏正角より上陸を開始するを見て郭帶梁仕悦は大に愕き其全く上陸せざるに先ち之れを擊攘せんと欲し意見を周振邦に具申し其來援を請へり依て周は圓頂半島に在る諸營を合し之れに向はんと欲し朱上泮に謀りしが朱は若し兵力を分たは敵の其間に乘して同半島に來犯するやも知る可らずと稱し之れに應せず此に於て周は大に怒り一面臺灣巡撫に打電して朱の一島危急の時に際し協同の實なきを訴へ一面には媽宮城に在る諸營を促し大武山の線に急進し敵を擊退すべきを命じ躬ら親兵二哨を率ひて之れに繼進せり

此間陸門社の梁仕悦は援兵を請ふも容易に至らざるを以て現在の部隊を以て大武山の線に向ひ前進せしが其先頭に進みたる一部は山上に於て日本軍岩崎少佐の率ゆる先頭部隊と衝突し忽ち其擊退する所となれり此時防軍左營は大武社に達し此状況を見て直に散開前進して敗兵を收容し山麓の地物に據り仰て敵と對戦せしか遂に岩崎少佐の大隊全線着剣し進襲の譜を吹奏し轟然突撃し來るに遇ひ支ふる能はずして大城北社の西方高地に退却せり此頃果毅軍練營右哨は大城北社の西方に放列を布き大武山の敵に對し砲火を開き友軍の退却を掩護せり周振邦は午後三時頃東術社に至り此に分駐せる宏字右營の二哨を左翼掩護の爲港底社南方高地に派遣し遂に大武山の北方に現出せる敵に對せしめたり而して宏字左營は其到着遅延し遂に此戦鬪に參與し能はざりしなり此日拱北砲臺は午前九時三十分頃より日本艦隊の砲撃を蒙り直に之れに應せしか次て日本艦隊は裏正角の方向に去りしを以て射撃を中止せり然るに十一時三十分頃より日本軍は裏正角の海岸に上陸を始めしを以て更に之れに向て射撃を開くや日本艦隊の全部は再び進んで猛烈なる射撃を砲臺に集注し死傷隨て生し午後二時過遂に沈

歐し守兵は砲臺の後方に其銃を避くるに至れり
 朱上洋は屢に周振邦の協議に應せざりしが後電報局員の密告に依り臺灣巡撫より周に送れる返電を知り危害の身に及ばんことを恐れ此夕定海右營防軍前營防軍砲隊營を率ひ大城北社西方高地に前進せり是に於て拱北砲臺附近に集合せる澎湖軍の兵力は歩兵五營三哨砲兵一營を算するに至り此夜を大城北社及び西方一帶の高地に徹し朱上洋は双頭掛社に周振邦は親兵二哨と共に東衛社に位地せり然れ共士卒の志氣既に銷沈し媽宮城内に在りし水雷營の士卒は日本軍の裏正角に上陸せるを聞き早く奔竄せり
 二十四日朱上洋は未明より定海右營防軍前營及前夜一旦媽宮に歸り此朝再び此に到りし防軍左營と共に大城北社を守備し防軍砲兵營をして同社西方高地に放列を布かしむ周振邦麾下の宏宇左右兩營及び果毅軍練營の一哨も亦同高地を守備しありしが拂曉に至り日本軍の攻撃を受け大城北社の家屋及圍牆に據り防戦を努めたるも少時にして朱上洋負傷し部下士卒も亦た死傷多く遂に支ふる能はずして同社西南高地に退却し拱北砲臺及其一帶の高地に在りし諸營と合し更に

抵抗を試みしも忽ち日本軍比志島大佐の指揮する諸隊襲歩を以て斜坂を攀登し來るに遇ひ其驅逐する所となり一部は圓頂半島に大部は周振邦の諸營と共に媽宮城方向に潰走せり而して周振邦は此朝東衛社にありて大城北社方向に俄然銃砲聲の起るを聞き急遽之れに赴かんとする際既に友軍の敗退したるの報に接し恐怖落膽倉皇身を挺して鎮署に歸り次て白沙島に通る朱上洋も亦媽宮より小舟に乗じ同島に走れり後兩人共更に船に搭して臺灣に遁れたり統領既に斯の如し守兵は志氣全く沮喪し三々五々各所に遁竄し其一部は日本軍の文瀾社附近より前進する頃まで猶媽宮城壁及火燒坪南方兵營附近に留まり防守せしと雖も周朱二統領遁走のことを聞くに及び忽ち瓦解し戎衣を脱し兵器を放棄し悉く白沙島若しくは吉具島に遁れ又圓頂半島に在りし諸營は其走路を失ひ翌二十五日遂に日本軍に降れり此間漁翁島の守兵は幸に日本軍の攻撃を受くることなく二十四日其東砲臺を以て澎湖島の日本軍を砲撃し遙に應援をなせしと雖も媽宮城は此日日本軍の有に歸し大勢既に奈何とも爲し難きを察し備砲は閉鎖機の要部を除去し銃器彈藥等を海中に投棄し翌朝悉く吉具嶼に遁れ次て廈門其他に走れり瀝

翁島守備兵の該島を去るや島内の土民群を成して砲臺内に亂入し搶掠を行ふの間誤りて火を失し砲臺の火藥庫を爆發し其數十名死傷せり或云フ支那兵逃去ニシテ火ヲ上ニ挿入シテ

日本軍の爲に鹵獲せられたる主なるものは安式十二吋砲以下海岸砲十五門機關砲四門野戰砲十三門小銃二千四百六十三挺海岸砲彈一千二百發野戰砲彈八百六十八發機關砲彈六萬八千五百發小銃彈九十六萬五千發及び多量の火藥等なり日本軍の此兩日の戰鬪に於て消費したる彈藥は小銃彈二萬一千五百九十一發山砲彈四十八發松島以下諸艦に於て消費せるもの大口徑三十二吋砲彈二十七發同中口徑十五吋砲彈八百九十九發同小口徑十六吋砲彈九十九發合計一千二百十五發海軍陸戰隊の消費せるもの小口徑速射砲彈五十五發又其死傷人員は戰死兵卒三名負傷將校一名准士官一名下士卒二十五名に過ぎず但比志島大佐の率ゆる混成支隊は佐世保港滞在間其運送船中に於て既に恐るべき虎列拉病發生し出港以來之に罹り死亡する者日々四五名に及び佐世保港出港以來連日の強風激浪と氣候の劇變に遭ひ兵員をして疲勞困憊せしめ二十一日夜以來著しく病勢を増

し上陸後益々猖獗を極め戰鬪中に收容したる患者のみにて四十名に上り二十四日媽宮占領後頓に蔓延し上陸地に假設したる病院は忽ち二百名の患者を以て填塞し二十六日更に文湧社の西方に在る文石書院内に病院を開設せしも即日充滿し已むを得ず其周圍に七十餘個の天幕を連ね患者を收容する等頗る悲惨を極め二十六日頃よりは日々の新患者二百名以上に達せり而して四月三日頃より病勢大に衰退し同十二日には殆ど熄滅に近づきたり然れ共初發以來患者總數約一千七百名死亡一千名に及び是れ此役に於て特筆すべき出來事とす

三月二十六日伊東中將は媽宮城内に澎湖列島行政廳を開き之れを一般に布告し茲に澎湖列島は全く日本軍の有に歸せり

明治三十七年二月日本國露西亞國と釁を開き同月五日澎湖要塞動員し兵力を増加せらる超て明治三十八年四月七日婆羅的艦隊マラッカ海峡に現出し次て同月十四日安南附近に現はる此に於て澎湖島には戒嚴令を布かれ要塞諸部隊は所定の配備に就き魁首して彼れの來るを希待せしも彼れは此金城湯池を來り窺ふを得ざるのみならず遠く臺灣の東方を迂回し日本海に入り遂に東郷大將の爲に悲

惨なる最後を遂げたり東郷大將は藝に日本軍の澎湖を攻撃するに當り遊撃艦隊に將として來りて裏正角を偵察し又拱北砲臺を砲撃せる名將なり
 以上戦史の證明する所に據り城を守り地を衛るには獨り天險のみは恃むに足らず必ず之れを守るの人に埃たざる可らざるを知り得べし蓋し此地を守りし支那人の戦法殆ど一轍に出で敵軍上陸せば之れを海に擠するを努めす必ず先づ其走路を顧念せるの跡歴々たり故に統領にして一人も此地を枕として戦死したる者なし彼等の敵に向て兵を動かすや初めより鬪志あるに非ず單に罪を免るゝの口實を作るなり最爾たる小島彼等の走路を求むるの地なきが如しと雖も天公は戲に此に幾多の走路を設けたり一は吼門(嶺南島ト白沙島)なり劉國軒及其敗殘の水軍は多く此より遁る一は白砂島なり同島は實に澎湖の北方に僻在し干潮には陸路通すべし故に一時身を潛め間を窺ふて臺灣又は厦門に渡過するに便なり周振邦朱上泮の徒然り其他列島の極北吉具嶼等も亦一時敵の追蹶を免るゝに適す故に彼等の作戦は最初より大に此方面に留意して行はれたるを見る即ち佛人に對せし周善初及日本人に對せし周振邦皆躬ら東衛社に位地せり東衛は實に白沙

島に至る要衝の地なり
 彼等は口に籍かんが爲めに兵を動かす又口に籍かんが爲に僚友の非を擧ぐ一島の安危の如き彼等の寸毫も苦慮する所にあらず何ぞ協同一致を人に責むるを得んや澎湖守備の人を撰ばざる可らざること思半はに過ぐるものあり邊疆寂寥の地なりと雖も敵に對しては第一線なり之れを等閑にするよりは寧ろ守らざるに如かず

一四 遺蹟

瓦洞港城

明の天啓二年和蘭人澎湖に據り之れを築き明年之れを毀ちたれ共未だ幾ならずして再び築きし所とす今白砂島瓦洞港の港尾社西南數丁の所に紅磚の墟址あり相傳へて外寇築城の跡とす南方に城前社なる一村あり又以て證とすべし

紅木埋城

紅木埋とは紅毛埋の轉訛せるなり媽宮を距る東北十餘丁紅木埋社の西邊に巨石

を疊積して作れる牆壁の殘礎あり略は方形にして一邊の長さ約五十間許牆壁の厚さ約三間許あり(舊記には周圍百二十丈とあり能く符合す)明朝の時和蘭人築く所とす

媽宮城

媽宮湧に在り清の光緒十三年(日本明治二十年)起工同十五年竣工周圍七百八十九丈二尺五寸牆梁五百七十個あり牆身は梁を連ね高さ一丈八尺基脚の地に入る三尺五寸厚さ二丈四尺あり即叙迎薰朝陽拱辰大西順承の七門あり大西門を除くの外皆門上に敵樓を設け頗ぶる美觀なり今は南面海岸に接する牆身數十間を撤去せらると雖舊容猶存し媽宮街は其内に包容せられ澎湖第一の偉觀なり

沈城

虎井嶼東南海中に一沉城あり周圍數十丈磚石紅色秋季海波穩に湖水澄清なる時に在て漁人俯して波底を見れば堅垣壁立し雉堞隱々數ふべし水を善くするものは海底に潛入し或は城の據上に立ち或は魚蝦の屬を趁つて城に近くを得べし但何れの時沈没せしやを知らず(澎湖廳志に載せられたるも今日現存するや否やを

知らず

千人塚

紅木埕社の東南に在り明治二十八年皇師此島に至れる時將士疫厲の爲に斃れしもの千人を超ゆ之れを此地に埋瘞して千人塚と稱し毎年三月二十三日即ち皇師始めて此島に上陸せし日を以て盛大なる祭典を行ひ勇士の忠魂を吊ふ所とす
海軍吊魂碑

測天嶼馬公要港部の西北海岸にあり本島附近の海上に於て公務の爲め沈没の難に罹れる帝國軍艦廣丙號第十六號水雷艇及御用船奈良丸と共に殉難せし人々の爲めに碑を立て忠魂を吊ふ所とす(碑は近き將來に於て媽宮西端に移さるゝ計畫ありと聞く)

萬人塚

風櫃尾蛇頭の北海岸にあり光緒十一年佛國軍の此島に占據せし時士卒疫死する者多く遺骸を此に瘞め方尖形の碑を建て孤魂寄る所を得せしむ今人呼て萬人塚と云ふ

盧若騰墓

大武山上に在り明朝の遺臣兵部尙書盧若騰なる者遷れて此地に來り没して山上に葬る遺命に依り墓に自許先生と銘す

孤拔(Courbet)の墓

孤宮城北拱辰門外にあり清の光緒十一年佛蘭西艦隊此島に占據せし時其水師提督孤拔此地に於て病没し埋瘞せる所なり今方尖形の墓碑あり

網按城

入軍島網按南方の丘上にあり和蘭人の城址と傳稱せらる

四角砲臺

媽宮港口に横はれる四角嶋に在り前には和蘭人之れに築き次て鄭氏亦此に築き清政府も亦此に築き佛蘭西人の蹂躪する所となれり

前に掲ぐる所の外鄭氏又は清政府の築きし所のもの甚多かりしと雖も今は其蹟を留めず

一五 軍事

澎湖島は兵事上の要地にして實に日本帝國南門の鎖鑰を爲すを以て此を要港と定められ要塞を建設し要港部、要塞司令部、水雷敷設隊、重砲兵隊、港務部、憲兵隊、衛戍病院等を置かれ海陸の警備を嚴にす

要港部司令官は海軍中將を以て之に任し天皇に直隸し臺灣總督の區處を受け本港の防禦及附近の海岸海面の警備に任し海軍大臣の命を受け軍政を掌り佐世保鎮守府司令長官の區處を受け艦政及兵事を掌る又修理工場を有し艦船兵器の修理を爲す

要塞司令官は陸軍少將を以て之に任し臺灣總督に隸し要塞の防禦を擔任す

一六 教育

澎湖島は清政府の時代に於て臺灣に隸屬し大洋の中に隔在し童生にして縣試、府試、道試等の考試に應せんと欲するものは臺灣に至らざる可らず從て往返に多數

日子を要し動もすれば半載を逾ゆ故に費用亦莫大となり赤貧なる澎湖の童生に在ては之れが爲め遂に考試に與ること得ざりしが乾隆三十二年時の通判胡建偉なる者稍々文理に優る者を探み旅費を給し再三勸諭し僅に九名を得て考試に應せしむ而して科に入る者三名ありたり是れより文教漸く興る

書院は乾隆三十二年夏胡建偉之れを文湧の西偏に建て文石書院と命名す文石は澎湖の特産にして其石五色繽紛たり文章の炳蔚此の如く美ならんことを期し取て名とす中に宋周程朱張の五子を祀る又學約十則を撰み以て諸生に教ゆ減費初年王通守去て後書院廢弛すること十餘年光緒元年重て之れを修め講師を聘す然れ共貧士終歲産業を廢し學に従ふを得ず筆墨の費亦其好學を障礙し文運遂に振ふ能はざりしと云ふ書院今講學は廢れて唯祭祀の場となれり

澎湖の湧社又書房あり民間自ら蒙師を延き以て童生を教ゆ御も之れを社學と唱ふ皆背誦的讀書及習字を教ゆるに過ぎず昔日は澎湖十三湧各社必ず書房あり讀書の聲相聞えたりと云ふ蓋し毎年收むる所の束修少きは僅に一二千文に過ぎず故に貧民と雖も其子を送り房に入れ讀書兩三年始めて行て産業に就かしむるを

得たり

帝國の版圖に歸してより仁政新附の民に及び教育を獎勵し各地に公學校を興し島民の子弟を教育するに至り従て書房の數は減少せり最近の調査に據れば其數三十六蒙師の數亦三十六人にして生徒の數は男子八百六十一人女子八人なり

公學校は國語を教授し徳有を施し國民たる性格を養成し生活に必須なる知識技能を授くるを本旨とし其修業年限は六年とし土地の狀況に依り八年或は四年となすことを得せしむ教育科目は修身國語算術體操漢文とし女子の爲には裁縫を加ふ

公學校は媽宮湖西小池角白沙島(通梁港尾ノ三)に置き明治四十二年に於て教師は内地人男八名本島人十五名生徒の數は男九百二十八名女二十二名あり而して不就學兒童は男二千一百八十九名女二千八百七十四名なり

本島に在留せる内地人の子弟を教育する爲め小學校一個媽宮に在り尋常科及高等科を置き明治四十二年には教師男二名女二名尋常科生徒男六十三名女五十七名高等科生徒男七名女七名總計百三十四名を有せり

一七 行政

澎湖列島の地方行政を施行する爲め廳を置き媽宮を其所在地とす廳長は高等官七等乃至三等の文官にして臺灣總督に隸し其指揮監督を承け法律命令を執行し部内の行政事務を管理す

廳長は部内の行政事務に付管内一般に廳令を發し之に十圓以内の罰金若しくは拘留の罰則を附することを得る權を有す

廳長は管内の靜謐を維持する爲め兵力を要するときは之を臺灣總督に具狀すべしと雖も非常急變の場合に際しては直に要塞司令官に出兵を要求することを得る廳の事務を分掌せしむる爲め大赤崁、小池角、網按の三支廳を置き又廳内に庶務、警務、財務の三課を置く是等支廳長及各課長は判任文官(廳務課長及支廳長ハ警部)を以て之に充つ

廳の管内を十三區に分ち各區に區長を置き人民に法令を周知せしむること戸籍に關すること税金納入の告知書傳達のこと普通教育獎勵のこと衛生に關すること

と等を掌らしむ區長は判任官とし内地人及土人を以て之に任す土人は國語學校卒業の資格あるものならざる可らず(除外例なきに非ず)

清政府時代の舊慣に依り保甲制度なるものあり十戸を一甲とし十甲を一保とし各甲に甲長各保に保正を置く甲長及保正は土人中に於て選舉を以て之を定め名譽職にて無給とす

保甲は自治機關にして隣保相戒めて法令を守り犯罪者を出さず地方の安寧を保持するを目的とす即ち保正の職務は保内の住民を教戒し非行を爲さしめざることと犯罪人の搜索逮捕に付警察官吏を補助すること等にして猶ほ區長の職務を補助す甲長は保正を補佐するものとす

一八 警察

澎湖列島に於ける警察事務は澎湖廳警務課及支廳に於ける警部、警部補、巡查、巡查補之を取扱ふものとす而して警部、警部補及巡查は内地人を以て之に任し巡查補は本島人を以て之に充つ

廳長は三ヶ月以下の懲役百圓以下の罰金若しくは科料に處すべき賭博の罪暴行の罪及一般行政違反の罪に該當するものは之を即決するの權を有す
其他のものは司法警察官たる警部及警部補之を取調へ臺南地方法院檢察官に告發す

廳長に於て即決したるものは管刑に處することを得即ち罰金若しくは科料金一圓若しくは拘留一日を一管に換へ執行す但管に換ゆる者は五管より少きを得す例へば拘留一日を管刑に換ゆるときは猶五管を加ふるものとす管刑は男子に限り之を加へ一日二十五管より多くを科す可らざるものとす

列島内の犯罪事件極めて少なく明治四十一年同四十二年共に僅に二十一件ありたるに過ぎず而して主なる罪科は漂流物隠匿、窃盜、贓物故買、横領罪等とす

一九 裁判

澎湖島に裁判所の設なし故に廳長の即決權外なる犯罪人あれば臺南地方法院檢察官に告發し同檢察官取調の上有罪と認むれば之を起訴し臺南地方法院の判官

之を判決す而して有罪者は臺南監獄に於て服役するものとす

二〇 財政

澎湖列島に於ける租税の收入は極めて微々たるものにして明治四十一年に於ては國税二萬八千二百餘圓地方税二萬一千五百餘圓に過ぎず

國税の内最も多額なるは酒税にして六千七百餘圓地租六百三十餘圓印紙稅收入六百七十餘圓他は零碎言ふに足らず地租の徵收法は清政府時代の舊慣に依り一の奇法を用ゆ即ち各地方に於ける固定額を同地方の男子年齢二十歳以上四十九歳以下の現在數に割當て徵收するなり故に土人中には之れを地租と知らず人頭税と心得居る者少からず各地方の固定額と稱するものは光緒二十年清政府にて調査したるものに係る而して當時各地方の畑地に植付くる所の落花生の種代を標準として此額を定めたりと云へり故に今日に於ては各地方の實際の土地に比例して公平ならざるものとす

明治四十二年に於ける各人の割當額は最高十五錢強最低五錢強にして平均六錢

五厘弱なり即ち年々各地方人口の増減に依り一人の割當額に變化あるものとす
地方税中最も多額なるは營業税にして九千餘圓之に次ぐは家屋税四千三百餘圓
其他は零碎言ふに足らず

以上の外學租財團の收入なるもの明治四十一年度に一千餘圓あり清政府時代に
沒收又は寄附地等を書院の財産として官有せるものを繼續せるなり

又現在各地公學校の維持費は各學區内より徵集して之に充つ其額は明治四十一年
年度に於て媽宮公學校千五百八十餘圓湖西公學校九百六十餘圓小池角公學校七
百八十餘圓白沙島公學校千七百二十餘圓とす

海關税の收入は明治四十一年度に於て一萬四十餘圓にして内輸出税六百八十餘
圓輸入税八千五百餘圓にして其他消費税噸税出港税等は零碎言ふに足らず

二一 農 業

澎湖の民男子耕すことあるも女子織ることなし故に男女俱に稼穡の事に従ふ而
して女子は男子よりも多く勞働す男子は僅に犁耙を執り土を反へすのみ其餘裁

種耘耨多く女子の任とす誠に澎湖の女臺灣の牛と云ふ其勞苦の過甚なるを言ふ
なり

澎湖の地斥鹵稻麥に適せず僅に雜穀二三を産す甘藷(土人は之を薯と云ふ)落花生最盛なり
毎歲暮春落花生を種ゆる時共に其傍に梁黍を種ゆ六七月の頃に至り落花生漸く
長すれば則ち梁黍既に熟す九十月に至り落花生方に成熟す甘藷は四五月に種え
秋末收穫し切片となし晒乾して以て貯へ來歲の食となす二者の藤葛枝葉は或は
以て牛を飼ひ或は以て薪となす湖東湖西兩社の地は頗る窪下滋潤なり故に多く
蔬菜を種ゆ南藜社亦井あり灌溉に堪へ且つ風を避くるに便なり故に多く柑を種
ゆ漁翁島小池角社亦稍々滋潤なり故に落花生早く熟す凡そ百畝の地を有せば甘
藷は三四十畝粟黍等は僅に十畝を種え取て一家終歲の食に供し其餘は皆悉く落
花生を種え取て之れを商賈に賣る農家終歲の用度に充つべきもの獨り此者ある
のみ落花生は油と豆粕とを造る豆粕は肥料として之れを他に輸出し背て之れを
留めて自ら其畑に施すものなし落花生の利は甚だ多し則ち其穀を脱し實は鬻き
て其殼は薪となすを得可し晚秋落花生成熟の時農民一家の男婦皆山園に聚まり

或は人の爲めに備はれ或は籠を携へ遺粒を拾ふ此季節既に風塵面を拂ひ砂土衣を撲つ曉に霧露を衝きて出て午時は烈日に照され夕は星を戴て歸る其勞苦想ふ可し而して刺繡裁縫の業は之れに精しき者鮮し

澎湖は人衆く地狹し明治四十二年の調査に依れば自作農業者八千二百十三戸四萬一千六百十三人内他業を兼ぬるもの五千四百八戸二萬六千三百五十二人小作農業者七百二十三戸三千四百四十人内他業を兼ぬる者五百七十三戸二千六百一人あり畑の面積五千八百二十三甲(一甲ハ九反七畝二十四歩餘)にして同年度に於ける農産物の收穫は高粱八千四百二十六石餘黍六百六十二石粟二千六百石餘落花生一萬一千四百五十六石餘甘藷百四十五萬八千八百餘斤とす

二二 漁業

海濱の各社及び虎井吉貝等孤島の民は専ら漁業を以て生となす而して魚を獲ること多ければ鹽を以て之れを醃す鹽を買ふの資なきものは之れを平地の上に抛ち日光に晒乾す若し暴風雨俄に至らば則ち漂流踪跡なし或は堆積數日に及ぶも

水産漁獲物

烈日の晒すべきなくは腐敗食ふべからざるに至る

漁網に大小數種ありと雖も略ほ内地のものに同じ其他の漁法特記すべきものなし明治四十二年の調査に據れば漁業者五千百十四戸九千四百九十一人にして内他業を兼ぬる者四千二百八十三戸七千八百四十九人にして漁船一千百十艘漁網大小四千八百二十一張あり

同年に於ける水産漁獲物八萬餘圓水産製造物五萬六千四百餘圓にして其内譯左の如し

名	稱	數	價	格
鏡仔	仔	六、三〇	二、三六	
魷仔	仔	四、二〇〇	一、八一	
魷		二、九、七〇	九、〇八	
苦		五〇〇	二〇	
丁香		一、五、八〇	四、九五	

(77)

業

漁

煮乾鹽魚
干魚魚翅

介海雜俊象鳥鐵
螺藻仔尾
類類魚魚耳冬甲

合計

水產製造物

名	稱	數	價	格
煮乾鹽魚		1,000	1,000	1元
干魚		5,556	8,444	1元4角
魚翅		3,333	3,333	1元
合計		9,889	13,777	1元4角
介螺類		150,100	1,876	1元2角
海藻類		5,000	800	1元6角
雜魚類		70,000	3,500	5元
俊仔魚		3,000	600	2元
象耳魚		6,000	1,200	2元
鳥冬		3,000	600	2元
鐵甲		1,000	100	1元

(76)

業

漁

結蝦目白鮫魴塗打鮑如沙綠鳥白
帶納仔仔腹
魚賊魚魚魚批頭魚魚魚魚魚

結蝦	1,000	1,000	1元
目帶	3,000	3,000	3元
白鮫	1,000	1,000	1元
魴魚	2,000	2,000	2元
塗批	10,000	10,000	10元
打頭	7,000	7,000	7元
鮑魚	2,000	2,000	2元
如魚	2,000	2,000	2元
沙仔	2,000	2,000	2元
綠仔	2,000	2,000	2元
鳥腹	1,000	1,000	1元
白魚	2,000	2,000	2元
合計	45,000	45,000	45元

海	鯉	田	滿	錫	鯉	其他ノ物	合
苔	節	鉄	銻		荒		計
					粕		

九、五二五	二、四四五	四、〇〇四	一、二六六	二、一五	四、二〇〇	二、五〇二	八、三、七五
-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	--------

四、六	五、四四七	二、二六	三、七	四	三、〇	四、〇、八五	五、四、四一
-----	-------	------	-----	---	-----	--------	--------

二三 商工

澎湖は物産少なきを以て衣食住に要する物品は往時臺灣及厦門より輸入し來りしが軌近に於ては海關稅の負擔重きに依り厦門よりするもの甚はだ尠く臺灣及内地よりす而して消費力極めて微々たるを以て商賈多くを蓄へず往昔交通不便の日に在ては商舶到らざれば百貨騰貴し遂に全く物品拂底するに至れり故に富

商大賈往々其日常必需の品を藏し價の騰貴するを待ち奇利を博したりと云ふ然れ共帝國の版圖に歸してより交通安全頻繁となり又物貨缺乏の憂なく澎民の享くる所の幸慶や實に大なり

地に工藝品なく又通市の要地にあらず商業の振はざる固より知るべきのみ落花生既に熟し郷民各其零碎を集めて市に運致す西南各島の民は小舟に載せて媽宮に至る此時商氣最も活發の時とす

近時内地人の商賈亦至る然れ共皆規模小にして言ふに足るものなく多く陸海軍公署の川命を奉するを主眼とし僅に計を立つるに過ぎず若し帝國の艦隊來り泊するの時あらば市内の商業稍々活氣を帯び平常雞卵一錢のもの忽ち二錢に騰貴するに至る是れ需用俄に増加し供給の之れに伴はるに依ると雖も一は奸黠なる商賈等之れを左右するもの無きにあらず

金融機關として媽宮に臺灣銀行支店を置かる

二四 蓄産

昔時虎賁陳稜始めて此地に來りし時に於ては牛羊山野に放牧せられありしと云へり人口疎薄なりし時代に於ては或は然りしならんも近時人口稠密寸地なきに至りては島上又牧畜を許さず唯々民家に繋蓄せる所の少數の牛羊と雞豚あるのみ牛は専ら農耕の爲に飼養せられ食料に供するを目的とせず黄牛と稱する牛種にして其體軀は大ならず肉亦頗ぶる不味にして食ふに堪へず豚は島民の食料に供するのみならず島外へ輸出するもの甚だ多く島民の生計を補助すること大にして毎月必ず之れを飼養し多きは十數頭を養ひ島民の爲めには實に貴重なる家畜なり山羊は極めて稀に飼養せらる雞は毎月必ず數羽を飼養す明治四十二年の調査に依れば黄牛三千三百九十二頭、乳牛(雜種牛)十頭、豚一萬七千九百六頭、山羊七百二十一頭あり雞は其數を知らず

二五 貿易

澎湖には物産極めて少なく島民亦赤貧洗ふが如く消費力乏しきを以て貿易の業振はさるや固より怪むに足らず然れ共島民日常衣食住の爲め必要缺く可からざる

る物にして島内に於て之を産せず餘儀なく島外に仰かざるべからざるもの甚だ多きを以て土地の富度に比し貿易額は寧ろ多きやの感なきに非ず

外國貿易

媽宮港海外貿易は明治四十一年に於て總額六萬九千二十六圓にして近年に稀なる盛況なりしなり而して其内譯左の如し

輸 出		輸 入	
切 干 薯	一、六五	麥 粉	三、四七
落花生豆	三、八四	石 油	五、六五
同 油	一、八〇	豆 類	二、六六
同 糟	二、四一	支那綿布	二、〇四
活 豚	七、七二	陶 磁 器	三、〇六
其他の雜品	一〇、五五	禮拜用紙	三、六八
計	三三、三三	其他の唐紙	三、三〇
		木材及板	三、七五

鐵 錫
 其他の雜品
 計

二、九六
 二、三三六
 三、四九二

通商國別にする貿易價格は支那の三萬四千七百餘圓を第一とし米國第二澳地利第三暹羅第四英領海峽殖民地第五英本國第六獨逸は第七にして僅に七十八圓の少額なり而して支那及英國(香港)に對して輸出ありたるも其他は全部輸入貿易のみとす

仕向地の重なるものは厦門及汕頭にして仕出地の重なるものは福州厦門汕頭泉州等なり

外國貿易の爲め出入船舶は總數八十四艘一千八百十四噸にして其内入港船舶四十一艘八百八十二噸出港船舶四十三艘九百六十二噸とす

本島及内地間貿易

本島及内地間貿易は明治四十一年に於て總額(雜貨種ニ於ケル分ニツテ)二十四萬四百四十四圓にして其内譯左の如し之に依て移入の移出に超過することの甚大

諸海産物
 麥粉
 清酒
 麥酒
 米
 諸綿布
 木材及板
 セメント
 砂糖
 紙類
 燐寸
 其他の雜品
 計

入

五、九六
 三、九二五
 一、六、七〇
 五、三九九
 二、七、五八
 一、五、六二〇
 二、二、二六
 一、〇、〇〇
 六、〇〇一
 三、六六五
 一、八、八八
 二、六、〇三

移 出

經飾
 生皮
 其他の雜品
 計

五、九六
 八〇二
 三、三六一
 二、四四一

なるを知るへし

本島及臺灣間貿易即ち沿岸貿易
沿岸貿易は明治四十二年に於て總額六十一萬九千六百七十三圓にして其内譯左
の如し

貿易	
出	入
切干薯	米
鹽魚	豆類
芋麻魚	麥粉
于魚	素麵
石炭	石油
米	禮拜用紙
落花生豆	鐵鍋
同油	陶磁器
鯉節	木材
活豚	麥酒
二八、七〇	一〇六、九三
二四、〇二	二、七五
六二	一、八二
五、五元	一〇
九三	五、二八
一九、八三	三、四二
六、四三	四
三、八八	三〇
一、〇五	九、三三
三、一七	三、七

貿易	
計	其他の雜品
清酒	諸綿布
砂糖	セメント
紙	燐寸
食鹽	阿片煙膏
藥材	切干薯
金品	金屬品
煙草	其他の雜品
計	
二、四四	四、五七
一、八二	一〇、〇一
五	一〇、〇一
一、〇三	二、四八
一四、八四	一〇、〇〇
二、四八	七、一七
三、九三	二、四一
一三、〇六	四、三〇
四、三〇	四、三〇

以上の貿易に係る關稅事務を取扱ふ爲め臺灣總督の管理に屬する淡水稅關の支署を媽宮に置かれ又其稅關監視署を漁翁島及八單島に置かる

二六 交通

島内の交通に就ては言ふべきものなし陸上は道路險惡なるを以て物貨の搬送は多く人肩に依り稀に牛車を用ゆ各島嶼間の交通は全く支那形船即ちジャンクに依り島外との交通は悉く船舶に據らざるべからず目下本島に寄港する所の汽船は大坂商船會社の所有船にして政府と特約を結び命令に依り寄港するものなり而して一は臺灣沿岸航海の汽船一は横濱打狗間航海の汽船にして兩航路共各二隻を以て定期に媽宮港に出入す

帆船及支那形船は臺灣島及清國福建沿岸と不定期に交通し而して獨り媽宮のみならず本島各港より出入す

明治四十年本島に於ける出入船舶は汽船百六十隻支那形船三千三十九隻總噸數三百萬餘噸に上る

媽宮に郵便局を置き通信事務を取扱ひ臺灣島との間に海底電線あり同島及び内地との電信を發受するを得猶ほ臺灣島を經由し外國との電信を交換するを得べし

明治四十二年に於て媽宮内地間往來旅客は六百二十七人にして内出港二百八十六人入港三百四十一人なり又同年媽宮清國間の往來旅客は六十人にして内出港三十九人入港二十一人に過ぎず交通の微々たる以て知るべし

二七 宗教

島民は宗教心に乏しく現世の禍福を慮るの外未來なるものに就ては殆ど顧念を費さざるものゝ如し故に澎湖に僧尼なし寺院亦無し葬送の事は道士をして之れを行はしむ宗教は儒佛道の三教を混合したるものにして祠廟には關帝城隍爺媽祖觀音天上聖母老子孔子張天子五谷先生福帝正神等を祀るもの多し

迷信は普く行はれ人病めは和尙に托して占卜し祈禱をなす道士と云ひ和尙と云ふも皆俗人にして内地の行者なる者に類す祠廟は今百二十一個所の多きに上る

近來佛教、基督教多少其布教を試みたりと雖も殆ど其成績なきものゝ如し、目下佛教説教所二個所あり是れ主として在留内地人の葬祭の爲に設けられ島民の歸依者あるを聞かず基督教説教所三個所あり本島人の信徒八十名あり

二八 祠 廟

宗

臺灣神社遙拜所

臺北に在る本社の遙拜所にして媽宮に在り本社は大國魂命大己貴命、少彥名命、並北白川の宮能久親王を合祀する未だ其神靈を此に分祀せられたるには非ず

教

二あり一は文湧に在り創建の歳詳ならず一は媽宮にあり乾隆四十四年の創建なり光緒十一年佛軍の媽宮を占領するや住民難を避け白砂島に通る途中佛軍の發する砲丸頭に飛來せしより皆口に城隍神の名を唱へ保佑を祈れり遇々大雨急に至り砲丸爲に破裂せざりしより終に一人を傷けざりしかば住民之れを城隍神の徳威に歸し亂平ぐに及び通判方基は加封を奏請し號して豐應候となし清國皇

廟

祠

帝は特に功存桿術の四字を書したる匾額を下賜せり額は今猶文湧の城隍廟内に在り

天后廟

媽宮に在り康熙二十二年清師澎湖に克てる時其順風波平にして能く澎湖に入るを得たりしもの一に媽祖の保佑に依れりとし神祠を涇州に建て將軍施琅は加封のことを奏請し清國皇帝特に禮部郎中雅虎を澎湖に遣はし祠廟に於て祭を致し翌年天后と加封あり後康熙六十年清師臺匪を克復したる時清國皇帝特に神昭海表の四字を書したる匾額を下賜せらる此額今何所に在るを知らず

文昌祠

文湧書院後に在り乾隆丙戌の冬創建

奎閣

文湧書院の東傍に在り魁星樓と稱す

程朱祠

媽宮城内に在り光緒十一年創建

武廟

乾隆三十一年の創建にして前には媽宮の西邊に在りしが光緒元年紅木埕に移され今に至る或曰ふ廟は鄭成功を祀るも清朝を憚り關帝廟と稱すと

水仙宮

媽宮渡頭に在り大禹、伍子胥、屈原、項羽、及魯班の五像あり

風神廟

媽宮城隍廟の東にあり乾隆五十五年の創建なり

觀音亭

媽宮城北の海邊に在り康熙三十五年の創建なり廟外放生池あり

龍神廟

觀音亭東邊に在り道光六年の創建なり

施將軍廟

媽宮東街に在り前靖海將軍水師提督施琅臺灣を平げ功あり靖海候に封せらる住民依て之れを建つ

廟

嘉蔭亭

俗に五里亭と稱す媽宮城の東十餘丁の海濱に在り乾隆四年の創建なり中に文武二帝、左に三官神、右に龍王を祀る澎湖は路傍樹木なく行人休息の所なきに苦む依て之れを建て往來に備ふ偶々此に憩へば樹樹の蔭に在るが如し依て名づく

昭忠祠

媽宮の東邊に在り光緒四年の創建なり同治元年澎湖成兵臺匪剿討に赴き難に殉せし將士を祀る所とす

無祀祠

二つあり一は媽宮の西邊土名西按仔廟中にあり祠左一大墳あり即ち枯骨を埋座せる所とす祠は康熙二十三年に建つ一は漁翁島に在り乾隆三十一年の創建なり

眞武廟

媽宮に在り極北眞武上帝を祈る創建の歳詳ならず

祖師廟

媽宮の東に在り清水巖祖師を祀る能く病を治すと稱せらる康熙年間の創建なり

傳へ曰ふ康熙年間和尙あり泉州清水巖より來り人の病めるあれば之れを治し神効あり藥資を取らず錢米を送るも亦受けずして去る後廟を立て之れを祀る

真人廟

一は崙裡湧に在り一は奎壁湧にあり真人姓は吳名は本同安白礁の人宋の興國四百年に生る長じて醫を以て人を濟ひ卒して英惠候に封せらる俗に大道公と云ふ所謂保生大帝なり今各湧亦多く廟を立つ

將軍廟

八單島網按湧に在り神名考ふべきなし將軍嶼は此廟に依て名づけらる

大王廟

大王神を祀る土神なり今各湧多く王廟あり而して漁翁島外壟の大王神最も靈驗あり凡そ商船の出入するに方り必ず牲醴を供へ海中に投じ遙に之れを祀る

土地廟

澎湖十三湧所在甚だ多し亦福德祠と名づく神名事蹟考ふべきなし

二九 井 泉

澎湖島は四面環海汪洋たる水郷なり然れ共高山大麓なく溪澗川流なし樹林亦なく隨て林間の清泉なし降雨稀にして地中に水を保有すること尠なし故に澎湖の人其井を需めて飲むや他邦人の見て奇とするものあり一び旱乾に遇へば則ち男女徹夜井を守り竹筒を以て水を汲み嗽々として涓滴を待つこと真に憫むべきものあり而して井を鑿つに困難なる所以あり或は地中石多く井將に成らんとして盤石硬く穿ち能はざるものあり或は地脈元より泉なく鑿くこと數尋に至り終に井を棄てざるを得ず以て人力費財を徒費するものあり或は泉を得るも水質鹹苦飲むべからざるものあり然れ共澎湖の井猶ほ能く人畜數萬の生命を維持するを得たり造化の妙豈に驚嘆するに堪へんや但近時我陸海軍に在ては海水を蒸溜し以て飲用に供せり今著名の井を列擧すれば左の如し

萬歲井

媽宮城内要塞司令部の東側に在り明治二十八年三月二十四日日本軍初めて媽宮

井

城を陥るゝや比志島支隊長部隊を整頓し 天皇陛下の萬歳を唱へ凱歌を揚げ
尋て將士此井に赴き渴を解けり此井水最も清甘泉源亦旺にして爾後駐軍の間飲
用並に炊爨の用に供せられたり依て之を萬歳井と命名し碑を其傍に立て永く紀
念す

媽宮社の大井

井は康熙二十三年清の水師澎湖を克服し兵萬餘を駐むるに當り忽ち師を養ふの
清水に窮し提督施琅自ら天后神に祈り甘水立るに湧出し汲めども竭きす今に至
り井泉猶旺なり俗に萬軍井と稱す但水味少しく鹹氣あり

泉

東衛社村前の井
水最も清冽水源亦甚旺にして早天にも涸れず煎茶に適す澎湖第一の井と稱せら
る

嘉蔭亭の井

水源旺盛鹹味なし往昔は商船艦艇多く此井に赴き水を取る井身甚だ淺く手を舉
げて汲むを得べし

泉

井

觀音廟前の井

井は媽宮灣の北偏にあり海岸に近し水清く味甚美にして東衛社の井と侷仲す但
此井早天に遇へば早く鹹味を帯び東衛の井は久しくして尙甘し此井雨多ければ
味更に美なり東衛の井は雨多ければ土氣を帯ぶ此二井晴雨に於ても同じからず
然れ共等しく他井の及ぶ所にあらず

鎮海灣西蔡の井

水清くてし甘く鹹氣なし

漁翁島外塹の井

外塹山の山腰に在り味又清甘

南蔡趙家の井

往時趙騰兄弟數歳の勞を竭して鑿つ所甘泉甚旺にして以て蔬菜に溉き頗る利を
得たりと

瑞應薄惠二井

媽宮城内應署の邊に在り光緒三年提督吳世忠鑿つ所にして泉源旺にして味又美

なり
葉●葉●社●の●大●井●

同社關帝廟の傍にあり井底に兩竇ありて其深さ測るべからず井深三仞水五尺に及ばず味頗ぶる美にして旱するも減せず雨降るも加らず他井涸るゝ時郷人共に此井に汲む

相●公●の●井●

隘門社頂發大路に在り傍に相公小廟あり故に名づく相傳へて神明撰む所となす地勢稍々高く水深尋餘旱するも涸れず附近低所の村井深さ之に倍遜するものと雖も此井の旺なるに及ぶものなし水美にして頗る清冽常に白沙あり石隙中より湧出す

西●溪●の●井●

西溪社に二井あり一は溪邊に在り最も著名なり泉旺にして味甚だ清く大旱にも涸れず村民の共同井なり一は社北の山下に在りて之れを溪邊のものに比すれば味更に清甘他井及ぶもの罕なり

西●勢●の●井●

吉貝嶼にあり味極め甘冽

三〇 居 住

古史に老古の民は苦茅を以て廬舎となすと見えたり今は然らず蒼くに瓦を以てし老古石を用ひて墻壁を作る而して其屋宇を丘阜の凹地水隈の邊に結ぶ故に名づけて湧と云ふ老古石は海中より取る所の珊瑚礁の一種にして取れば復た生じ竭くることなし海中より得たる時は尙鬆脆なるも風雨に曝露し鹹氣を脱するに及び堅實となる價廉にして便なり附近の園畝亦老古石を用ひ周圍に短垣を築き北風に對して蔬菜を保護す

澎湖の家屋一として老古石を用ひざるなし而して其屋高二間を超へず是れ建築費を省く爲にあらす海風猛烈なるに依り其剝剝を防ぐが爲なり木柱瓦料は臺灣又は厦門より供給を受く此島にも亦燒瓦を産せざるに非ずと雖も其色宜しからず其質亦脆弱なるを以て多く用ひられず

石灰なし故に螺殻を燒きて灰となし以て墻壁の間に塗る然れ共多くは之れをも用ひす泥土を以て老古石の間に填塞せるのみ壁には小窓あり冬は土石を以て填塞し風塵を防ぐ
屋の中央に在る一室を廳と云ふ床板を設けず應接室、客室及家人日常の居室を兼ねたるものなり廳の兩側に數多の房あり家人の寢室なり皆甚だ廣からず
天井を用ひず各家圓の設なく便器を用ゆるか或は戶外任意の所に放ち豚兒の腹を肥す唯々各戸必ず中庭を設く庭を繞らすに墻壁を以てす而して其正面に門を有す然れ共亦甚だ狭小なり之れを外門と云ふ屋の入口を廳門と云ふ墻壁の側面にも亦小門あり之れを後巷門と云ふ

三一 飲食

澎湖に稻米なし民皆乾したる甘藷片を以て常食となす名けて薯米と云ふ黄黍或は高粱を薯片に交へ粥となすものあり之れを黍糊と稱す所謂口を糊塗するものなり秋後は生甘藷を食ふ冬春に至り乾甘藷を用ひ即ち薯片薯絲なり

生菜の種類多からず蘿蔔芋魁は臺灣より來る唯々魚蝦螺蛤は甚だ多し是等魚菜は多く鹽を以て調味す醬油味附は亦貧なる島民の用ひ得ざる所とす
薪炭亦なし臺灣より來るものは價頗る高し民多くは牛糞或は草根を乾かし炊爨の用に供す乾したる牛糞は之れを牛柴と呼ぶ對岸なる臺灣に於て驟雨あり雜木漂流し海に入り潮に隨て澎湖の東北各湧に至るものあり島民之れを拾て薪となすもの多し

茶亦産せず故に島民飲茶を貴ひ日常之れを用ゆる者なし彼等暑熱の煩を解き日夕の勞を慰むるものは唯鹹氣に富みたる一瓢の水あるのみ
甘蔗を以て酒を醸し名けて糖燒と云ふ甘藷を以て酒を醸し名けて地瓜燒と云ふ

地瓜とは甘藷の別名なり澎民甚だ酒を嗜み身を亡して悔ひすと云ふ煙草も亦産せされ共之れを用ひ

鴉片吸食者は從來猶は多かりしも今は我仁政の爲に救はれ大に減少せり最近の調査に依れば本島民の鴉片吸食者一千二百八十四人あり内女子は八十六人なり
西洋人は飲食の爲に活くるやの風あり然るに本島人は生あるが爲に餘饑なく飲

食するの状あり島民等は極めて魚食にして其食費は普通日本人の十分の一に如
 かつ矧んや西洋人の如く一夕の食に數十金を投ずるものに比すれば其差雲泥の
 みならず彼れも是れも兩極端なり殊に奇とすべきは島民等は朝夕一家團欒して
 食卓に就くが如きことなく各々碗に盛り或は戶外に立て食ふものあり或は廳門
 の闕の上に踞して食ふものあり或は廳の一隅に踞りて食ふものあり親子兄弟各
 定まりたる座席を以て食卓に就くが如きは彼等の知らざる所なり西洋人の如く
 三回の食事を以て一日中の業務の最も緊要なる一部と心得ふるものに比すれば
 其簡單率も自然に近し薯片薯絲を常食とする島民に在ては美酒佳肴を常食とす
 る西洋人の如く食卓上の趣味を覺えざるや怪むに足らず

三二 衣服

男女の衣服大概無地の綿布にして婦女は喜て青色を用ひ男子は稀に日本製の縞
 物を用ゆる者あり綾羅綢緞を纏ふ者極て稀なり狹袖なれ共寛濶なる上衣に寛大
 なる袴を用ゆ地は桑麻を産せず故に女子に紡績の業なし布匹は之を臺灣又は厦

門より求む畑に出づる時海に撈る時近親を訪ふ時必ず頭帯と稱する黒布を以て
 頭を裹み白布を以て足を纏ふ男子は日常裸足なり人家喜慶ある時は則ち鞋襪を
 穿つ亦黒布を用ひ頭を裹み以て風塵及暑熱を防ぐ又稀に紗帽と稱する覆椀状の
 支那帽を冠ふる者あり近時亦麥藁帽を戴くものを見るに至る女子は耳環指環腕
 環を用ひ男子亦指環を用ゆるものありと雖も貴金屬を以て製せるもの稀なり

三三 婚姻

男子二十四歳女子二十歳前後に於て結婚するを普通とす結婚の始媒人庚帖(案内
 如き)を婦家に送る婦家之れを受けて後三日家中無事なれば然る後始めて婚を訂
 結納の禮あり富者は手鐲(腕環)一隻錢二百文貧者は頭簪一對或は指環一隻錢百二
 十文を媒人に托して婦家に贈る男子は又禮物一荷及定聘金を出さる可らす禮
 物は豚腿、雞、麵糖、棗、婚書、啓書、禮燭、禮香、檳榔等十種にして金箔を以て百年偕老の四
 字を木板に貼し之を添ゆ定聘金は婦の良否、家の貧富に應し甚だ區々なり四五

金より百四五十金に至るを普通とす定聘金は通常婦の衣服鞋襪の料となすと雖も父母之れを收めて女に與へざる者亦多し定聘金は一時に之れを送るを要せず婚後逐次に送完すを得又牛羊其他の物を以て不足を補ふことを得定聘金を出し能はざる者は三十歳に至るも尙娶り得ざる者あり

婦を迎ふる數月前請期の禮あり名けて歴定と云ふ男子一荷の禮物を贈り婚期を告ぐ禮物は結納の時に同く豚脰、雞、麵、糖、棗等十種なり俗例多く臘月除夕を以て婚を成す此日を最も吉日と稱す婦を迎ゆるには多く牛車を用ひ青藍の帳を以て其車蓋を蓋ひ紅布を牛角に掛く又紅布を以て轅を裏み牛を牽く者袍帽を着するも

のあり車前に在て事を執る人繩を鳴らし爆竹を放ち提燈を執り列を成して往く女家の門頭に至れば婦か親人迎接し内に入り湯茶を捧ぐる三次新婦は大紅衣を穿ち父母蓋を把り醺し終て之れを遣はす媒人父母と扶けて車に乗らしめ男が家に至るや姑新婦を車より下し扶けて中庭に至る新郎は米篩の上（ハシ）に紅き八卦を畫きたるものを以つて新婦の頭上を蓋ひ先づ天地を拜し手を携へて房に入り兩人對揖し終つて座に就く合香の禮は此夕に行ふ席を室内に設け男女對酌し飲畢ら

は則ち湯圓（云フチ）二碗を備へ毎碗湯圓六枚を入る男女先づ其一碗を取り各二枚を食ふ次に男女碗を交へ又二枚を食ひ毎碗各二枚を残す男即ち其取る所の碗を以て新婦の碗を蓋ひ牀下に放置し然る後寢に就く是れより先き遺嫁の時母新婦の爲に暖肚（一種）一個を備へ曆書一本を内蔵し耐忍の義に取り（暖肚ハ島民履者以テナリ）桔餅二個は大吉の義に取り米糖一包は甜和の義に取り銀一圓は團圓の義に取り犁頭の鉄一塊は鉄心移らずして光彩あるの義に取り生炭一塊は炭の字島民讀んで攤字と音相同じ故に生兒を攤出して愈々多きの義に取る是等の者皆新婦の懷中に在り情を定めたる後新婦取出して新郎と共に帳中に於て俱に食ふ或は媒人鉛屑と糖とを携へ新婦を送りて男が家に至らば鉛屑を撒布す鉛は縁と音相通するを以て婦の縁あるの義に取り糖は之れを舅姑及新郎等に嘗めしめ甜和の義に取る新婦房内に留ること三日一步も外に出てす第三日に至り小姑新婦を迎へ房を出て先づ神祇祖宗を拜し次に舅姑伯叔兄弟を拜し家人に及ぶ揖し終て各祝儀を贈る之れを答拜禮と云ふ晝間席を設け新婦を請して首座に就かしめ諸女客陪座す新婦飲みて三杯に至らば即ち起ちて最早能はざるを告げて辭退

す是れ婚禮を守るを表するなり此日新婦の實家又小舅を遣はし花油を送る之れを探房と云ふ同時に異日新夫婦を招待するの案内状を持来る主人の家は宴を開き席を備へ小舅を待ち探房を送るの禮を爲し第五日新夫婦は婦の實家を訪ふ婦が家は氈を敷き彩紙を結び以て待つ新郎新婦は共に牛車に駕し往て門に至らば小舅先づ迎へて門内に入り大舅之れを中庭に迎へ對揖して座す小舅捧げて雞卵湯を送り次に蓮子の菓子を後に茶を捧ぐる三次に及ぶ婦は禮として三封の銀或は錢を贈る之れを押盤禮と云ふ婿新婦と共に亦天地祖宗を拜し次に丈人父母を拜し新婦と共に廳内に進む時に其丈人等各禮儀あり其厚薄等しからず丈人席を設けて婿を首座に請し先づ盃を取り其座に備へて退く婿は丈人の退きたる後始めて席に就き飲て三杯に至れば婿起立して固辭す主席者及陪席者之れを挽き止め再び座に就かしめ宴終る迄席に在り以て禮となす宴散して婿新婦と同房に留る夜半丈母人を遣はし婿に菓子を贈る早朝又四果湯(果物四品ヲ)を送り午時近親を會し酒を酌む三日の後婿新婦と共に辭退す丈人麵餅團菓等四色の盤を備へ又小宴一席を開き以て回るを送る

土俗同姓の男女は互に結婚することなし島民の多くは妾るに定聘金を出すを困難とするが故に他より生後一二月乃至一二歳の女子を貰ひ或は互に交換し之を養育し生長の後我家の男子に配す然る時は定聘金を要せず或は十歳前後に於て許婚をなす者あり然る時は定聘金は三十二圓を例とす
 女子は一旦嫁したる後離婚をなすことを得女より之を要求すれば前に得たる定聘金の額を償還するのみにては男子之れを肯せず一層多額を提供せざれば家に回る能はず男子若し婦を離別せんと欲せば一家擧りて之れを虐待し婦の之れに耐へずして遂に自ら離婚を請ふに至るを待つ然れ共斯る事情に於ては定聘金は全部を償還せずして歸家を許さるゝを常とす故に自ら離婚の欲せざる場合に於ても婦は猶ほ定聘金の一部を償還せざるべからざる不利の位地に立つものとする
 離婚するには離縁状を要す之れを他人に代書せしめんには十餘金を供せざるべからず蓋し離縁状を作ることは人の好まざる所なればなり
 女子は再婚することを得然れとも婚姻の式は之れを行ふことを得ず島民は婚姻の式は一生に二度行ふべからざるものと信するなり假令配偶者たる男子初婚に

ても且つ之れを行はず良習慣と云ふ可し
 男子は多数の妻を娶ることを得然れ共婚姻の式は第一の者の外之れを行ふ能はず第二、第三の妻となることは正當なる婦女の好む所にあらず多くは豫て其男子と通じて此に至るか或は男子の家富み名望盛なれば利慾の爲に婚を強ゆる父母なきにあらず
 女子は時として其父母の意に反して自己の好まざる婚を拒むことあり而して父母愛著の心深き者に在ては終に女子の勝利に歸すること尠しとせず

三四 誕育

澎湖の人小兒生るゝの日必ず米粉を和したる紅糰(糰頭ノ外面チ紅)を作り以て神を祝し親戚に贈り又雞を煮て外家(生母ノ實家)に贈る之れを報更と云ふ富家は此日に於て棺木を買ひ工人に命じて棺を造らしむ工人斧を用ひ全力を盡して其木を劈き其木屑遠きに飛ばせば即ち其子壽あるの徴として喜び近きに及べば其子遠地に往かすとして又好となす

三日の後外家より雞、酒、米、布等を以て酬ひ來る之れを送更と云ふ主家は雞、米は其半を受け酒、布は全部を收む十日の後各親戚雞、米を贈るものあり亦之れを送更と云ふ主家雞、酒、油飯(落花生ノ油ト葱ト)を以て之れに酬ゆ
 生後一ヶ月にして兒の頭を剃る此日主家又雞を親戚に贈り且雞を割き油飯を炊き客を請し宴を開く此日外家米粉を和したる紅糰を作り一百枚を贈り來りて新外甥を迎へて家に回へる親戚朋友銀牌(徑二寸餘銀製にして鏡の如く一面に五子登科の字を刻し銀鎖を以て日常頭に掛けしむ)手鐲、腕環を贈るものあり或は月餅、桃麵を贈るものあり滿一年に至り外家衣帽鞋襪、桃麵、紅雞の類を贈る親戚亦贈物をなし主家は宴を設けて之れに酬ゆ
 子なきものは他人の子女を養育して嗣となす其同姓の子を過房子と云ひ他姓の子を螟蛉子と云ふ
 己れの男兒に配する爲め幼少より他人の女兒を養育するもの多し此子を息婦仔と云ふ

三五 喪葬

澎人屍を棺に歛むる時必ず糞灰を取り棺底に填む又道士を家に請し開路を成す開路とは冥土への道を開くなり即ち引導を渡すと云ふが如し而して遺族泣涕懺悔し盡し一夜にして止む富者は道士五人を請し三晝夜を徹するものあり然る時は冥土への道は必ず開け死者以て安く往くとす泣涕懺悔するとは遺族死者を吊し生前の事歴を繰述し哀悼悲歎の意を陳べ慟哭止まらざるなり聽者真に情迫りて斷腸の思あり彼の意義不明なる經文を唱ふるに比し寧ろ勝れりと云ふべし」昔日は屍を永く家に留むるものありしも今は我政令行はれて死後二三日にして葬をなす鑼を鳴し鼓を打ち以て葬を送り墓地に至らば道士旗を振り句を唱へ葬終て家に回へるや一家悉く長き白布に縋り一家の長たる者先導して回へる是れ懇々の情に耐へず永く墓地を去り能はざる者を牽き歸るの意より來るならん一美風なり火葬の風習なく墓は蒲鉾形に堆き塚となし其一端に墓石を立つ墓を拜するや身を墓前に投じ泣涕懺悔すること長時に及び歸路を忘るゝもの如し

三六 祭祀

新年元旦各家燈を張り彩を結び新年を拜賀す男女孩童皆新衣を着し殊に女子は裝飾最も勉む

四日を接神節と稱す此日竈君(竈の神)衆神と共に天より回る故に誠意敬虔之れに接するなり各家雞豚神酒等の牲醴を供へ祭をなす

元宵(正月十五日)には各家先づ十三日の夜に起き門前に燈を掛け廳中に燈を張り彩を結び十五夜に至れば各家性醴碗菜を三界に供へ全家燕飲し鑼を鳴らし鼓を打ち熱鬧を極む又扮装して別灣に至り遊玩するものあり

廟中には燈を張り男女出遊し燈を見る廟中又花卉人物を模造せるものを供ふ男女嗣を求むる者神前に在りて祈り花一枝を求め得て回り菓實に擬したる物を此枝に添加し自れの家に祀る時は能く兒を産むと云ふ而して明年の元宵に至り倍數を奉納し謝恩をなす

此夜男女出遊し何物か偷み得るを以て吉兆とす未婚の女子は他人の葱菜を偷む

諺に葱を偷み得て好公(好男)を得菜を偷み得て好婦を得ると云ふ未婚の男子は他家婿頭の老古石を竊み取る諺に老古石を偷めば好婦を得ると云ふ又婦人は他家の假猪盆(豚に飼を)を偷み得て人に咒罵せらるれば則ち男子を産むの徴として一年間樂みを以て送る

清明節(陰曆三月十五日)には前後五日以内に墓を拜し祖先の祭をなす

(島民は七月十五日冬至より百六日目に)には前後五日以内に墓を拜し祖先の祭をなす

(清明節に於て宛も日本の盂蘭盆に於ては墓を掃き清めたり)而して家人皆春餅(餅を以て)を食ふ

領島紀念祭(三月三)即ち日本軍の始めて此島に上陸せる日に於て毎年千人塚に於て祭典を行ひ式畢て神酒を頒ち相撲を舉行するを例とす此日本島居住の内地人の参拜者甚多く内地人の爲めには本島唯一の祭典なり

端午節(五月五日)には粽を作り相饋り蒲艾を挿み雄黄酒(雄黄と稱する花)を飲む門頭には榕樹の葉一枝を挿み又小漁舟を五色に彩畫し鰻角勝を鳴らす之れを鬪龍舟と云ふ午時小兒女五色の絲を結び男兒は左手に女兒は右手に繋ぐ名けて神練と云ふ各家門前皆雄黄を以て吉慶の字を表出し以て不祥を避くるとす

六月望日各家皆米粉を和したる圓き紅糰を作り祖先を祀る祭畢て全家酒を呑み湯圓を食ふ名けて半年圓と云ふ

七月十五日を中元節となす又盂蘭會と云ふ湧中必ず一二人を撰みて世話人となし錢を集めて會をなす道士五人を請し道場を作り供養すること或は三晝夜に至るものあり各道場夜に至らば必ず放歌高唱し以て地獄を破り鬼門を打つと稱す之れを普度と云ふ會中の人各其生年月日時を書し道士に附す其時餅菓時果諸品數十色を堆く盤中に盛り高さ三四尺に至るものあり以て奇を誇り富を競ふ又羊豚等の牲醴を供ゆ之れが爲め先づ方卓を積み高さ丈餘の臺となし其上に祭品を置く道場終て後一二日戯劇を演じ樂を唱ふ之れを壓醮尾と云ふ

中秋節(八月十五日)には燕飲して月を賞し月餅を作り互に贈答す

重陽節(九月九日)には各灣の書房酒肴を備へ師を請ふて燕飲す土俗此日に於て競ふて風箏を放ち或は響弦を掛け風に乘して昇り聲天に振ふ即ち夜は燈を其上に掛け枕として明星の如し

冬至の日之れを長至節と云ふ糯米の粉を以て湯圓を作り各家牲醴を供へ以て祖

六月望日各家皆米粉を和したる圓き紅糰を作り祖先を祀る祭畢て全家酒を呑み湯圓を食ふ名けて半年圓と云ふ

七月十五日を中元節となす又盂蘭會と云ふ湧中必ず一二人を撰みて世話人となし錢を集めて會をなす道士五人を請し道場を作り供養すること或は三晝夜に至るものあり各道場夜に至らば必ず放歌高唱し以て地獄を破り鬼門を打つと稱す之れを普度と云ふ會中の人各其生年月日時を書し道士に附す其時餅菓時果諸品數十色を堆く盤中に盛り高さ三四尺に至るものあり以て奇を誇り富を競ふ又羊豚等の牲醴を供ゆ之れが爲め先づ方卓を積み高さ丈餘の臺となし其上に祭品を置く道場終て後一二日戯劇を演じ樂を唱ふ之れを壓醮尾と云ふ

中秋節(八月十五日)には燕飲して月を賞し月餅を作り互に贈答す

重陽節(九月九日)には各灣の書房酒肴を備へ師を請ふて燕飲す土俗此日に於て競ふて風箏を放ち或は響弦を掛け風に乘して昇り聲天に振ふ即ち夜は燈を其上に掛け枕として明星の如し

冬至の日之れを長至節と云ふ糯米の粉を以て湯圓を作り各家牲醴を供へ以て祖

先を祀る祭畢て全家酒を酌み湯圓を食ひ以て添算となす之れを團冬と云ふ
 臘月二十四日は之れを小除と名つく各家舎を掃ひ牲體菜品を供へ又紙製の幡輪
 車馬舟楫の類を置き楮帛と共に焚きて之れを送る此日を送神節と云ふ蓋し寇君
 此日の朝を以て天帝に調すと云ふ
 除夕は家々水を撒き青菜を磁碗に盛り春花を其上に挿む之れを隔年飯と云ふ明
 歳豊年の兆となす各家貧富を論せず共に雞を割き肉圓を煮て年を祀り祖を祀り
 畢て全家の男女老少共に一席に集まり火爐を中央に置き酒を酌む之れを圍爐と
 云ふ又年糕を作り相饋る之れを一年高と云ふ一年高は糯米の粉を以て之れを作
 る各家門頭に貼布しある聯句は此日皆新符に換ゆ

三七 衛生

往時此地に醫師なる者なし人病めは自ら野花草根の類を求め治を圖る其症稍々
 重くして治し難きに至らば則ち和尚に就き其占卜に依て祈禱をなし或は藥舖に
 至り賣藥を求め治を圖るに過ぎざりしが今は我仁政の餘澤を被ふり公醫を媽宮

白沙嶋ノ大赤段漁翁嶋の小池角及八罩嶋網按の四所に置き人民の診察をなし又
 媽宮に官立醫院一を設け患者を治療し且つ收容す明治四十二年に於て公醫の治
 療したる者は

内地人患者 一、九八二男 一、九〇六女 治療日數 一一、〇四三
 本島人患者 六、一〇九男 四、五〇三女 治療日數 二四、四六三
 澎湖醫院に於て治療したる者は

内地人患者 三、九七三男 二、六七一女 治療日數 二八、四五八
 本島人患者 二、二五四男 一、六五七女 治療日數 一一、二八三

之に據て見れば列島各地の民は未だ普く聖恩に浴し得ざるが如しと雖も幸に此
 地は海洋中に隔在し外部との交通頻繁ならざるを以て悪疫の襲撃を受くること
 少く風土亦險惡ならざれば殆ど固有の風土病と認むべきものなく島民爲めに安
 泰なり

本島に於ける傳染病患者は明治四十二年に於て腸窒扶斯六名赤痢二名熱帶赤痢
 四名に過ぎざりしなり

本島人の産婆なる者無し経験ある婦人相扶けて産兒産婦の所置をなす其中最も経験あり熟練せる者は其名近郷に聞へ不正規の分娩等に臨み普通人の所置し能はざるものある時は遠きを厭はず人を馳せて之れを迎ゆ今内地人の産婆二人あり在留内地人の需めに應ずるを主とす

三八 雑 俗

往日は人を賣て婢僕となすの陋風あり盛に支那内地に輸出せられたりと云ふ蓋し歳饒なれば家々相樂み必しも其子女を賣る者なし唯大旱大荒に遭へば貧民自ら保つ能はず債主の嚴促に會ひ止むを得ず其愛子を鬻ぎ之れを償はざるを得ざりしなり然れ共我皇の恩澤に浴してより斯る非道苛虐の政は又之れを見るべからず況や歳凶にして人民飢餓に瀕する時に方りては救恤の典あり流離顛沛此土に留まり能はざるが如き不幸の民今や全く無きに至り人を賣買するが如き陋風跡を絶てり
島民文字を敬ふこと猶ほ支那人一般の風に背かず惜字塔又は敬字亭と稱する小

塔を書院の傍及各灣の要所に立て文字を記したる紙片の投棄すべきもの或は地上に散落せる文字紙を蒐集して之れを其中に蓄積し毎歳之れを燒き佳辰を卜して蒼顔の神位を祭り之れを清海の中に投ずるを例とす之れを送る時士女衣冠を正し鼓を鳴らし箏を吹き神位を奉じて往く路傍の郊戸商家亦鼓を鳴らして之れに和し門前に於て行を送る

島民は淫風盛なり女子は結婚前既に近隣の男子と相通するもの多く殊に人の妻にして猶間を窺ふて不義の行を爲す者あり寧ろ未婚の婦女に比し甚しきものありと云ふ明治四十年に於ける結婚の數は四百三十六にして離婚の數は百五あり又生兒の數一千五百五十五人の内私生兒六十二人あり又以て其貞淫を卜知するを得べし

男子は辮髪し女子は纏足すること支那の風に異らず改隸後既に十五年なるも未だ斷髪の風行はれず現今斷髪せるものは巡查補及要港部に備役せらるゝ給仕あるのみ唯女子の纏足は新政の惠に依り其天然の形狀を變歪せしむるが如く甚しく纏絡する者殆どなきに至れり

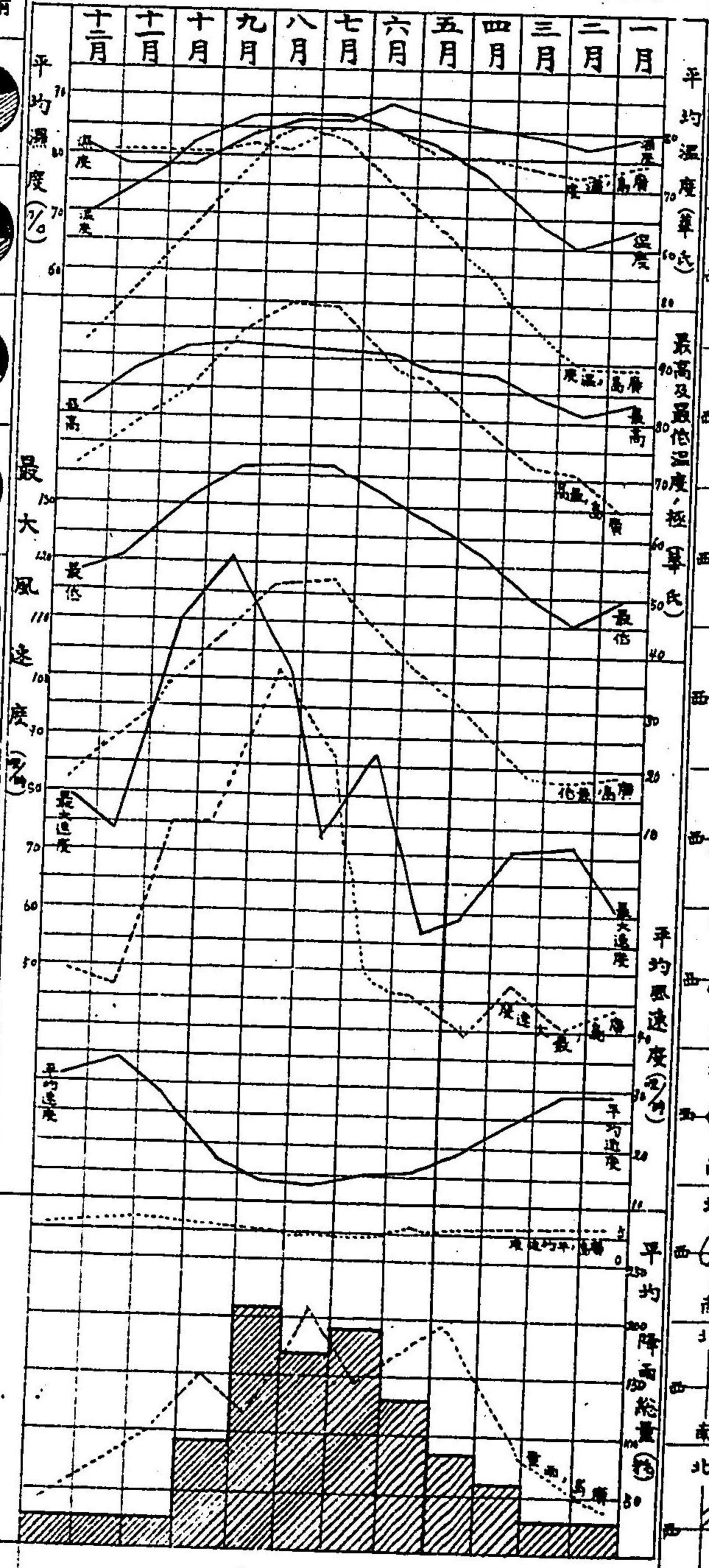
澎湖島氣候概況一覽圖

●●○ 晴
●●● 雨

明治四十三年八月 日調

澎湖島測候所

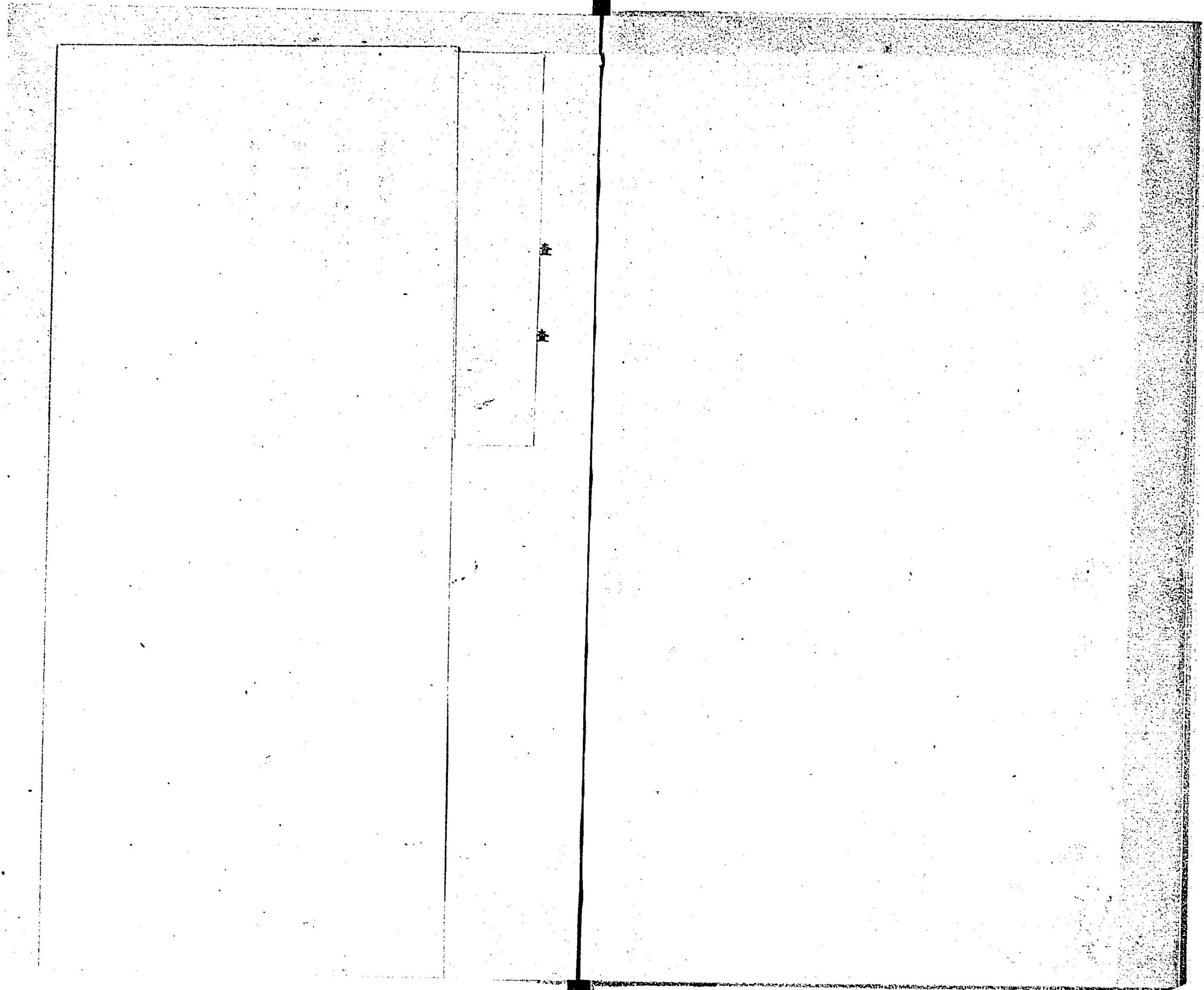
- 一月
- 二月
- 三月
- 四月
- 五月
- 六月
- 七月
- 八月
- 九月
- 十月
- 十一月
- 十二月



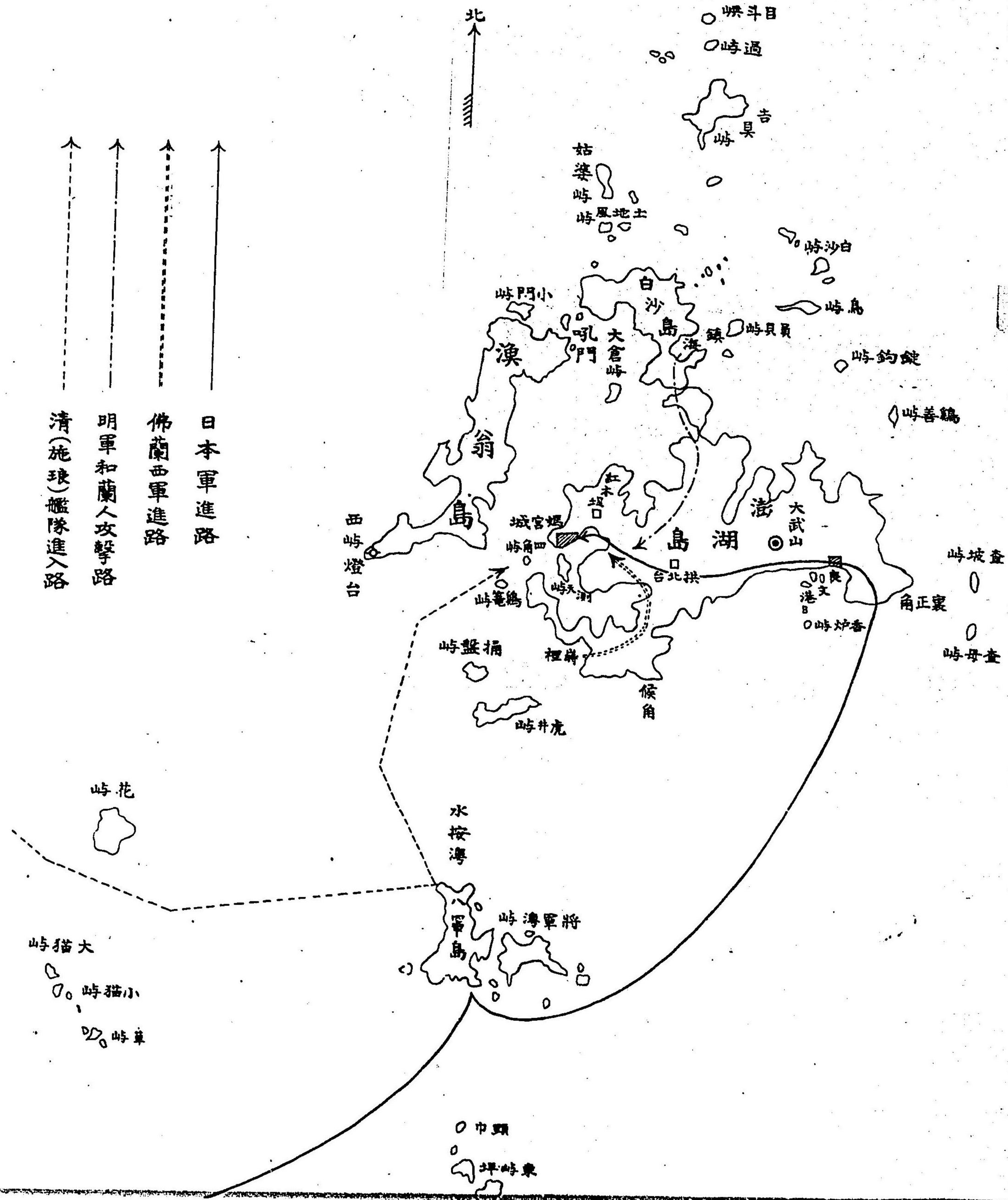
自明治三十年至明治四十二年累年平均之成績



資料：明治十四年ヨリ全世八年ニ至廿五年

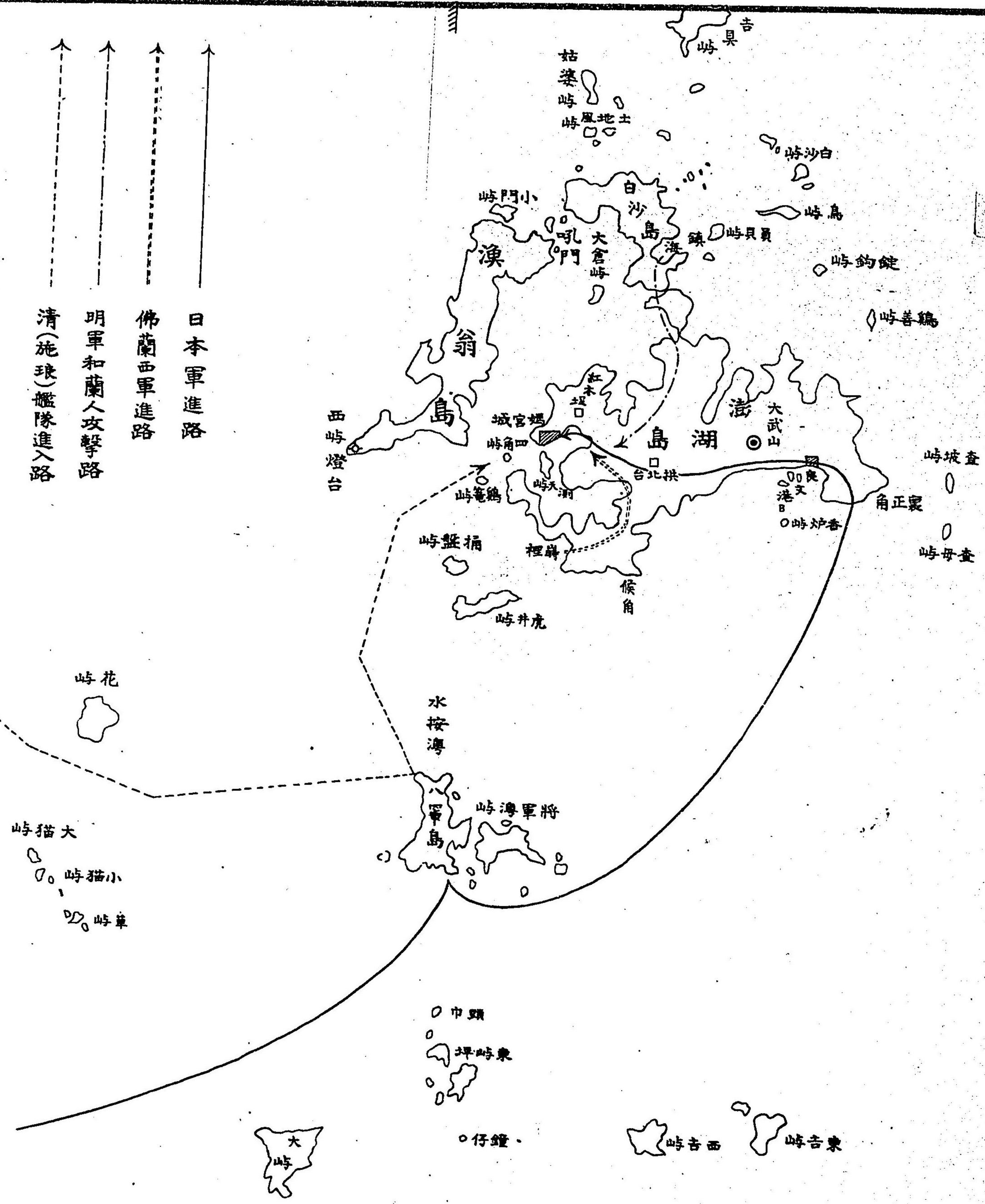


澎湖各島戰役攻擊進軍略圖

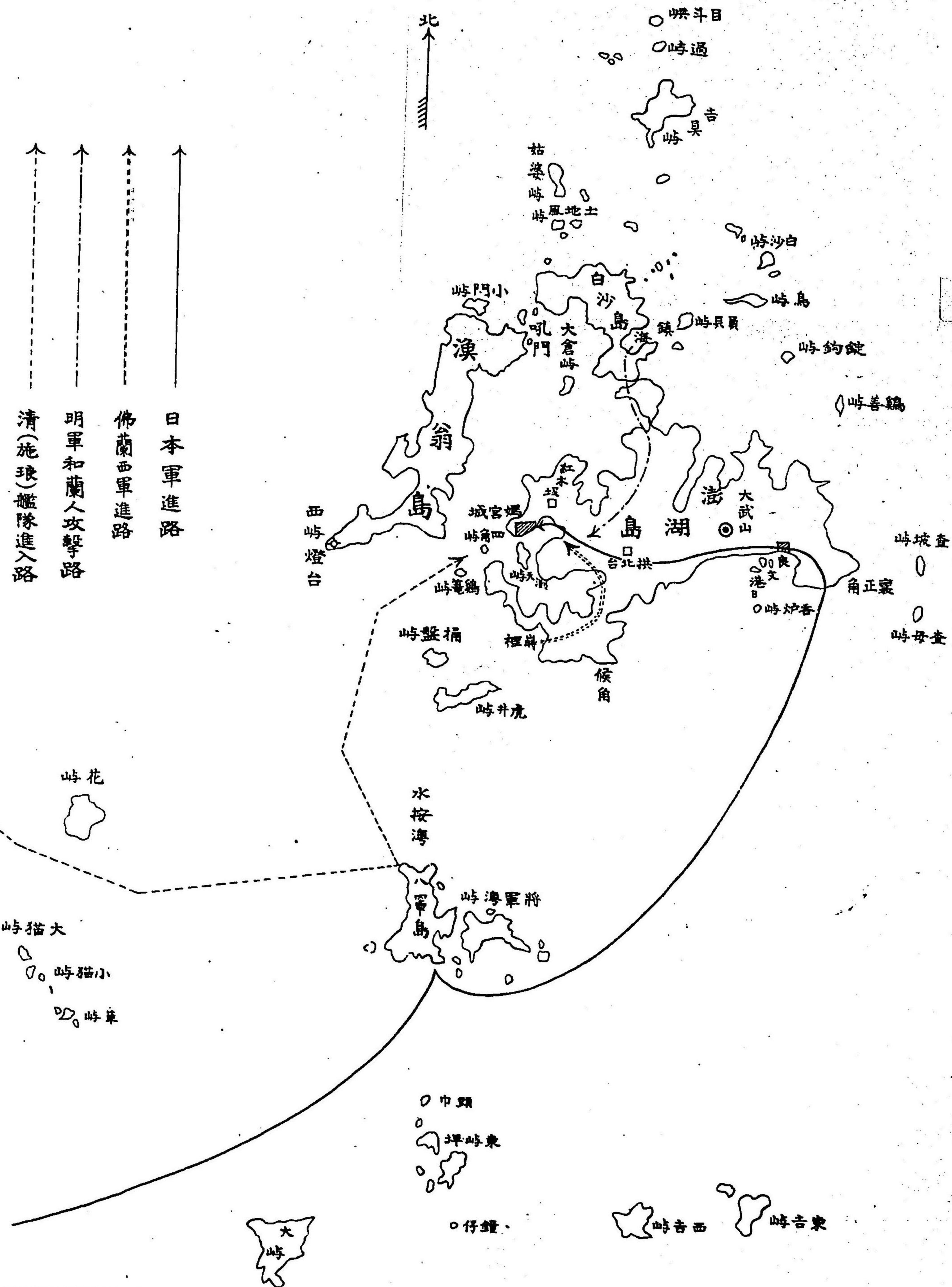


↑
↑
↑
↑

清(施琅)艦隊進路
明軍和蘭人攻擊路
佛蘭西軍進路
日本軍進路



澎湖各島戰役攻擊軍進略圖



明治四十四年四月廿九日印刷
明治四十四年五月二日發行

定價金五十五錢

著者兼
發行者

井田麟鹿

東京府豐多摩郡千駄ヶ谷町大字原宿六十六番地

印刷者

佐々木俊一

東京市神田區中區榮町四番地

印刷所

秀光舍

東京市神田區中區榮町四番地



不許
複製

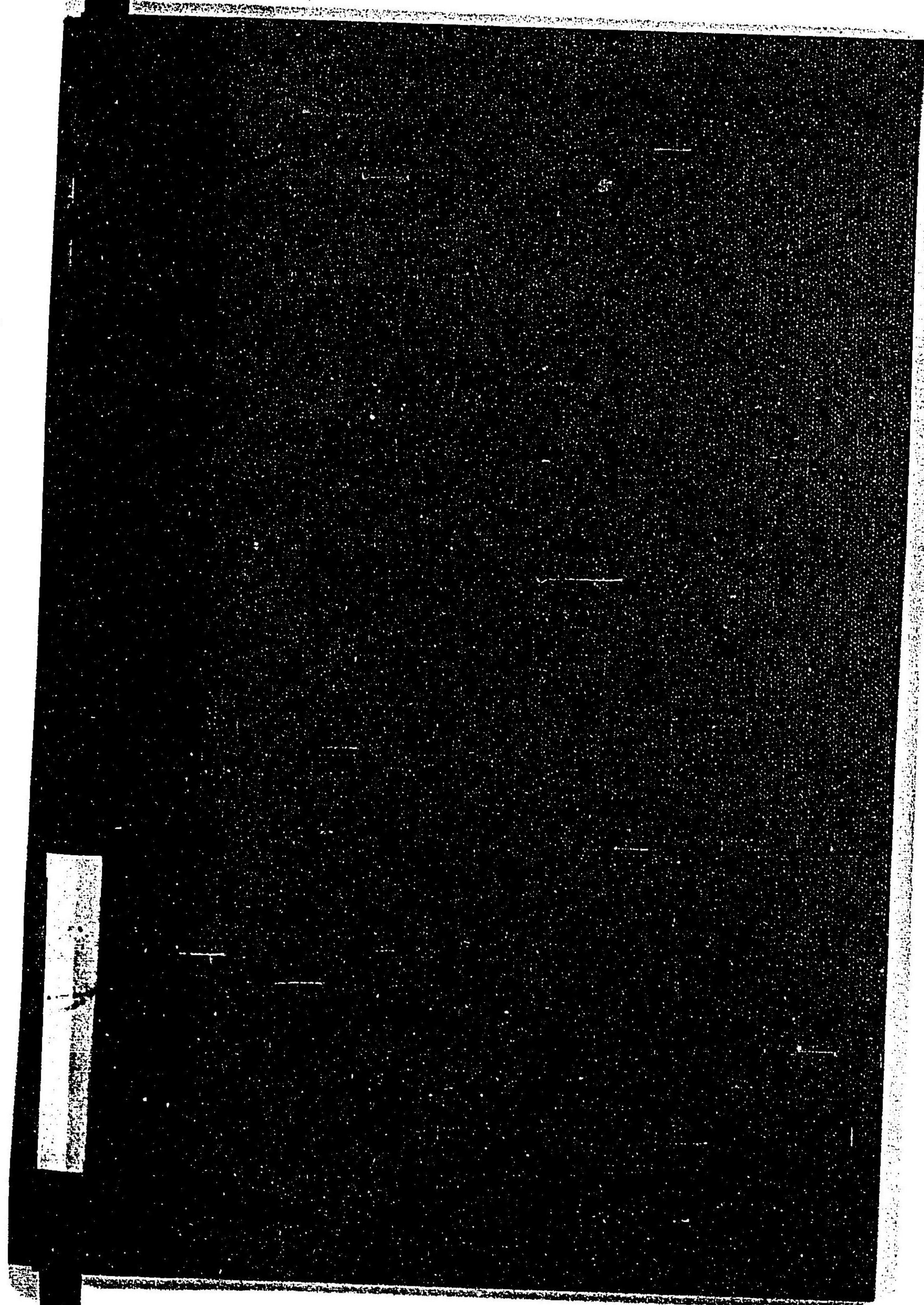
發賣所

東京市神田區松下町一〇

以文館

IV 65

5
2328



Small, illegible text or markings located on the left edge of the dark rectangular area.

292.24
I129h

026660-000-6

292.24-I129h

澎湖風土記

井田 麟鹿/著

M44

ADD-0349

